

平成 2 7 年度

第 1 7 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日 ( 火 )  
開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 4 時 1 1 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度  
第 1 7 回大分県教育委員会

**【議 事】**

- ( 1 ) 報 告
  - 大分県長期教育計画策定の進捗状況について
  - 屋内スポーツ施設設計者選定の状況について
  
- ( 2 ) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

<b>委 員</b>	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

<b>事務局</b>	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	参事監兼教育財務課長	岡 田 雄
	参事監兼高校教育課長	岩 武 茂 代
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	姫 野 浩 之
	義務教育課学力向上支援班参事（総括）	内 海 真理子
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	野 尻 明 敬
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

### 2 傍聴人

6 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第17回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと思っております。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は14時05分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(工藤教育長)

それでは、議事に入ります。

### 【報 告】

大分県長期教育計画策定の進捗状況について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「大分県長期教育計画策定の進捗状況について」  
能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

教育長計策定に向けた進捗状況につきまして、9月第2回の教育委員会において素案をご決定いただき以降の動きについて報告させていただきます。

素案決定以降、県議会文教警察委員会への報告及びパブリックコメントを実施するとともに、第3回の計画委員会を開催したところです。それぞれの機会に寄せられましたご意見をご紹介させていただきながら、本文の修正箇所についても確認をさせていただければと思います。

79ページ、資料3をお開きください。こちらは、10月1日に開催されました文教警察委員会における委員発言要旨です。No1は、インクルーシブ教育システム構築の必要性についてのご意見でした。No2は、本を読みたくなる環境づくりが大切であるのご意見、No3は、不登校児童生徒の学校復帰に関するご意見、それからフリースクールなど関係機関や団体との連携が求められるのご意見、No4、5は、家庭教育の充実に関する意見でございました。

次に80ページ、資料4をお開きください。こちらは、パブリックコメントにおいて寄せられたご意見とそのご意見に対する考え方をまとめたものとなります。本ページの右肩に記載しておりますとおり、10月2日から1ヶ月間パブリックコメントを実施いたしまして、84名の県民の皆様からご意見を頂戴しております。中には重複するご意見もありましたので、同種の意見欄を設け、集約して件数を記載しております。また、中程の意見の要旨に対する考え方及び反映状況を表の一番右の欄に整理しております。

No1は、目標設定が子どもたちの成長に繋がっているか疑問であるという意見です。これに対しましては、教育長計(案)の本文に第3章として、計画の進行管理に関する記述を追加しております。計画に基づく施策の進行管理については、現行教育長計においても実施をし、教育委員会会議においても点検評価を行っていただいているところですが、その考え方について整理を行ったものです。No2は、人権教育推進の位置付けに関するご意見です。No3からNo5は、教育長計(案)の最重点目標、特に学力調査を用いた数値目標の設定に関するご意見です。No6は、インクルーシブ教育システム、合理的配慮に関する解説が必要とのご意見です。No7は、スクールソーシャルワーカーの位置付けに関するご意見、No8からNo10は、確かな学力の育成に係る目標指標の設定に関するご意見、「新大分スタンダード」や習熟の程度に応じた指導などの授業の型に関するご意見です。No12からNo14は、健康体力づくりの推進に係るフッ化物洗口に関するご意見、No16か

らNo23は、特別支援教育の充実に関するご意見です。No23は、意見の要旨にありますとおり、目標指標の指標名「個別の指導計画」の対象を小・中だけではなく高等学校も加えるべきではないかというご意見でした。このご意見を受けまして、資料の30ページ、施策「特別支援教育の充実」の目標指標の1つ目に、高等学校を追加したところです。

資料85ページにお戻りください。No26からNo29は、グローバルに関する意見です。No27にありますとおり、身近にいる多様な価値観を持った人々との協働も大事であるとのご意見が複数寄せられたところです。No32、No33は不登校対策の充実・強化に係るご意見です。No33は、不登校の保護者に対する支援も盛り込むべきというご意見です。これについては、ご意見の趣旨を踏まえ、資料の40ページ、施策「不登校対策の充実・強化」の主な取組「早期発見・早期対応の徹底」の3番目のポツとして「県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）やスクールカウンセラーを活用した保護者支援の充実」という取組を追加しております。

資料87ページにお戻りください。No34からNo41は、教職員の意識改革と資質能力の向上に係る意見です。この中では校務環境の整備、教職員の負担軽減に関するご意見を多数お寄せいただいているところです。

続きまして、資料89ページをお開きください。ただいまご紹介させていただきましたパブリックコメントの結果も踏まえ、11月4日に第3回計画委員会を開催したところであり、こちらの資料は、その際に頂戴しました委員のご意見の要旨をまとめたものとなります。No1、No3からNo6は、第1章総論部分の「教育改革の背景」として平成20年の不祥事に触れている部分についてのご意見です。No1は、計画の書き出し部分に平成20年の不祥事があることに違和感を感じる、確かに大分県の教育を考える上で絶対に忘れてはいけないことであるし、教育改革の出発点となっていることに異論はないけれども、計画の冒頭部分は前向きな内容から始まる方がよいとのご意見です。一方、No3は、大分県において教育改革を語る場合、平成20年の事件を抜きには語れないとのご意見です。No4は、「教育県大分」の具体的な姿が計画の中で示されていないことに物足りなさを感じる、「教育県大分」を実現するためには、県民全ての意識改革が必要であり、県民を巻き込んで取り組んでいくための仕掛けが必要であるとのご意見です。No5は、「教育改革の経緯」の前に、大分県の教育ということで一つ項目を立てて、大分県教育の歴史に触れてはどうかとのご意見です。No6は、10年後の子どもたちはこうなっていて欲しいというところを書き込むべきとのご意見です。ただいまご紹介しました5つのご意見につきまして、教育委員会会議や県議会におけるご議論も踏まえて素案をご決定いただいている経緯もあることから、ご意見の趣旨も踏まえて巻頭言で工

夫することを考えております。

資料1ページ、計画の概要資料をお開きください。基本理念の下の3つ目の矢印のところに、最重点目標として、「全国に誇れる教育水準」の達成を目指すことを明記するとともに、そのための指標を明記しております。この指標部分について、素案段階では、「学力」、「体力」、「意欲」、「これからの時代に求められる総合力」という表現をしておりましたところ、89ページのNo2にありますとおり、「意欲」が「学習意欲」を意味するものであれば、学力の三要素であって学力に含まれるのではないかとのご意見を頂戴しました。ここで記載している「意欲」は学習意欲よりも広い意味で用いていることから、誤解が生じないように「未来を切り拓く意欲」とう表現に改めております。

89ページにお戻りください。No11は、「芯の通った学校組織」に関してですけれども、今後は学校組織が自律的に発展していくシステム、ガバナンスが当然求められるとともに、校長の責任・機能、職員会議の機能、教育委員会と校長との関係等一連の流れの中で、学校組織を高度化していくことが求められるとのご意見です。

No13、No14は、高校教育に関するご意見です。No13は、施策「魅力ある高等学校づくりの推進」の中に「再編」という言葉は入れないまでも、新たな視点から高校改革に取り組んでいくという方向性を記述すべきではないかと、「地方創生」というキーワードがある中で、今後の高校のあり方をしっかりと考えていく必要があるとのご意見です。No14は、特に周辺部の高校に対して、今後5年、10年先のビジョンを示すべきではないかというご意見です。こういったご意見を踏まえ、49ページの施策「魅力ある高等学校づくりの推進」の主な取組「特色ある高等学校づくりの推進」の4ポツに「地方創生にも資する地域の高等学校の在り方の検討」という記述を新たに追加しております。

6ページをお開きください。「計画の策定にあたって」ということで、第1章総論の前に、計画策定の趣旨、計画の性格・役割、期間、構成についての項目を新たに追加をしております。

60ページをお開きください。施策「県民スポーツを支える環境づくりの推進」の主な取組「スポーツ施設の整備・充実」の2ポツですが、素案段階では、「県立スポーツ施設の在り方の検討」という表現をしておりましたが、この間の状況の変化を踏まえ、「スポーツ施設の機能の充実」という表現に改めております。

65ページをお開きください。第3章「計画の進行管理」ということで、新たに記述を追加しております。中でも、「1計画の進行管理」の3つ目のパラグラフにおいて、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じて計画自体の適時適切な見直しも求められることから、県長計の実施状況を勘案しつつ、中間年を目途として計画の見直しを行うことを明記して

おります。

なお、現在「教育県大分の創造に向けた意見交換会」ということで、県内の18市町村教育委員会に赴きまして意見交換会を実施しているところです。その中で、一つには「芯の通った学校組織」をテーマとして今後の方針のすり合わせを行うとともに、2つ目のテーマとして教育長計（案）についてご意見を頂戴しているところでございます。これらの内容につきましては、12月第2回の教育委員会会議でご報告させていただき、年度中の策定に向けて詰めの作業を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

（工藤教育長）

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（林職務代理者）

パブコメの内容や議員の先生の意見を見た時に、学力を全国レベルにするということについて、まだ点数だけにこだわっていると思われる節があるように感じます。これまで大分のどこの学校で教育を受けたとしても、子どもたちに健全な学力が育成されることを目指すということを行い続けてきたつもりですが、十分に伝わっていない気がします。こういった方向性については、計画にきちんと盛り込む必要があると思いますがいかがでしょうか。

（能見教育改革・企画課長）

確かに個々の指標を取り上げて、点数学力だけを目標にするのはいかなものかというご意見につきましては、以前より指摘されていたところです。これにつきましては、こういった趣旨で目標設定するのかを引き続き丁寧にご説明していくしかないと考えております。最重点目標につきましても、点数学力ではなく、子どもの力を多面的に捉え、そのトータルとして教育水準を向上させるという方向性ですので、引き続き丁寧に説明してまいります。

（林職務代理者）

学力テストもそうですが、テストの結果は最終的には個々の生徒の指導に還元されているはずですが、こういった実情を理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明をしていかなければならないと思います。

（首藤委員）

点数学力だけではないという説明ではなく、授業改善や校内研究など



に学校が組織的に取り組み、一人ひとりの子どもの学力を付けるという方向に進めば、必ず結果として点数学力も上がるという説明の方が、行政の説明としては適切ではないでしょうか。時に点数だけを上げるのは簡単だという言い方もされますが、我々としてはそういうことではないということをしかりと認識いただかなければいけないと思います。基本的な学力が向上した時に、思考力・判断力・表現力を身に付けさせたら、他県の結果を見ても必ず全国学テの結果も向上するんだとうことを強力に発信していかなければならないのではないのでしょうか。

(高橋委員)

子どもたちに知・徳・体の「徳」を説いていくためには、先生方の意識改革が絶対に必要だと思います。先生方からまず変わっていただくという視点が大事だと思います。

(松田委員)

新聞で見ましたが、国において高等学校に学力テストを導入するという動きがあり、定期的にテストをして大学入試に活かすということのようです。これは情報提供です。

昨日、県の青少年健全育成審議会に出席した際に感じたことですが、1つは教育と青少年の健全育成、地方創生、活性化は非常に強く結びついているということ、2つ目は学力・体力を向上させるには、幼児期からの切れ目のない教育が重要だということです。ドイツもオランダも4歳から義務教育を行っており、幼児期の教育が重要視されています。大分でも幼児期の教育を一層充実させるとともに、家庭教育との連携・協働にも力を入れていく必要があると思います。

また、計画の表記についてですが、「子ども」という表現が多用されているように感じます。「子ども」は英語に直訳すれば「child」と訳されますし、個人的には幼児を想起してしまいます。「子ども・若者」という表現に改める方がいいと思うのですがいかがでしょうか。

(能見教育改革・企画課長)

「若者」という言葉の定義が何歳から何歳までを指すのかを確認させていただいた上で、整理させていただきたいと思います。

(首藤委員)

幼児・児童・生徒と並び立てて表現する必要が出てくることから、長計を初めて作成したときに、「子ども」という表現で統一するという方向性を決めたように記憶しています。

(松田委員)

県の長計を受けて生活環境部で策定を予定している「青少年健全育成基本計画」において、「子ども・若者」という表現を使用していることから発言をさせていただいたところです。教育委員会だけではなく、県全体で統一するという視点も必要ではないでしょうか。

(岩崎委員)

非常に多くの県民意見をいただいておりますが、ただ今の説明をお聞きし、県民意見等を踏まえた修正がなされており、フォローできているように感じました。今回の教育長計の方向性で問題ないと思います。

(工藤教育長)

先ほど能見課長からも説明をさせていただきましたが、現在市町村教育委員会に出向いて色々なご意見を伺っております。いただいたご意見は取りまとめの上、改めてご報告させていただきます。

屋内スポーツ施設設計者選定の状況について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「屋内スポーツ施設設計者選定の状況について」  
蓑田体育保健課長から報告いたします。

(蓑田体育保健課長)

「県立屋内スポーツ施設の設計者選定の状況について」説明させていただきます。

まず、今回の選定は、企画提案方式で応募者の技術や能力等を評価するプロポーザル方法により実施しております。デザインコンペが設計書を選定するのに対し、プロポーザルは設計者を選定する方法のため、設計に発注者の意図を反映できるのもこの方式の特徴と言えます。

それでは、選定に係る実施経緯について説明いたします。8月27日に第1回選定委員会を開催し、実施要領、審査基準を決定いたしました。決定した実施要領により、9月1日に公告を行い、9月11日を締切として参加表明を受け付けました。その結果、15者から参加表明をいただきました。その後、10月19日の期限までに10者から審査用図書の提出をいただきました。その10者を対象とした第1次審査が11月8日に実施され、第2次審査に進む5者が出選されました。

次に、選定委員会の委員についてです。選定委員会は7名の委員により構成されています。大規模大会の開催、武道の拠点、地域防災の中核施設など施設が担う機能の観点から提案を総合的に評価できるよう、スポーツ、建築、医療等、各分野の専門家の方々に委員をお願いしております。委員個々のお名前については、資料でご確認ください。

第1次審査では、独創性、経済性、機能性等の実施要領で定める審査基準に基づき、提案書、その他の書類を審査し、発注者の求める課題を満たし、総合的に優れた応募者5者が第1次審査通過者として選定されました。応募者の氏名と所属事務所については、資料の中ほどに一覧表で記載しておりますのでご確認ください。また、提案書において提案を求めた5つの課題についても、その下に枠囲みで掲載しておりますのでご確認ください。

最後に、これからのスケジュールについて説明いたします。最終審査となる第2次審査は、11月22日(日)に県庁舎新館14階大会議室で実施されます。第2次審査では、公開のプレゼンテーションとヒアリングにより書類だけでは確認できない内容の確認が行われ、最優秀者と次点者が選定されます。

また、本施設のラグビーワールドカップまでの確実な完成に向け、当初、来年度に予定していた実施設計を前倒しし、本年度内に取り組めるよう、現在、予算措置等の準備が進められています。

なお、基本設計者の決定等については次回の教育委員会会議で報告させていただきます。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる国立競技場の設計者選定では、予算、工期ともに想定を大きく上回り議論となりました。県立屋内スポーツ施設の設計者選定に関しては、ラグビーワールドカップでの活用も想定されており、それまでに完成させることは当然ですが、予算を範囲内に収めること、使いやすく価値あるものにするのも重要ですので、建築の専門家の意見が重要だと思います。そういう視点で選定委員を拝見させていただくと、九州大学の住吉委員は建築関係のようですが、大分大学の菊池委員、日本文理大学の島岡委員も建築分野が専門の方ですか。

(蓑田体育保健課長)

お二方とも、建築が専門の方々です。

(岩崎委員)

建築の専門家が3人いらっしゃって、その方々が主に議論をしていただけということでしょうか。

( 菘田体育保健課長 )

22日に行われる公開のプレゼンテーションとヒアリングでは、3人の方々だけではなく、それぞれの委員がそれぞれの専門分野から意見を聞くことになると思います。

( 林職務代理者 )

今回は、設計者選定の状況に関する報告ということですが、屋内スポーツ施設整備の関係で、教育委員会としての決定を要する内容はあるのですか。

( 工藤教育長 )

教育委員会としての決定を要するものではありませんが、今後もその進捗については報告させていただきます。

( 松田委員 )

現在、大相撲九州場所が開かれていて、本県出身の嘉風関が頑張っています。先日、日田市に行った際、小学生の相撲大会が開かれているのを見ました。日田市内の小学校には相撲場があるところがあり、使われているところもあれば、手入れがされていないところもありました。ラグビーワールドカップで使われる施設の整備も大事なことです。今ある施設の見直しも大切なことだと感じました。

( 工藤教育長 )

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第17回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成27年度第17回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年11月17日(火)

13:35～14:05

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 報 告

大分県長期教育計画策定の進捗状況について

屋内スポーツ施設設計者選定の状況について

(2) その他

4 閉 会

# 大分県長期教育計画（案）の概要

資料1

## 第1章 「教育県大分」の創造に向けて

### 教育改革の経緯

- 教育改革の背景
- ・H20以前の教育施策の展開
  - ・教員採用選考試験等をめぐる不祥事（H20）
- 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備
- ・選考試験、人事管理、組織の見直しによる、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立
  - ・教職員が切磋琢磨する環境醸成、法令遵守の徹底
- 「芯の通った学校組織」の構築による学校改革
- ・H24以降の計画的取組により、学校の課題解決力は着実に向上 「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要

### 教育を取り巻く時代の趨勢

- 社会情勢の変化
- ・変化の激しい時代にあって、社会情勢の変化を的確に捉え、次代に向けた展望を描く必要（人口減少・少子高齢化、グローバル化、ICTの進展・技術革新等）
- 教育情勢の変化
- ・国では、地方創生、2020年東京五輪を見据えスポーツ・文化芸術立国の実現に向けた取組や、高大接続改革等の教育改革を推進
  - ・こうした地方創生や教育改革等の機を捉え、特に2020（H32）年を見据えた取組を進め、更にその先の5年に繋げていく視点が必要

### 計画の性格・役割等

- 「大分県長期総合計画」の教育部門の実施計画
- 「大分県長期総合計画」の教育関係部分と合わせて、教育基本法第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」
- 計画の期間：  
H28（2016）年度～H36（2024）年度〔9年間〕

## 基本理念

### 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進

「大分県長期総合計画」に基づく8つの基本目標の下、第2章の施策を計画的・総合的に推進

最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指す

「学力」「体力」「未来を切り拓く意欲」「グローバルに活躍する力」に関わる指標を設定

### 施策の総合的推進のために必要な視点

- 施策横断的な課題への対応
- ・新たな教育課題への対応（ICTを活用した教育の推進、主権者教育の充実等）
  - ・子どもの貧困対策
  - ・基盤となる人権教育
  - ・インクルーシブ教育システム
- 施策推進に向けた環境づくり
- ・県民総ぐるみの教育（学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組普及）
  - ・県民の期待に応える教育行政（新教育委員会制度の下、市町村教委、知事部局との連携）

## 第2章 施策（主な内容）

### 学校教育

#### 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- ・確かな学力：「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求、（目指す授業像の明確化、主体的・協働的な学習）組織的な授業改善の推進、補充・家庭学習の充実
- ・豊かな心：道徳教育、芸術・伝統文化等に関する教育の充実、読書活動、体験活動の推進
- ・健康・体力：学校体育の充実、運動の習慣化、学校保健の充実、食育やむし歯予防対策の推進
- ・進学力・就職力の向上（高大接続改革を見据えた授業改善、SGH等先進的取組の波及等）（専門学科の充実、実習設備の整備、地域産業界との連携強化等）（キャリア教育の充実、インターンシップの充実等）
- ・幼児教育、特別支援教育の充実
- ・時代の変化を見据えた教育（人権、ICT、ESD、主権者教育）

#### グローバル社会を生きるために必要な総合力の育成

- ・挑戦意欲と責任感・使命感
- ・多様性を受け入れ協働する力
- ・大分県や日本への深い理解
- ・論理的に考え伝える力
- ・英語力（語学力）

### 安全・安心な教育環境の確保

- ・いじめ対策、不登校対策の充実・強化
- ・安全・安心な学校づくり（実践的な防災教育・防災対策、学校内外における子どもの安全対策、学校施設の整備・長寿命化等）

### 信頼される学校づくりの推進

- ・「芯の通った学校組織」の取組深化（学校マネジメントの徹底・強化、教育課題の解決に向けた組織的な取組深化、コミュニティ・スクールの普及など地域とともにある学校づくり）
- ・教職員の意識改革と資質能力の向上
- ・魅力ある高等学校づくり（進学・就職を見据えた高等学校の質向上、地域ニーズを踏まえ地域の活力ともなる特色ある高等学校づくり）

### 社会教育

#### 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- ・多様な学習活動への支援（ライフステージに応じた多様な学習機会の提供、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成、県立社会教育施設の機能再編など多様な学びを支える環境づくり、人権意識を高める学習）
- ・社会全体の「協育」力の向上（「協育」ネットワークの充実・深化、「協育」力を活かした地域活動の展開）
- ・コミュニティの協働による家庭教育支援の推進（家庭教育支援体制の整備、保護者に対する学習機会の提供）

### 文化財・伝統文化

#### 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

- ・文化財・伝統文化の保存（指定・選定・登録制度の活用、埋蔵文化財センター移転整備等）
- ・文化財・伝統文化の活用（修復現場の公開、「日本遺産」の認定促進、埋蔵文化財センターの展示内容充実等）
- ・文化財・伝統文化の継承（学ぶ機会の充実、継承に向けた基盤整備）

### スポーツ

#### 県民スポーツの推進

- ・生涯にわたってスポーツに親しむ機運醸成（ライフステージに応じたスポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援）
- ・県民スポーツを支える環境づくり（「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実、県立屋内スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保等）

#### 世界に羽ばたく選手の育成

- ・ジュニア期からの一貫指導体制の確立
- ・優秀選手の育成・強化
- ・競技力を支える人材養成と環境整備

資料2

# 大分県長期教育計画 (案)

大分県教育委員会

## 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・役割	1
3	計画の期間	1
4	計画の構成	1

## 第1章 「教育県大分」の創造に向けて

1	教育改革の経緯	
(1)	教育改革の背景	2
(2)	教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備	2
(3)	「芯の通った学校組織」の構築による学校改革	2
2	教育を取り巻く時代の <sup>すう</sup> 趨勢	
(1)	社会情勢の変化	3
(2)	教育情勢の変化	4
3	計画の基本理念	5
4	基本理念の実現に向けて	
(1)	基本目標と最重点目標	5
(2)	施策の総合的推進のために必要な視点	6

## 第2章 施策

基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	
(1)	確かな学力の育成	8
(2)	豊かな心の育成	11
(3)	健康・体力づくりの推進	13
(4)	幼児教育の充実	16
(5)	進学力・就職力の向上	18
(6)	特別支援教育の充実	20
(7)	時代の変化を見据えた教育の展開	22
基本目標 2	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	25



<b>基本目標 3</b>	<b>安全・安心な教育環境の確保</b>	
	(1) いじめ対策の充実・強化	28
	(2) 不登校対策の充実・強化	30
	(3) 安全・安心な学校づくりの推進	32
<b>基本目標 4</b>	<b>信頼される学校づくりの推進</b>	
	(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化	34
	(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上	36
	(3) 魅力ある高等学校づくりの推進	39
<b>基本目標 5</b>	<b>変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた 学びの支援</b>	
	(1) 多様な学習活動への支援	41
	(2) 社会全体の「協育」力の向上	43
	(3) コミュニティの協働による家庭教育支援 の推進	45
<b>基本目標 6</b>	<b>文化財・伝統文化の保存・活用・継承</b>	46
<b>基本目標 7</b>	<b>県民スポーツの推進</b>	
	(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の 醸成	48
	(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進	50
<b>基本目標 8</b>	<b>世界に羽ばたく選手の育成</b>	52

### 第3章 計画の進行管理

1	計画の進行管理	54
2	進行管理のフロー図	54
3	大分県長期教育計画委員会	55

### 【参考資料】

用語解説	56
------	----



# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

「新大分県総合教育計画（大分県教育改革プラン）」（平成 18 年 6 月策定、平成 24 年 3 月改訂）に基づき、明日の大分を築く「知」・「徳」・「体」の調和の取れた心豊かな子どもたちを育成するとともに、全ての県民が教育に関わることを通じて活力あふれる大分を創造することを目指した取組を進めてきました。同計画の目標年度を迎え、小学生で九州トップレベルの学力・体力を達成するなど本県の教育改革は実を結びつつあります。

他方で、人口減少・少子高齢化やグローバル化、ICTの進展や技術革新などの社会情勢の急速な変化に加え、地方創生を巡る動きや教育委員会制度改革、高大接続改革など教育情勢も大きく変化してきています。

本計画は、こうした教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえ、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」（平成 27 年 10 月）に基づいて策定するものです。

## 2 計画の性格・役割

本計画は、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」の教育部門の実施計画であり、本県教育の進むべき方向や、それを具現化するための施策を示すことによって、本県教育の振興に向けた指針となるものです。

本計画は、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」の教育関係部分と併せて、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けられます。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、平成 36 年度（2024 年度）までの 9 年間とします。

## 4 計画の構成

本計画は 3 章構成としており、第 1 章では、これまでの教育改革の経緯や教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえ、計画の「基本理念」とその実現に向けた「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」に基づく 8 つの基本目標及び最重点目標を示しています。

第 2 章では、それぞれの基本目標に基づき推進する施策を示し、「現状と課題」を明らかにした上で、課題解決に向けた「主な取組」と施策の進捗状況を客観的に把握するための「目標指標」を設定しています。

第 3 章では、本計画に基づく施策の進行管理を図るため、施策の達成状況の点検・評価（フォローアップ）方法等を示しています。



# 第1章「教育県大分」の 創造に向けて

# 第1章 「教育県大分」の創造に向けて

## 1 教育改革の経緯

### (1) 教育改革の背景

明日の大分を築く「知・徳・体」の調和の取れた心豊かな子どもの育成のため、小学校第1学年・第2学年、中学校第1学年の30人学級編成の導入（平成16年度以降順次）、県立学校の再編整備（平成18年度からの「高校改革推進計画」、平成20年度からの「特別支援教育推進計画」）、通学区の見直し（平成18、20年度）など、様々な教育施策を展開してきました。

学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭や指導教諭等の新しい職の導入などの検討を開始した平成20年度には、本県教育界に汚点を残す教員採用選考試験等をめぐる不祥事が発生しました。この事件は、教育行政に対する県民の信頼を失墜させるとともに、全ての教育関係者にゆるがせにできない課題を突きつけました。

### (2) 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備

このような事件を二度と起こさないため、教員採用選考試験と管理職選考の見直し、人事管理システムの導入、県立学校、小・中学校、教育庁人事の一元化など人事管理の見直し、総務管理部門と教育指導部門の分離など組織の見直しを進め、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立を図りました。

そして教育に対する信頼を回復する上で大事なことは、未来を切り拓く力と意欲を備え、「知・徳・体」の調和の取れた子どもを育成するという教育の原点に立ち返り、教育の場で成果を上げることです。

学校マネジメントに大きな課題が見られ、また学力・体力ともに低迷する状況を打開するための学校改革に向けて、相対評価による人事評価を取り入れた教職員評価システムの下、教職員が切磋琢磨する環境を醸成するとともに、適正な教育行政と学校運営を確保する観点から法令遵守の徹底を図るなどの条件整備を進めました。

### (3) 「芯の通った学校組織<sup>1</sup>」の構築による学校改革

こうした条件整備を進める中で着手したのが、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築による学校改革です。

平成24年度から5カ年にわたる計画的取組によって、重点化・焦点化された目標設定、目標達成に向けた取組の検証・改善が進むとともに学校運営体制が充実され、学校の課題解決力は着実に向上してきています。



1 芯の通った学校組織・・・学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと。

平成 26 年度には小学生で学力・体力ともに九州トップレベルを達成するなど取組の成果は確実に表れつつありますが、この状況に止まることなく、授業改善や不登校対策といった教育課題の解決のため、「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要があります。

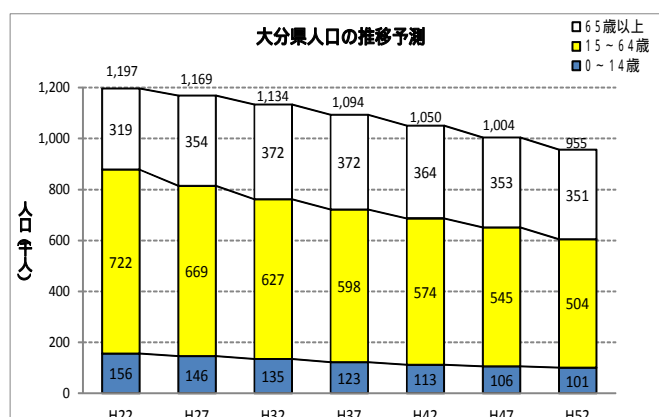
## 2 教育を取り巻く時代の趨勢

### (1) 社会情勢の変化

人口減少・少子高齢化やグローバル化、ICTの進展や技術革新など変化の激しい時代にあつて、それら社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、個々人の価値観の多様化・生活様式の変容を踏まえ、次代に向けた展望を描く必要があります。

#### (人口減少・少子高齢化)

急速な少子高齢化の進行に伴い、我が国は既に本格的な人口減少の時代を迎えています。本県においても、当面、人口減少が続くことは避けられない状況であり、年齢区分別人口の推移を見ると、年少人口(0~14歳)の割合は平成 22 年の 13.0%から平成 52 年には 10.6%に減少することが予想されています。



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」

#### (グローバル化)

急速なグローバル化の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化の激しい時代が到来しています。今後も国際交流の深化と国際競争の激化が予測される中、郷土や日本への深い理解をもって世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働することでグローバル社会を生き抜くことができる人材の育成が求められています。

#### (ICTの進展・技術革新)

インターネットやスマートフォンの急速な普及などICTの進展は、利便性の飛躍的向上と同時に、情報の取扱いや生活習慣への悪影響など負の側面ももたらしめています。これからの高度情報化社会に対応していくため、子どもたちに情報モラルを含む情報活用能力を育成する必要があります。

また、ICTの進展はIoT (Internet of Things)<sup>2</sup> や人工知能技術など技術革新をもたらしています。人口減少・少子高齢化が進む中で発展を続けるためには、次代の技術革新を見据えつつ、創造性豊かに新たな価値を生み出していくことができる人材の育成が求められます。

2 IoT (Internet of Things)・・・世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。

## ( 2 ) 教育情勢の変化

国では、既述の人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、「東京一極集中」の是正等の視点に立って「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月閣議決定)に基づく取組を進めています。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催される2020年(平成32年)を見据え、スポーツ立国・文化芸術立国の実現に向けた取組を進めるとともに、教育委員会制度改革、小中一貫教育の制度化や、高大接続改革、学習指導要領の改訂、「チーム学校」の実現に係る検討などの教育改革が進められています。

本計画に基づく施策を推進する上でも、こうした地方創生や教育改革等の機を捉え、特に2020年(平成32年)を見据えた取組を進め、更にその先の5年に繋げていく視点が必要です。

### ( 地方創生等 )

国の動向を踏まえて本県としても「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」(平成27年10月)を策定し、実効性のある地方創生の取組を進めることとしており、「人を大事にし、人を育てる」「地域を守り、地域を活性化する」といった基本目標の達成に向けて、教育(学校教育・社会教育)、文化・スポーツ面からの貢献が求められています。

また、少子化の進展等を背景として学校の小規模化に伴う教育上の課題が顕在化しています。小・中学校においては、「地域とともにある学校づくり」や少人数を生かす教育の視点も踏まえ、地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進するとともに、高等学校においては「高校改革推進計画」の効果を検証しつつ、新しい時代に相応しい魅力ある学校づくりを推進する必要があります。

### ( 新教育委員会制度への移行 )

地方教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的とした「改正地教行法」の施行(平成27年4月)に伴い、新教育委員会制度に移行しました。

新制度の下、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みを活用し、より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

### ( 高大接続改革等 )

変化の激しい時代を迎える中、子どもたちには、知識・技能に加えて、自ら課題を発見し解決していく思考力・判断力・表現力等が求められています。国においては、思考力・判断力・表現力や主体性・多様性・協働性を重視した大学入学者選抜への転換を含む高大接続改革に向けた検討が進められています。

また、高大接続改革とも連動する学習指導要領の改訂に向けては、新しい時代に必要となる資質・能力を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)を実現する教育課程への改善を図ることとされています。

### ( 国際スポーツ大会の日本開催 )

2020年東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019と日本国内での国際的なスポーツイベントが予定されており、地方創生に向けた取組とも相まって文化・スポーツ振興の機運が高まっています。



これらの大会で本県出身選手が活躍できるよう、ジュニア選手の発掘、優秀選手の育成・強化を図るなど競技力の向上とともに、より多くの県民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進し、「大会後」に繋げていくことが求められています。

### 3 計画の基本理念

本県の教育改革が実を結びつつある今、こうした教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえて更なる高みを目指すため、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げ、大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進します。

**基本理念：生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造**

### 4 基本理念の実現に向けて

#### (1) 基本目標と最重点目標

基本理念の実現に向けては、「大分県長期総合計画」(安心・活力・発展プラン 2015)に基づく8つの基本目標を設定し、これらの目標に沿って第2章に記述する21の施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
基本目標 2	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成
基本目標 3	安全・安心な教育環境の確保
基本目標 4	信頼される学校づくりの推進
基本目標 5	変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援
基本目標 6	文化財・伝統文化の保存・活用・継承
基本目標 7	県民スポーツの推進
基本目標 8	世界に羽ばたく選手の育成

また、最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指すこととし、子どもたちの未来を切り拓く力と意欲を幅広く捉えるため、基本目標1と2に関わる5つの指標を設定します。

**最重点目標：「全国に誇れる教育水準」の達成**

#### 学力(小6・中3)

**指標1**：児童生徒の学力(知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合)

**指標2**：児童生徒の学力(思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合)

#### 体力(小5・中2)

**指標3**：児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)

未来を切り拓く意欲（小6・中3）**指標4**：未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合

（下欄5つのアンケート調査項目に肯定的に回答する児童生徒の割合）

将来の夢や目標をもっている      難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している  
 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある  
 家で自分で計画を立てて勉強する      学校に行くのが楽しい

グローバルに活躍する力（高2）**指標5**：グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合

（下欄5つのアンケート調査項目3つ以上に肯定的に回答する生徒の割合）

外国へ留学したり、国内外を問わず海外と関わる仕事に就いたりしてみたいと思う  
 自分と異なる意見や価値観を持った人とも協力して、目標に取り組むことができている  
 外国人に対し、大分や日本のことを、  
 日本語や英語（外国語）で伝えたり説明したりすることができる  
 学んだ知識を活かして、自分で考え、判断して、分かりやすく伝えることができている  
 英語を使って、積極的に外国人とコミュニケーションを図ることができる

## （2）施策の総合的推進のために必要な視点

上記（1）の目標達成に向けて施策を総合的に進めるためには、施策横断的な課題への対応とともに施策推進に向けた環境づくりも不可欠です。

## （新たな教育課題への対応）

教育を取り巻く課題は複雑・多様化しており、「教育県大分」を目指す上では、従前から取り組んできた学力・体力の向上、いじめ・不登校への対応などの課題のみならず、新たな教育課題にも積極的に対応していく必要があります。

特に教育内容面では、子どもたちが急速に進展する情報化社会を主体的に生きていく力を身に付け、主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の実現にも資するため、ICTを活用した教育を推進するとともに、選挙権年齢の引き下げに伴う主権者教育の充実などが求められます。

## （子どもの貧困対策）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。本県では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して策定（予定）した「子どもの貧困対策計画」に基づき、学校をプラットフォームとした対策をはじめ教育の支援等の施策を進めることとしています。このことは「教育県大分」の創造に向けた基盤としても重要です。

### （基盤となる人権教育）

本県では、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、これまでも人権教育に力を入れてきました。「人権の世紀」とも言われる時代を迎え、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、インターネットにおける誹謗中傷、DV等の新たな人権課題への対応も求められる中、学校教育・社会教育の両面から人権尊重に向けた実践的行動力を育成する取組の継続が必要です。

### （インクルーシブ教育システム<sup>3</sup>）

障がいのある者が積極的に社会参加する共生社会の形成に向けて、我が国が平成26年に批准した「障害者権利条約」に基づく「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月）に伴い「合理的配慮」の提供が義務付けられることも踏まえ、特別支援教育の充実を図る必要があります。

### （県民総ぐるみの教育）

学校教育における目標協働達成の取組やコミュニティ・スクール<sup>4</sup>、社会教育の側からは「協育」ネットワーク<sup>5</sup>の取組など、学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組で成果を上げている地域や学校があります。教育を取り巻く課題が複雑・多様化する中、こうした取組を県内に広く波及させ、将来の地域を担う子どもを社会全体で育む環境づくりが求められます。

県教育委員会としては、学校教育と社会教育の両面から関連施策を推進するとともに、「おおいた教育の日」の普及啓発の継続実施、「大分県教育庁チャンネル」や各種顕彰を通じた先進事例等の紹介などにより、県民総ぐるみの教育に向けた気運の醸成を図る必要があります。

### （県民の期待に応える教育行政）

新教育委員会制度の下、市町村教育委員会との連携を図ることはもとより、総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みが設けられた趣旨を踏まえ、引き続き知事部局との連携も図りながら、県民の期待に応え、真に県民に信頼される教育行政を推進していかねばなりません。

- 
- 3 インクルーシブ教育システム・・・人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
- 4 コミュニティ・スクール・・・保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。
- 5 「協育」ネットワーク・・・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（「協育」）を推進するためのネットワークのこと。



## 第 2 章 施策

## 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

### (1) 確かな学力の育成

#### ■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代を生きる全ての子どもたちに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」の三要素（学力の三要素）をバランスよく育成することが必要です。
- ・高大接続改革においても、これら三要素の育成・評価に取り組むこととされており、小・中・高等学校を通じた授業改善の推進等による着実な育成が求められます。
- ・小・中学校の学力は、基礎的・基本的な知識・技能の定着については、一定の成果を挙げていますが、今後も取組の継続・強化が必要です。他方、思考力・判断力・表現力等、学習意欲については、小・中・高等学校を通じて課題があります。
- ・小学校では授業改善が比較的進んでいるものの、中学校では依然として課題が多く、教科等や学年の枠を超えた組織的な授業改善の更なる推進が必要です。
- ・高等学校では、一方向的な知識伝達型の授業から、生徒の主体的・協働的な活動を積極的に取り入れた授業への転換が課題となっています。

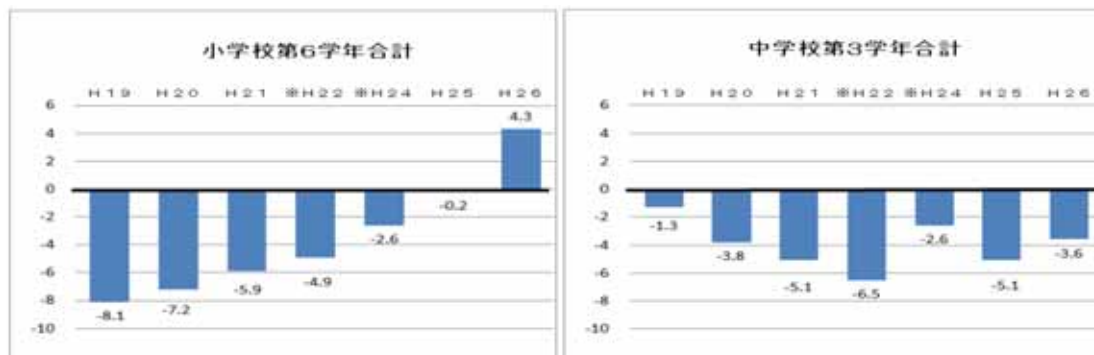
#### <全国学力・学習状況調査の結果（小6・中3）>

各教科の調査結果（平成26年度、平均正答率）

対象学年	小学校第6学年					中学校第3学年				
	国語		算数		合計	国語		数学		合計
区分	A知識	B活用	A知識	B活用		A知識	B活用	A知識	B活用	
大分県	73.6	57.2	79.8	58.4	269.0	79.8	50.2	66.6	57.4	254.0
全国値	72.9	55.5	78.1	58.2	264.7	79.4	51.0	67.4	59.8	257.6
国との差	0.7	1.7	1.7	0.2	4.3	0.4	-0.8	-0.8	-2.4	-3.6

（単位：％）

大分県の平均正答率と全国の平均正答率の差（経年比較）

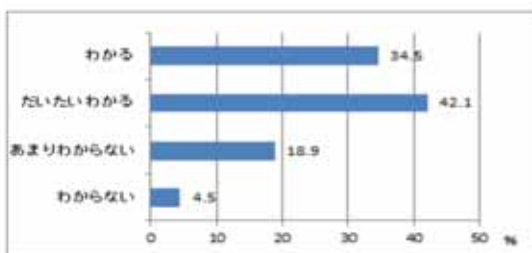


H22・H24年度は抽出調査。H23年度は実施していない。

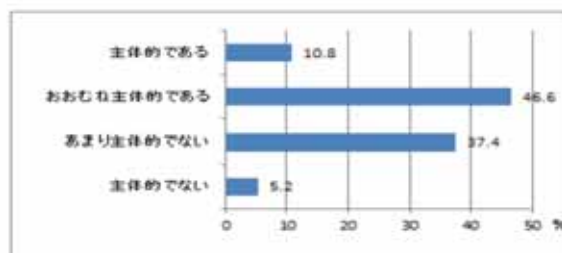
【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

#### <本県公立高校生の授業や学習に対する意識>

<授業がわかると感じる生徒（高2）の割合>



<主体的に学ぼうとする生徒（高2）の割合>



【出典】学習習慣等実態調査（H26）

## ■ 主な取組

### 「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方を身に付けさせるため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習を推進します。

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- ・問題解決的な展開の授業の推進
- ・習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善



## 新大分スタンダード

「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を育成するワンランク上の魅力ある授業

- 1 1時間完結型  
（「めあて」と「振り返り」のある授業）
- 2 板書の構造化・板書とノートの一体化
- 3 習熟の程度に応じたきめ細かい指導の充実
- 4 問題解決的な展開の授業  
（単元あるいは1単位時間）

大分スタンダードの  
ブラッシュアップ

本時のゴール、  
目指す子どもの具体的な姿から  
単位時間の授業を見直す  
※ねらいに対応した  
具体的な評価規準の設定

生徒指導の3機能を意識して

- ① 学ぶ意欲を引き出す課題設定（考えてみたい・やってみよう・やり甲斐がある）
- ② 課題解決のための情報収集（資料検索、実験・観察、体験、話し合い等）
- ③ ②の整理分析（比較・分類・序列化・類推・関連付け等）
- ④ ③で考えたことや分かったことのまとめ・発信・交流
- ⑤ 学習の成果を実感させる単元の振り返り及び評価



### 組織的な授業改善の推進

『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き（平成27年3月）や「県立高等学校授業改善実施要領」（平成27年5月）を活用し、全教科・全教員による授業改善を推進します。

- ・学校の重点目標に基づくテーマ設定の下、PDCAサイクルを取り入れた校内研究の充実（小・中）
- ・「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進（高）
- ・校長等管理職によるリーダーシップの下、学校全体で授業改善を進める体制の整備
- ・授業改善とカリキュラム・マネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）との連動
- ・指導教諭や学力向上支援教員等の優れた授業の普及促進

## 補充指導・家庭学習指導の充実

学習習慣の定着や特に低学力層の底上げのため、補充指導・家庭学習指導の充実に図ります。

- ・夏季休業や放課後の時間を活用した、個のつまずきの解消
- ・学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の学習支援の充実（小・中）
- ・家庭での学習習慣の定着に向けた、PTA や地域と協働した家庭学習指導の充実（小・中）

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 60.7 % 中 57.3 %	H26	小 63 % 中 59 %	小 65 % 中 61 %
児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 55.1 % 中 52.4 %	H26	小 58 % 中 54 %	小 61 % 中 56 %
未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合	小 74.0 % 中 65.7 %	H26	小 80 % 中 70 %	小 85 % 中 75 %
授業がわかると感じる生徒の割合 <sup>（ 1 ）</sup>	高 34.5 %	H26	高 50 %	高 65 %
主体的に学ぼうとする生徒の割合 <sup>（ 2 ）</sup>	高 10.8 %	H26	高 30 %	高 50 %

（ 1 ）下欄 5 つのアンケート調査項目全てに肯定的に回答する生徒の割合

各授業の冒頭で、その時間の目標がわかる  
 授業後に、その時間のなかで何が最も重要であるかわかる  
 当該授業の目標を達成するために、主体的に授業に取り組むことができる  
 後で見返したときに理解できるよう、整理してノートをまとめている  
 授業を受けることにより、自分の学力が向上しているとの実感を持つことができる

（ 2 ）下欄 5 つのアンケート調査項目全てに肯定的に回答する生徒の割合

授業などの学習を通じて生じた疑問点を自分で調べたり、教員や友人に聞いて解決しようとしていたりしている  
 学校で求められた学習（課題、予習等）をする際に、自ら目的を明らかにして学習している  
 学校で求められた学習に加え、発展的な問題に取り組んだり、弱点を克服するための学習に取り組んだりしている  
 自分の興味・関心のある情報を新聞や書籍、インターネット等を利用して自ら収集している  
 将来自分のしたいことを実現したり、生活したりする上で、高等学校での学習は役に立つと思う



## 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

### (2) 豊かな心の育成

#### ■ 現状と課題

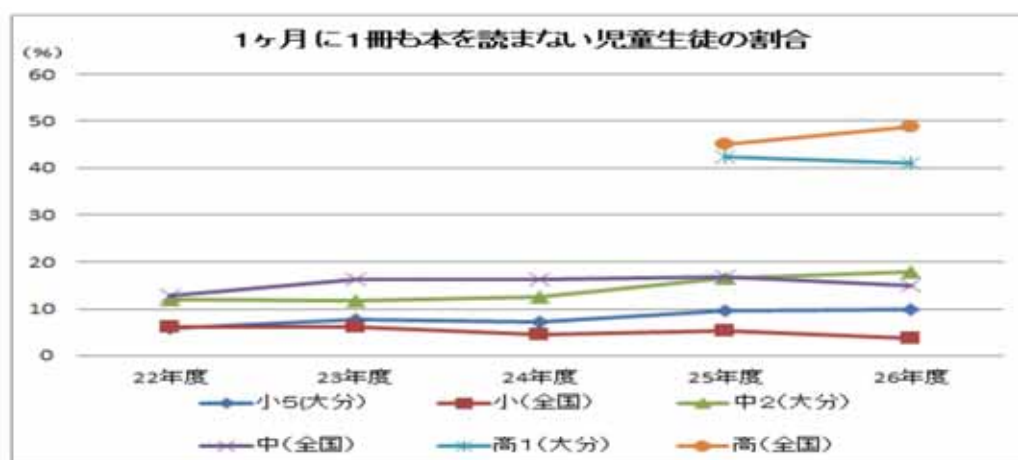
- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身に付けさせることが求められています。
- ・子どもたちの豊かな心を育み、人格の形成に資するため、優れた芸術・伝統文化や郷土の素晴らしさに触れる機会の充実が必要です。
- ・多様な情報メディアの普及に伴う読書離れ・活字離れや、日常生活における実体験不足もあいまって、社会性や対人関係能力の低下、基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、子どもたちの読書活動や自然体験・生活体験活動の機会確保が求められています。

子どもの自己肯定感等の状況

質問項目	小学校			中学校		
	大分県	全国	全国との差	大分県	全国	全国との差
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある	69.9	71.5	-1.6	68.6	71.1	-2.5
自分には、よいところがある	35.4	35.0	0.4	24.5	24.3	0.2
友達に伝えたいことをうまく伝えることができる	27.9	27.3	0.6	22.0	22.3	-0.3
友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる	49.7	54.3	-4.6	47.3	51.8	-4.5
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	64.4	65.9	-1.5	50.7	61.9	-11.2

単位：%

【出典】全国学力・学習状況調査(文部科学省、H26)



高校生のH22～H24はデータなし

【出典】学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞調査)、大分県学力定着状況調査

#### ■ 主な取組

##### 道徳教育の充実

自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。

- ・指導の重点や方針を明確にした全体計画に基づく、小・中・高等学校の教育活動全体を通して取り組む道徳教育の充実
- ・思考・判断・表現の場面を充実させた「考え、議論する」道徳科への転換
- ・郷土の先人、自然、伝統文化といった題材や地域人材等の積極的な活用

## 芸術・伝統文化等に関する教育の充実

豊かな創造性、感性等を育むとともに、歴史・文化に対する理解を促進するため、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実を図ります。

- ・地域人材の活用や県立美術館との連携等による、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実
- ・地元商店街における展示など、子どもたちの優れた芸術作品の発表・鑑賞機会の充実
- ・県中学校文化連盟・県高等学校文化連盟の活動支援等を通じた、学校における文化活動の活性化

## 読書活動の推進

読解力・表現力を高め、想像力・創造力を豊かなものとするため、読書活動や図書館の利活用を推進します。

- ・教科指導における学校図書館の活用や全校一斉の読書活動など、学校教育における読書活動の推進
- ・公立図書館等との連携による学校図書館環境の充実
- ・学校図書館への「子どもと本をつなぐ大人<sup>(1)</sup>」の配置促進（小・中）
- ・県立図書館による「スクールサービスデイ」等を通じた学校の読書活動支援の充実
- ・学校・家庭・地域との協働による読み聞かせ体験等、子どもが本に親しむ機会の充実

## 体験活動の推進

豊かな感性、社会性や対人関係能力を育むため、幼児期から自然や社会の本物に触れる体験活動を推進します。

- ・豊かな人間関係を育むための自然体験活動やボランティア活動の充実
- ・「協育」ネットワークや地域人材等を活用した多様な体験活動の充実
- ・青少年教育施設における教育課程や不登校等の課題に対応した自然体験・生活体験活動プログラムの開発・普及

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合	小 64.4 % 中 50.7 %	H26	小 70 % 中 60 %	小 75 % 中 65 %
地域の行事に参加する児童生徒の割合	小 73.1 % 中 46.5 %	H26	小 75 % 中 50 %	小 80 % 中 55 %
1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小 9.9 % 中 17.8 % 高 41.1 %	H26	小 5 % 中 12 % 高 33 %	小 1 % 中 7 % 高 25 %

( 1 ) 子どもと本をつなぐ大人・・・子どもに対して本を紹介し、本との出会いを作る大人のこと。例えば、司書、図書館ボランティア、教職員等。

## 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

### (3) 健康・体力づくりの推進

#### ■ 現状と課題

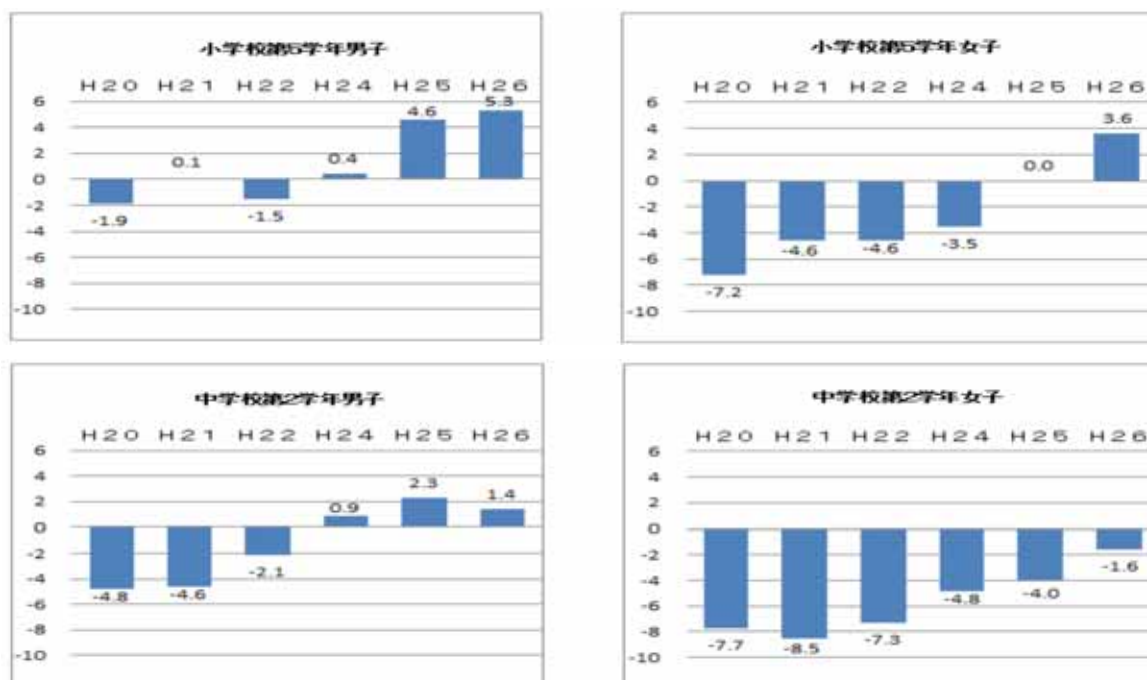
- ・ 社会環境や生活環境の変化に伴って課題とされてきた子どもの体力低下については、全体的には歯止めがかかり改善傾向にあるものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっています。
- ・ 生活習慣の乱れ、薬物乱用や性に関する課題、アレルギー疾患への対応など、子どもの健康課題が多様化・深刻化しており、自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付けさせることが必要です。
- ・ 朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されており、望ましい食習慣を身に付けさせる上で、学校給食を「生きた教材」として活用することが求められています。
- ・ 本県の子ども一人当たりのむし歯本数は全国的に見て多いことから、むし歯予防対策の強化が急務となっています。

＜全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（小5・中2）＞  
男女ごとの調査結果（平成26年度、総合評価C以上の児童生徒の割合）

対象学年	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
大分県	75.8	78.1	72.0	84.2
全国値	70.5	74.5	70.6	85.8
国との差	5.3	3.6	1.4	-1.6

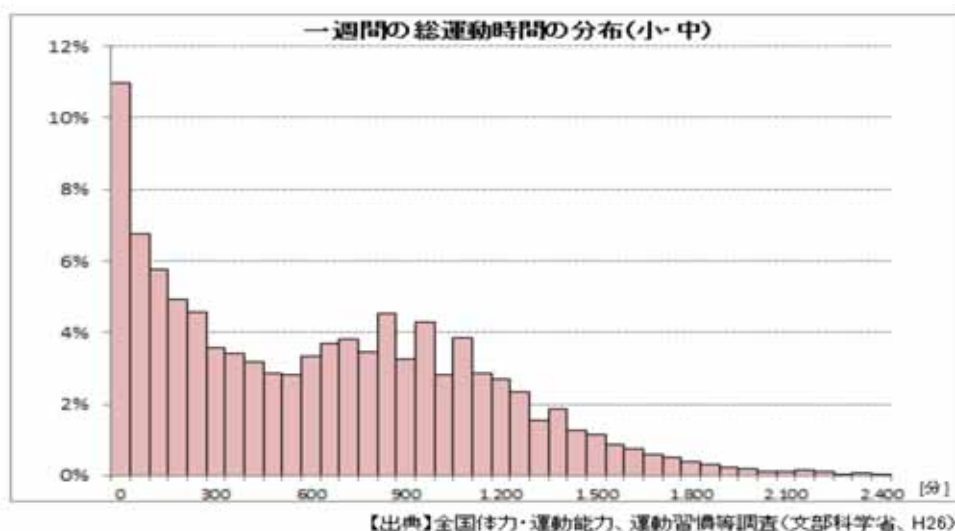
(単位: %)

大分県と全国との総合評価C以上の児童生徒の割合の差（経年比較）



H22・H24年度は抽出調査。H23年度は実施していない。

【出典】全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)



## ■ 主な取組

### 学校体育の充実

運動意欲を喚起し、体力向上を図るため、体育の授業改善を推進するとともに、運動部活動の活性化を図ります。

- ・子どもの運動意欲の向上に向けた、教材教具、授業形態等の工夫改善
- ・体育専科教員等による優れた授業の普及促進
- ・地域人材等の活用による運動部活動の充実
- ・複数校合同実施など運動部活動の工夫・活性化

### 学校・家庭生活を通じた運動の習慣化

生涯にわたる健康・体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ります。

- ・体力向上に向けた取組を学校全体で組織的・計画的に行う「一校一実践」の充実
- ・家庭生活における子どもの運動の日常化・習慣化に向けた、学校と家庭や総合型地域スポーツクラブをはじめとしたスポーツ団体との連携強化

## 【「一校一実践」取組事例】

学校名	取組名	取組概要
豊後高田市立 高田小学校	高小体力 チャレンジタイム	○朝の時間を活用して、タイヤ転がし、大縄跳び、リレー、遊具遊び等の運動を実施
臼杵市立 下北小学校	チャレンジ プラス1	○休み時間を活用して、「ジャンプタイム」や「サーキットトレーニング」を実施 ○PTAとの連携により「一家庭一運動」を実施
日田市立 三和小学校	夢マラソン	○全校生徒の総走行距離により、地球一周を目指す取組を実施
竹田市立 久住中学校	GO GO TIME	○放課後の時間を活用して、タイヤ渡り、ミニハードル、懸垂等を組み合わせた「サーキット運動」を実施
日田市立 三隈中学校	三隈フィジカルアップ	○学年クラス対抗の小運動会や大縄跳び、大声コンテスト等の取組（三隈アクティブタイム）を実施

## 学校保健の充実

自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活を送ることができるよう学校保健の充実を図ります。

- ・ 養護教諭や保健主事の資質能力向上に向けた研修機会や支援体制の充実
- ・ 性に関する適切な指導に向けた「性に関する指導の手引き」（平成27年度中に策定予定）の活用促進
- ・ 「危険ドラッグ」を含む、薬物乱用防止教育の充実
- ・ 県医師会等関係団体と連携したアレルギー疾患に対する取組の充実
- ・ 健康診断等を活用した保健指導の充実
- ・ 組織的に保健管理を行うための、学校保健委員会を核とした家庭・医療機関等との連携強化
- ・ 新型インフルエンザなどの感染症の早期探知・早期対策のための「感染症情報収集システム」の活用促進

## 学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進

食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を「生きた教材」として活用する食育やフッ化物洗口<sup>(1)</sup>などのむし歯予防対策を推進します。

- ・ 家庭・地域との連携の下、栄養教諭等を中心として学校教育活動全体を通して取り組む食育の推進
- ・ 地域の食文化や産業等に対する理解促進のための、学校給食における地場産物の積極的活用
- ・ むし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施促進

## 目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31 年度	H36 年度
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） <sup>(2)</sup>	小 男 75.8 % 小 女 78.1 % 中 男 72.0 % 中 女 84.2 %	H26	小 男 77 % 小 女 81 % 中 男 75 % 中 女 88 %	小 男 79 % 小 女 84 % 中 男 78 % 中 女 91 %
1 2 歳児一人平均のむし歯本数	1.4 本	H26	1.1 本	0.9 本

( 1 ) フッ化物洗口・・・フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。

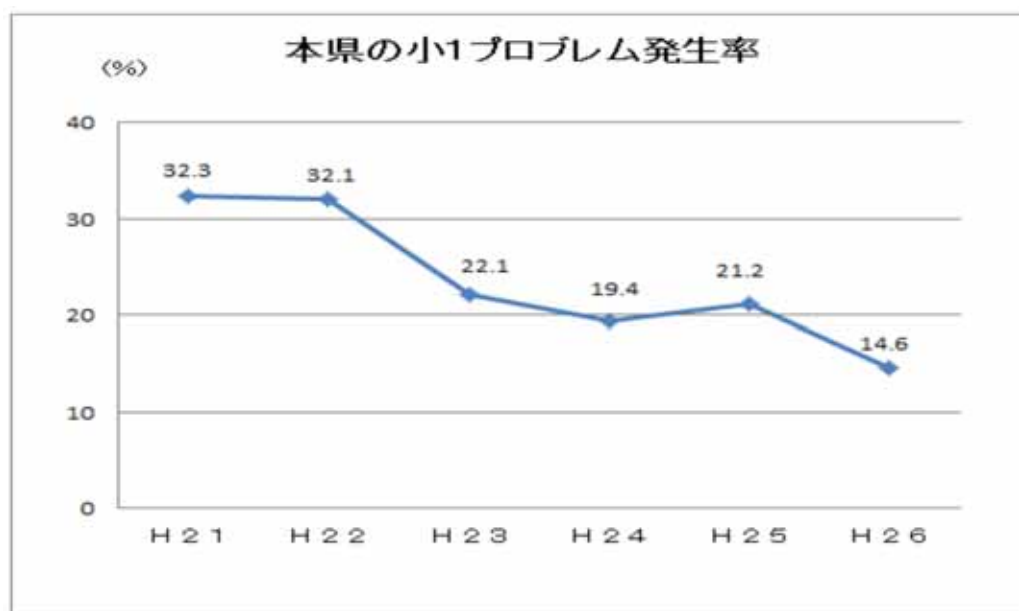
( 2 ) 大分県長期総合計画では、小学校、中学校ともに男女を統合して記載。

## 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

### (4) 幼児教育の充実

#### ■ 現状と課題

- ・ 幼児期は、生活や遊びなどの体験を通して、人とかかわる力、感性、表現する力など生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、就学前教育の役割は極めて重要であることから、家庭教育を基盤として質の高い教育環境を整備することが求められています。
- ・ 小学校生活に適應できない「小1プロブレム<sup>(1)</sup>」の発生率(学校単位)は、平成26年度で約15%と、調査を開始した平成21年度(約32%)から半減しているものの、更なる低減に向けて組織的な取組が必要です。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化する中、保護者が子育てに関する悩みや不安、孤立感を抱えるケースが増えていることから、子育て支援の充実が求められています。



【出典】教育課程編成実施状況調査

#### ■ 主な取組

##### 幼稚園等における教育力の向上

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、教職員研修の充実等を通じた教育力の向上を図ります。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の資質能力向上に向けた研修の充実
- ・ 幼児教育の質の向上を図るための学校評価、カリキュラム・マネジメントの推進
- ・ 特別な支援を必要とする幼児に対する支援の充実
- ・ 家庭・地域や他校種と連携した取組の推進

##### 幼・保・小の円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学生の交流の充実

- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員間における相互交流の促進
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、「アプローチカリキュラム<sup>(2)</sup>」、「スタートカリキュラム<sup>(3)</sup>」の作成・活用促進

### 関係機関と連携した子育て支援の充実

安心して子育てを行う環境を整備するため、福祉部局や市町村等の関係機関と連携した子育て支援の充実を図ります。

- ・幼稚園における預かり保育の充実
- ・幼稚園における地域の子育て支援センター的機能の強化
- ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

### 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
公立幼稚園における学校評価（学校関係者評価）の実施率	82.9 %	H26	90 %	100 %
幼稚園等におけるアプローチカリキュラムの作成率	39.3 %	H27	60 %	80 %

- ( 1 ) 小1プロブレム・・・入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適應できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。
- ( 2 ) アプローチカリキュラム・・・幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児（6歳児）を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るためのカリキュラムのこと。
- ( 3 ) スタートカリキュラム・・・遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。

## 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

### (5) 進学力・就職力の向上

#### ■ 現状と課題

- ・子ども・若者の進路・職業意識の希薄さや社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題等の問題への対応が求められています。
- ・高大接続改革が進む中、主体的・協働的な学びを重視した指導などを通じ、これからの時代に必要な「真の学力」を身に付けさせることが求められています。
- ・本県の高校生の就職内定率は、近年、雇用情勢の回復により高い水準にあるものの、生徒の就職先の開拓・確保に向けた取組と併せて、景気動向に左右されない高い専門性に裏打ちされた就職力を身に付けさせることが求められています。
- ・時代のニーズに即した大分県の将来を担う人材を育成するため、大分県産業教育振興会<sup>(1)</sup>や地域人材育成協議会<sup>(2)</sup>などを通じて、地域産業界との連携・協力を強化する必要があります。
- ・本県の高校を卒業して就職した者のうち4割弱が3年以内に離職しており、キャリア教育・職業教育の充実とともに、卒業後の支援体制の強化も求められています。



【出典】「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」とりまとめ(厚生労働省)

#### ■ 主な取組

##### 進学力の向上

グローバル化や技術革新の進展など変化の激しい時代にあって、主体的な進路選択により、自らの人生を切り拓くことができる確かな進学力を育成します。

- ・教科指導・進路指導を中核的に担う教員の育成
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進
- ・スーパーグローバルハイスクール(SGH)、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)指定校等の先進的な取組の波及
- ・外部講師を活用した生徒向け合同セミナー等の開催



## 就職力の向上

時代の要請に応え地方創生にも貢献するため、産業構造や労働需給の変化にも的確に対応できる高い専門性に裏打ちされた就職力を育成します。

- ・専門性の深化・向上を図り、多様な進路希望に応えるための専門学科の充実
- ・専門高校における専門的な知識・技術・技能の向上のための実習設備等の整備や資格取得の促進
- ・次代の地域産業を担う人材育成に向けた、関係機関や地域産業界との連携強化

## キャリア教育・職業教育の充実

社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

- ・各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ・高校3年間を見通した「キャリア教育推進計画」の作成など、計画的・組織的な教科指導・進路指導の充実
- ・職場体験やインターンシップの実施、産業人材の活用など、地域社会や産業界と連携・協働した取組の推進
- ・実施先の新規開拓や普通科高校における実施を含む、インターンシップの充実

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
新規高卒者就職内定率 <sup>(3)</sup>	99.0%	H26	全国平均 + 2%	
4日以上のインターンシップを経験した生徒の割合	28.7%	H26	37%	45%

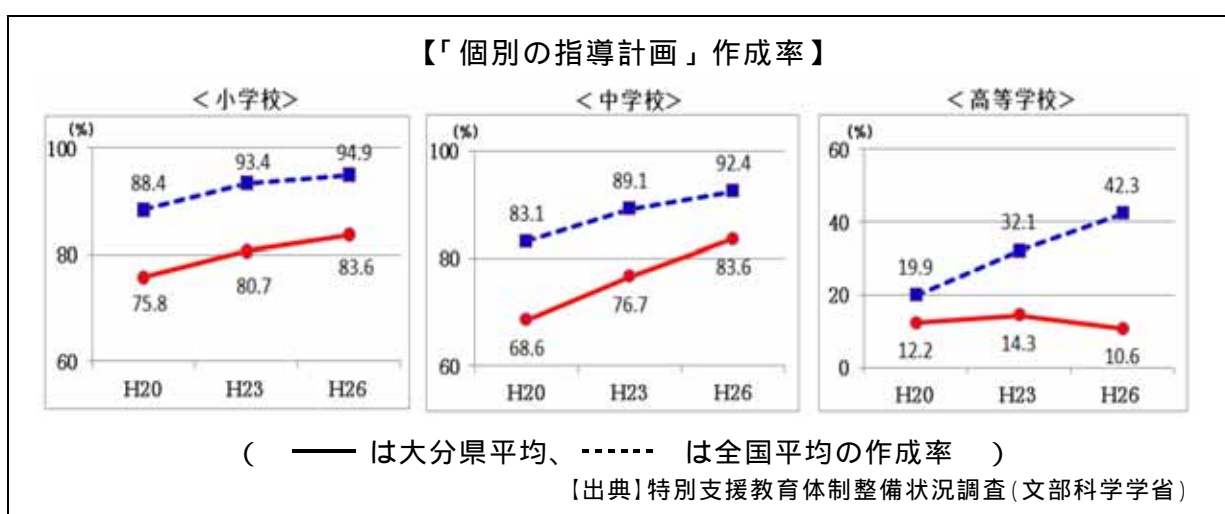
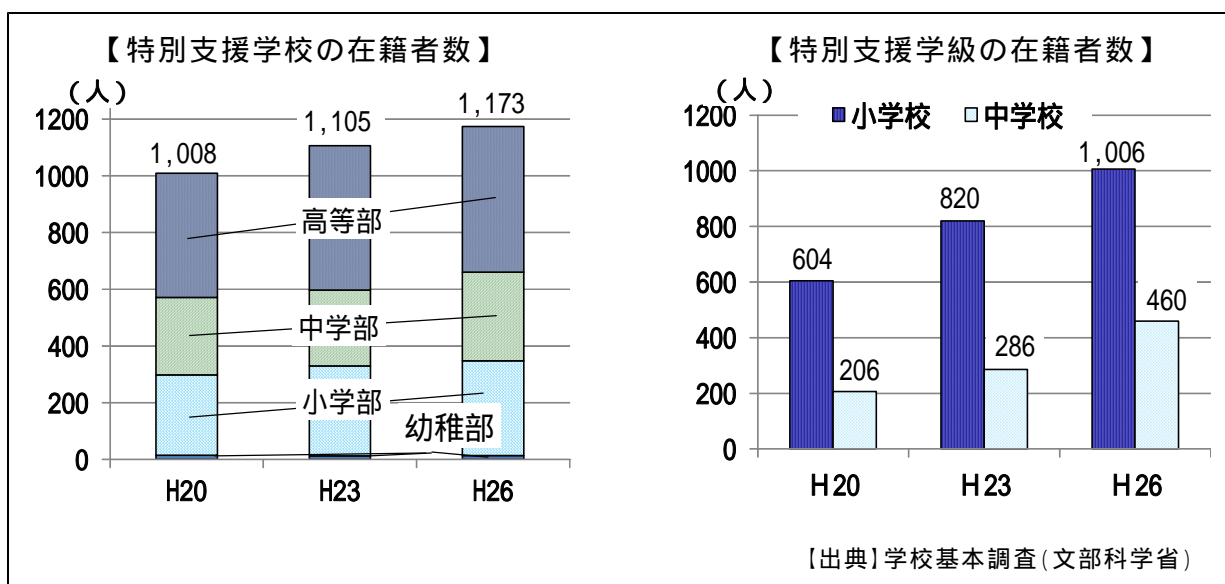
- ( 1 ) 大分県産業教育振興会・・・産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。
- ( 2 ) 地域人材育成協議会・・・地域を担う人材を育成するために、地元企業、商工会議所、ハローワーク、商店街組合などの外部委員で組織された会のこと。
- ( 3 ) 就職内定率の全国平均値が97%以上の場合は、99%を目標値とする。

## 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

### (6) 特別支援教育の充実

#### 現状と課題

- ・障がいのある者と障がいのない者が共生する社会の形成に資するため、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導と支援を行うことが求められています。
- ・特別支援学校や特別支援学級等への在籍を希望する子どもや保護者が増えており、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばす特別支援教育の質の向上が必要です。
- ・小・中学校では、特別支援学級、通級指導教室の設置数・在籍数がともに増加しており、そうした教育の場を担う教員については、特別支援学校教諭免許状保有者の積極的配置や研修の充実等により専門性を確保することが必要です。
- ・本県の小・中学校等では、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」の作成率が全国平均を下回っており、計画の作成・活用に関する理解促進が課題となっています。



#### 主な取組

##### きめ細かな指導の充実

「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成や授業改善の推進など、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

## &lt; 特別支援学校 &gt;

- ・教務主任、学部主事等が「個別の指導計画」や授業実践に関する指導・助言を組織的に行う体制の構築・強化
- ・ICT機器の効果的活用、一貫性のある指導の確立など、各教科等の授業改善の推進
- ・看護師の配置や医療機関との連携等による医療的ケアの充実
- ・就学や進路選択に関する保護者への助言、特別支援教育に係る授業改善の支援等、地域の要請に応えるセンター的機能の強化

## &lt; 幼・小・中・高等学校 &gt;

- ・特別支援学級や通常学級に在籍する障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成の推進・質の向上
- ・子どもの学習面等の困難の早期把握、組織的・計画的対応の推進
- ・生徒の学習面等の困難に対応する特別支援教育支援員の配置促進（高）

**教職員の専門性向上**

特別支援教育に対するニーズの拡大に対応するとともに、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばせるよう特別支援教育の質を高めるため、教職員の専門性の向上を図ります。

- ・特別支援学校と小・中・高等学校との間の人事配置の工夫改善
- ・開設科目の充実検討など認定講習受講を通じた特別支援学校教諭免許状の取得促進
- ・合理的配慮の提供に関する理解促進等のための教職員研修の充実

**進学・就労支援体制の強化**

障がいのある子どもの進路選択など自己実現のため、進学・就労支援体制を強化します。

- ・「個別の指導計画」に沿ったキャリア教育の推進
- ・生徒の進学希望の実現に向けた、県内外の教育機関に関する情報収集の強化
- ・技能検定の活用等を通じた子どもの職業能力の育成
- ・就労支援アドバイザーの活用や地域の福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実

**目標指標**

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
「個別の指導計画」の作成率 (通常学級)	小 83.6 % 中 83.6 % 高 10.6 %	H26	小 92 % 中 92 % 高 100 %	小 100 % 中 100 % 高 100 %
知的障がい特別支援学校高等部生徒の 一般就労率	29.1 %	H26	31 %	33 %

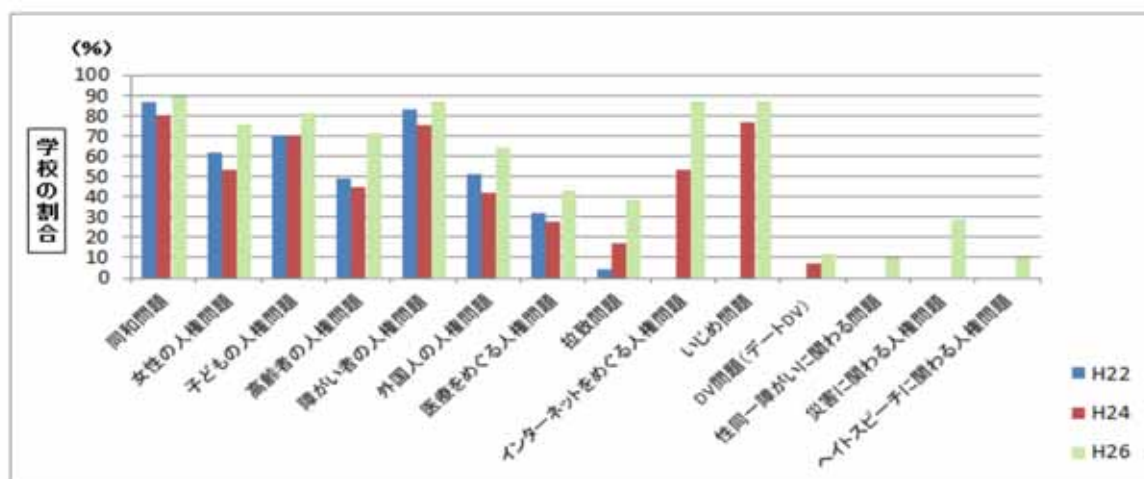
## 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

### (7) 時代の変化を見据えた教育の展開

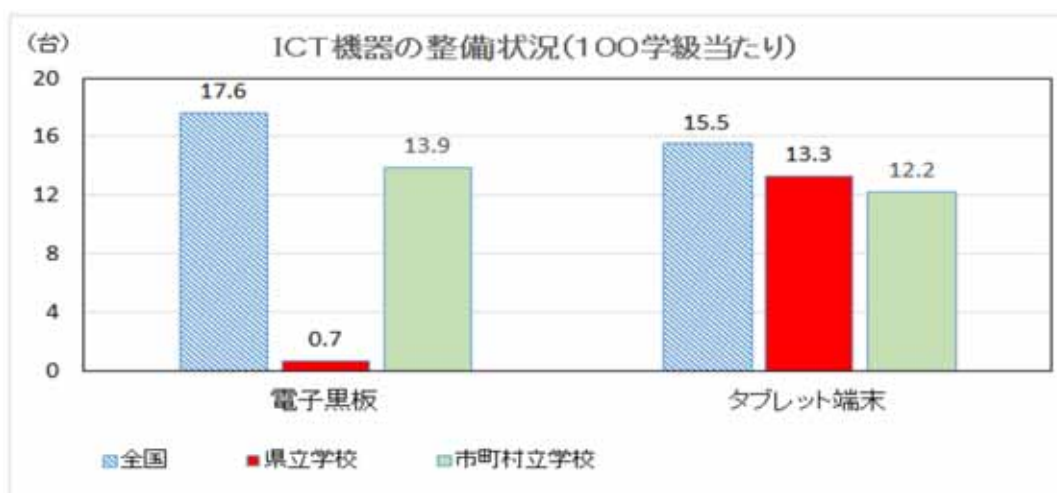
#### ■ 現状と課題

- ・ 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、近年ではインターネットにおける誹謗中傷、デートDV、性同一性障がいなど新たな人権課題への対応も求められています。
- ・ 人権教育においては、小・中・高等学校を通じた系統的・継続的な指導が必ずしも十分ではありません。
- ・ 子どもたちが急速に発展する情報社会を主体的に生きていく上で、ICTの積極的活用を通じた情報活用能力の育成が求められています。
- ・ 主体的・協働的な学習を充実するため、電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の整備が求められています。
- ・ 持続可能な社会の構築に向けて、環境、貧困、人権など様々な社会的な課題と身近な暮らしを結び付け、新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習の充実が求められています。
- ・ 改正公職選挙法による選挙権年齢の引き下げをはじめ、社会・経済の仕組みの変化を的確に捉え、各学校段階に応じた主権者としての自覚・能力・態度を育成することが求められています。

#### 授業等で取り上げた人権課題



[出典] 公立学校人権教育実態調査



[出典] 学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省、H25)

## ■ 主な取組

### 人権教育の推進

「大分県人権教育推進計画(改訂版)」(平成27年2月)や「学校における人権教育の日常的な推進に向けて<sup>(1)</sup>」(平成25年2月)を踏まえ、全教職員による人権教育を推進します。

- ・人権尊重の精神を涵養するための体験的参加型人権学習の定着
- ・人権教育主任を核として全教職員で人権教育に取り組む体制の確立
- ・新たな人権課題に対応した教職員研修の充実
- ・学校教育活動全体を通じた人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- ・子どもの発達段階を踏まえた系統的・継続的な人権教育を行うための校種間連携の推進

### ICTを活用した教育の推進

課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを充実するとともに、子どもたちの情報活用能力を育成するため、ICTを活用した教育を推進します。

- ・ICTを活用して課題に応じた情報を収集・整理・分析・まとめ・表現する一連の学習活動を通じた、情報活用の実践力の育成
- ・プログラミング教育等を通じた、論理的思考力や情報処理能力の育成
- ・情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の推進
- ・情報活用能力を育成する授業づくりのための教職員研修の充実
- ・電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の計画的な整備

### 持続可能な開発のための教育(ESD<sup>(2)</sup>)の推進

社会とのつながりや多様性を尊重し、他者と協働して身近な環境・社会問題の解決に向かう発想力・行動力を育成する教育を推進します。

- ・各教科等を通じた持続可能な社会づくりに関わる学習活動の充実
- ・日本ジオパーク<sup>(3)</sup>や世界農業遺産<sup>(4)</sup>、ユネスコエコパーク<sup>(5)</sup>等を活用した教育の充実
- ・ユネスコスクール<sup>(6)</sup>の認定に向けた研究の推進



【ESDの概念図】  
(文部科学省HPより)

## 主権者教育の推進

社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育を推進します。

- ・各学校段階に応じた主権者として自立するための基礎的な能力や態度の育成
- ・選挙管理委員会との連携による、政治・選挙に対する意識・関心の高揚

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	91.3 %	H26	100 %	
ICT活用を指導できる教員の割合	67.3 %	H26	95 %	100 %
タブレット型端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	5.1人	H26	3.8人	2.8人

- ( 1 ) 学校における人権教育の日常的な推進に向けて・・・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)をまとめた簡易版のこと。
- ( 2 ) ESD・・・Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
- ( 3 ) 日本ジオパーク・・・地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取組を行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。
- ( 4 ) 世界農業遺産・・・国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業・水産業を含む。)を認定し、その保全と持続的な利用を図るもの。
- ( 5 ) ユネスコエコパーク・・・ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。
- ( 6 ) ユネスコスクール・・・ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調査を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ESDの推進拠点として位置付けている。

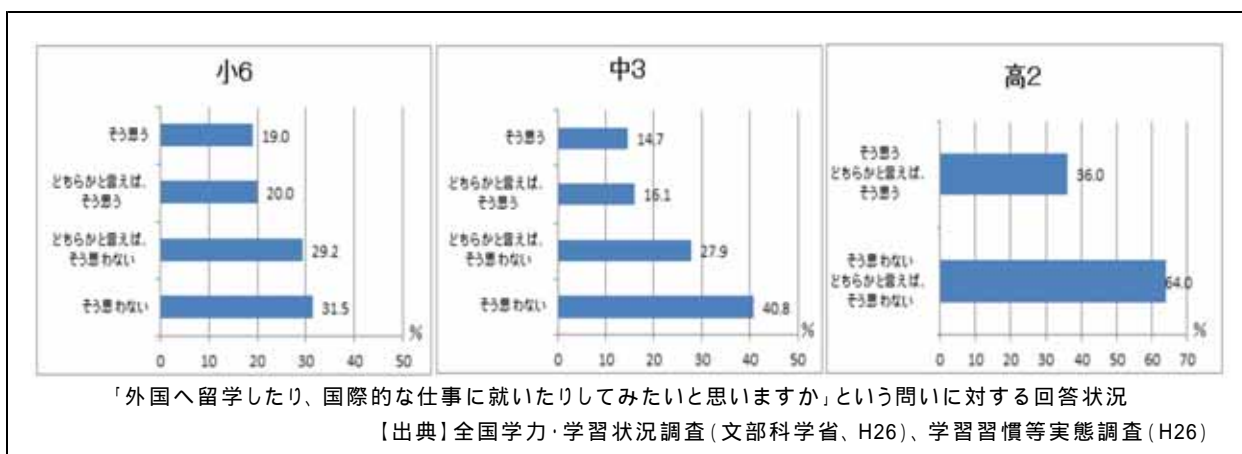
## グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

# グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

### ■ 現状と課題

- ・グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちには、自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。
- ・留学や海外への進学実績から見て、本県の子どもの海外への挑戦意欲は低く、将来の留学等に前向きな子どもは、全体の3～4割にとどまっています。
- ・多様性を受け入れ協働する力を育成する上で、国際交流活動をはじめ日本人とは異なる価値観を持った者と交流する機会等の充実が求められています。
- ・グローバル社会において多様な価値観を持つ者と意思疎通を図る上で、自己の価値観の基礎・背景にある郷土や日本への深い理解、論理的に考え伝える力、英語力(語学力)の育成が求められています。

### 本県の子どもの海外への挑戦意欲



## ■ 主な取組

これからのグローバル社会を生きる子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働しながら未来を切り拓いていく上で、からの力の総合力が必要であり、その素地を学校・家庭・地域の協働による教育を通じて培います。

### 挑戦意欲と責任感・使命感の育成

- ・人材バンクの設置等を通じた、子どもたちがグローバルに活躍する人材に触れる機会の充実
- ・留学フェアの開催や留学ガイドの作成、留学や海外大学進学に向けた相談窓口の設置等を通じた留学・海外進学に係る情報提供の充実
- ・国費による留学支援の積極的な利用促進を含む、留学に係る経済的支援の充実
- ・海外への挑戦意欲を喚起する、高校生対象のグローバルセミナーの開催

### 多様性を受け入れ協働する力の育成

- ・小・中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプの実施
- ・外国語指導助手（ALT）の活用等による異文化理解の促進
- ・県立学校での海外姉妹校協定の締結、県内留学生との交流促進など国際交流活動の推進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）をはじめ先進的な取組の普及
- ・国際バカロレア<sup>(1)</sup>認定に向けた研究の推進

### 大分県や日本への深い理解の促進

- ・郷土の先人に関する教材の作成・活用等による郷土学習の充実
- ・芸術教育や道徳教育など学校教育活動全体を通じた、郷土や国を愛する心の育成
- ・ふるさとの魅力継承のためのフォーラム等の開催
- ・海外姉妹校との交流等を通じた、郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実

### 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成

・「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方が育成される「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- ・問題解決的な展開の授業の推進
- ・習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善

・思考力・判断力・表現力等を重視した高校入試の質向上



・ユネスコスクールの認定に向けた研究の推進を含む、探究型学習の充実

## 英語力（語学力）の育成

- ・小・中・高等学校を通じた英語力向上を目指す「大分県英語教育改善推進プラン」（平成27年度中に策定予定）に基づく英語教育の改善
- ・4技能（「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」）の評価方法の確立と目標の設定
- ・4技能を高める「大分県発英語授業モデル」の開発・普及など指導力の向上
- ・系統的・体系的な英語指導を行うための校種間連携の推進

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合（高2）	40%	H26	50%	60%
一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒の割合（高3）	17.5%	H26	40%	50%

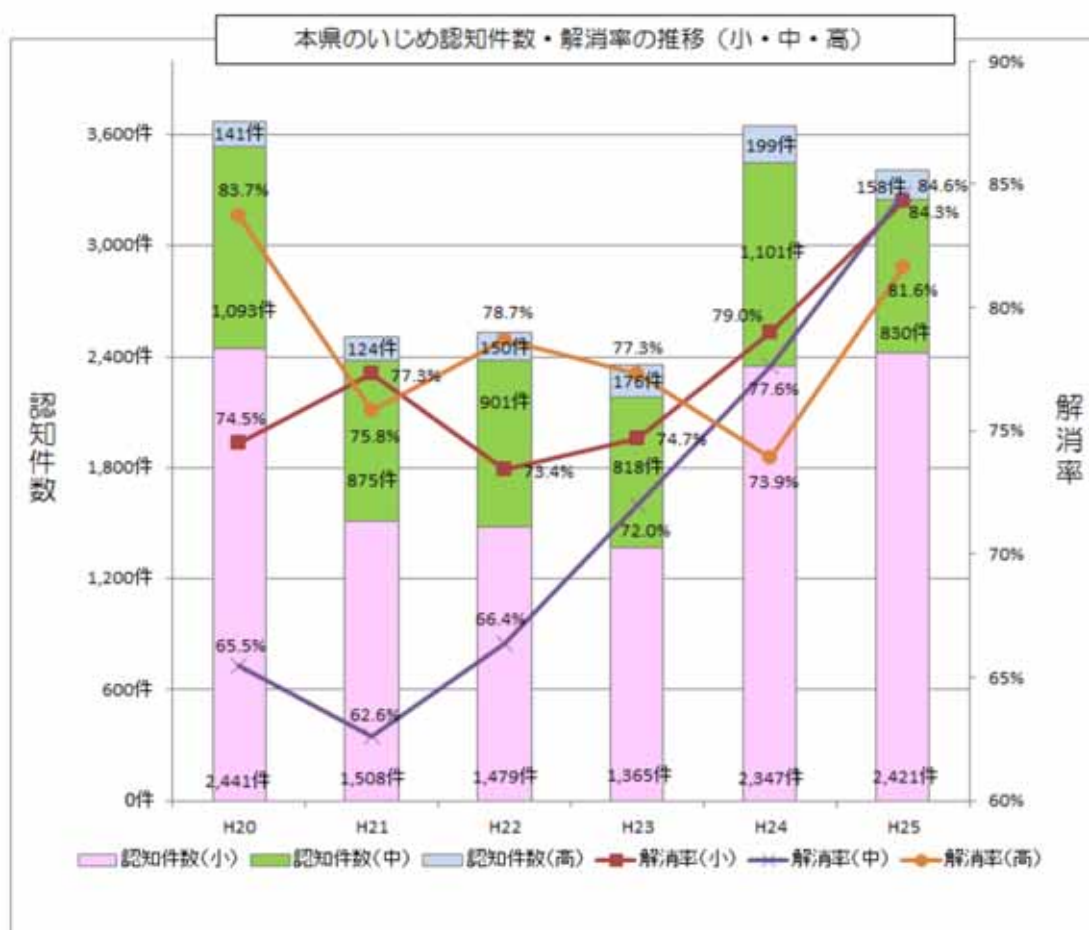
- （ 1 ）国際バカロレア・・・国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を収めると国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）が与えられる。

## 安全・安心な教育環境の確保

### (1) いじめ対策の充実・強化

#### ■ 現状と課題

- ・本県のいじめ認知件数（1,000人あたり27.1件（平成25年度））は全国平均（1,000人あたり13.4件（同））を上回っていますが、今後とも些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めることが肝要です。
- ・他方、同年のいじめ認知件数に対する解消率（84.4%）は、全国平均（88.1%）を下回る状況にあります。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ解消率の一層の向上が求められています。
- ・スマートフォンの普及等に伴って、いわゆる「ネットいじめ」が問題化しています。また、いじめは時間の経過とともに複雑化・深刻化するため、「いじめ防止基本方針<sup>(1)</sup>」に基づき学校や関係機関・団体が連携し、早期発見・早期対応の徹底を図ることが求められています。



【出典】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

#### ■ 主な取組

##### 未然防止対策の充実

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実を図ります。

- ・校長のリーダーシップの下、組織的な生徒指導体制の構築と校種間連携の推進
- ・些細ないじめの兆候も見逃さない指導のための、教職員を対象とした各種研修会の充実と「いじめ問題対応マニュアル」(平成25年5月)等の活用推進
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向けた、「いじめゼロ子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実
- ・子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育む道德教育の充実

### 早期発見・早期対応の徹底

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」という認識の下、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図ります。

- ・子どもや保護者がいつでも相談できる体制の整備
- ・定期的なアンケート調査や面接調査による、いじめに係る状況把握の徹底
- ・「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談窓口」における対応の強化
- ・スクールカウンセラー<sup>(2)</sup>等の資質向上と効果的配置の推進

### 関係機関等と連携した支援の充実・強化

いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、福祉、医療、警察等関係分野の専門的知見の活用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化を図ります。

- ・学校警察連絡制度の活用促進
- ・「いじめ解決支援チーム<sup>(3)</sup>」の有効活用
- ・いじめ対策連絡協議会等を通じた福祉、医療、警察等関係機関・団体との連携強化

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
いじめの解消率	小 84.6 %	H25	小 87.5 %	小 90 %
	中 84.3 %		中 87.5 %	中 90 %
	高 81.6 %		高 87.5 %	高 90 %

- ( 1 ) いじめ防止基本方針・・・いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定された基本的な方針のこと。
- ( 2 ) スクールカウンセラー・・・子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するためカウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。
- ( 3 ) いじめ解決支援チーム・・・福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑ないじめ事案に対応するため、県教育委員会に設置したチームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

## 安全・安心な教育環境の確保

### (2) 不登校対策の充実・強化

#### 現状と課題

- ・本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,200人台の高止まり状況が続いているため、不登校出現率（1,000人あたり13.3人（平成25年度））の低減に向けた未然防止対策の充実が求められています。
- ・不登校の原因や背景が複雑・多様化していることから、福祉、医療等の関係機関・団体とも連携した組織的な対応の強化が求められています。
- ・無気力・不安等を要因とする不登校児童生徒の居場所・絆づくりを支援するとともに、個に応じた効果的な相談体制と自立支援体制の構築が求められています。



[出典] 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

#### 主な取組

##### 未然防止対策の充実

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ります。

- ・校長のリーダーシップの下、「不登校対策計画」に基づく組織的な取組の推進
- ・地域不登校防止推進教員等を中心とした組織的な未然防止対策の充実
- ・不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と校種間連携の推進
- ・小中連携配置など、スクールカウンセラー等の効果的配置の推進

## 早期発見・早期対応の徹底

「あったかハート1・2・3」運動により、不登校の兆候の早期発見に努め、早期対応の徹底を図ります。

- ・「あったかハート1・2・3」運動の徹底
  - 欠席1日目 = 電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）
  - 欠席2日目 = 電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）
  - 欠席3日目 = 家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）
- ・連続欠席3日以上の子童生徒の集計・把握と組織的対応の徹底
- ・県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）<sup>(1)</sup>やスクールカウンセラーを活用した保護者支援の充実

## 学校復帰と社会的自立に向けた支援の充実

福祉、医療等の関係機関・団体とも連携し、不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

- ・スクールカウンセラー等を活用した相談体制の強化と学校復帰支援の充実
- ・定時制・通信制高校を活用した不登校児童生徒への支援の充実
- ・青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進
- ・教育支援センター（適応指導教室）や、青少年自立支援センターをはじめ福祉、医療等の関係機関・団体との連携強化

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
不登校児童生徒の出現率 <sup>(2)</sup>	小 0.37 % 中 3.17 %	H25	小 0.30 % 中 2.75 %	小 0.25 % 中 2.40 %

(1) 教育支援センター（適応指導教室）・・・不登校児童生徒やその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。

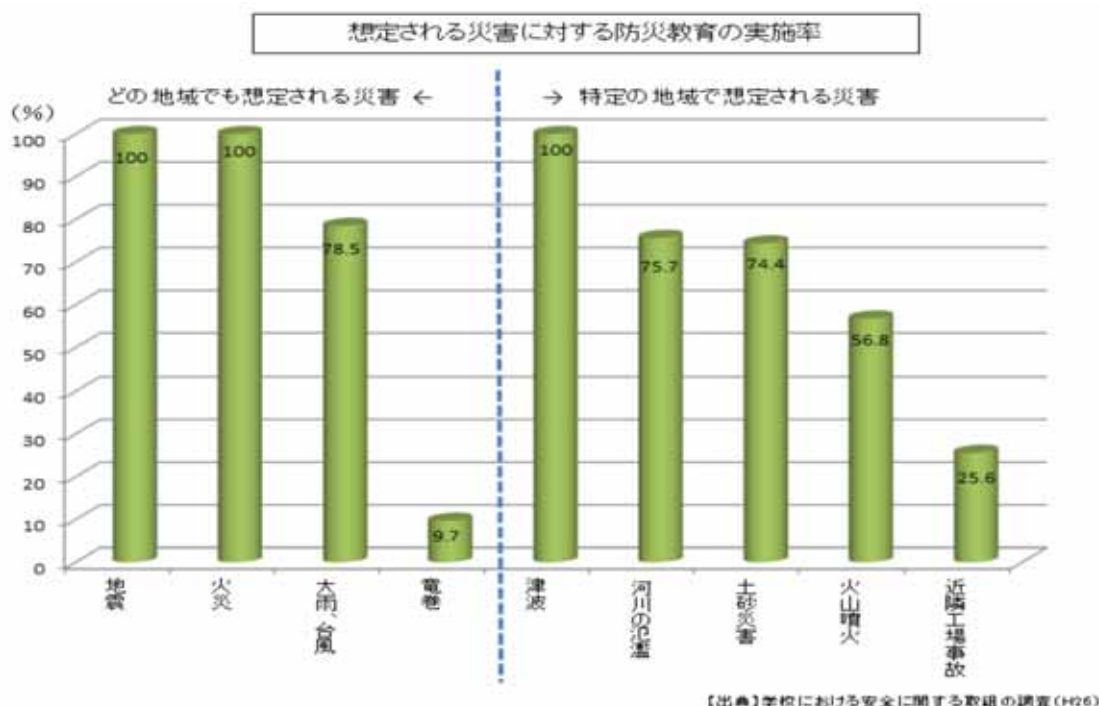
(2) 大分県長期総合計画では、小学校、中学校を統合して記載。

## 安全・安心な教育環境の確保

### (3) 安全・安心な学校づくりの推進

#### ■ 現状と課題

- ・地震・火災を想定した防災教育は全ての学校で行われていますが、火山災害など地域特有の自然災害については取組が十分ではないため、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化が求められています。
- ・学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いことから、地域住民や市町村防災担当部局と事前に協議するなどの連携強化が求められています。
- ・学校内や登下校中の生活事故、交通事故を防止するためには、自ら危険を予測し、回避するための安全教育が重要です。また、通学路の点検や地域と連携した見守り活動などの交通安全対策の充実が求められています。
- ・学習指導要領の改訂等に対応した教育環境の整備とともに、改修・更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められています。



### 学校安全の三領域

**「生活安全」**

不審者、誘拐、傷害など日常生活で起きる事件・事故災害

**「交通安全」**

様々な交通場面における危険と安全

**「災害安全」**

地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の自然災害や火災、原子力災害など

#### ■ 主な取組

##### 防災教育・防災対策の推進

各学校において、災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、実践的な防災教育・防災対策を推進します。

- ・防災活動やボランティア活動等を実際に体験する実践的な防災教育の推進
- ・「防災教育実践事例集」の活用促進など、地域の実情に応じた防災教育に係る先進的取組の普及
- ・防災士資格の取得促進を通じた学校防災力の向上
- ・学校防災アドバイザーの指導助言を通じた危機管理マニュアルの見直し促進
- ・防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実

### 学校内外における子どもの安全対策の充実

学校内外における子どもの安全を確保するため、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策の充実を図ります。

- ・「運動部活動指導の手引き」(平成22年2月)等の活用による安全指導の徹底と救急体制の整備
- ・教職員を対象とした生活安全・交通安全研修の充実
- ・「まもめーる」や「県民安全・安心メール」の登録促進
- ・家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動の推進
- ・「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の充実
- ・交通安全・犯罪防止の両面からの定期的な通学路の安全点検の実施

### 学校施設の整備・長寿命化等の推進

教育環境の向上を図るとともに学校生活の安全・安心を確保するため、学校施設の整備・長寿命化等を推進します。

- ・多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備
- ・津波避難に対応した校舎の高層化など安全安心な学校施設の整備
- ・「教育庁所管施設保全計画<sup>(1)</sup>」(平成27年度中に策定予定)に基づく、建物の長寿命化や省エネ化の計画的実施

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	73.4%	H26	100%	
公共施設等総合管理計画 <sup>(2)</sup> に基づく保全計画(個別施設計画)を策定している市町村の割合	0%	H26	70%	100%

(1) 教育庁所管施設保全計画・・・「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物について策定する計画のこと。

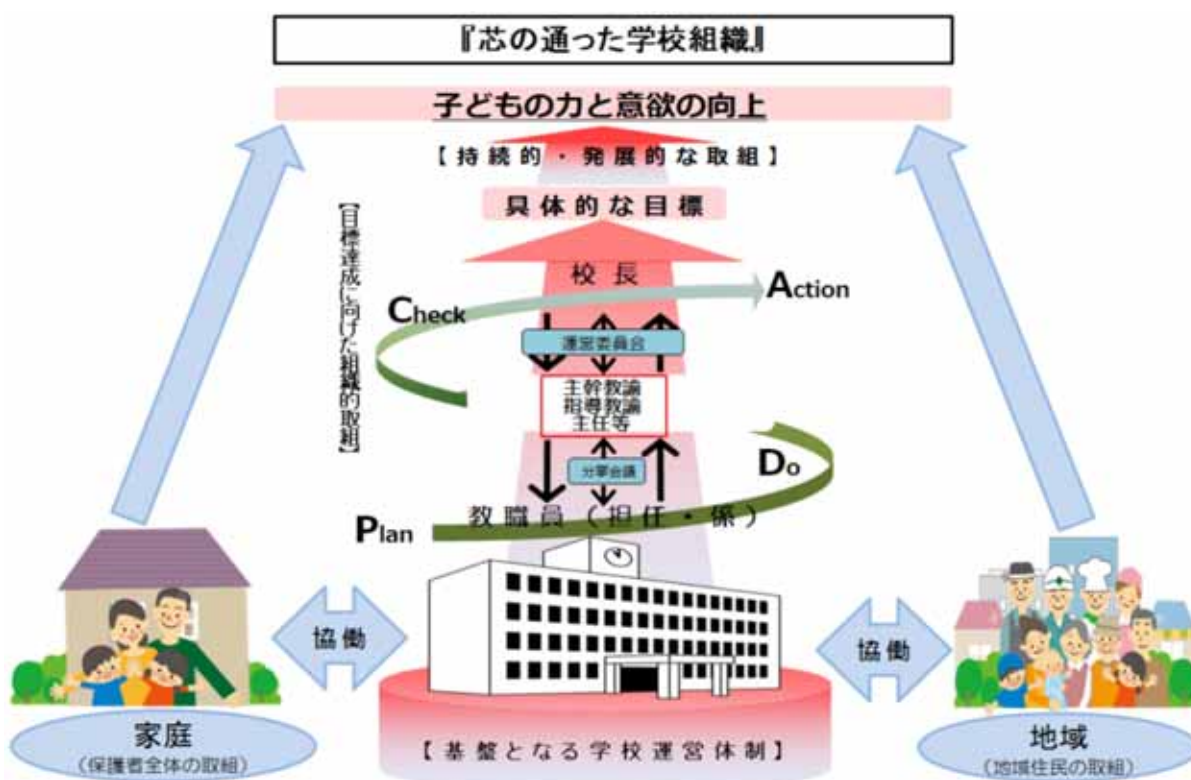
(2) 公共施設等総合管理計画・・・各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では「大分県公共施設等総合管理指針」(平成27年7月)として策定している。

## 信頼される学校づくりの推進

### (1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化

#### ■ 現状と課題

- ・ 校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築を進め、その取組が定着しつつあるものの、全学校・全教職員に取組が浸透するまでには至っていないため、更なる取組の徹底が求められます。
- ・ 「芯の通った学校組織」づくりに当たって必要な学校マネジメントのツールを活用し、学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決・目標達成に向けた組織的な取組を充実・強化することが求められます。
- ・ 学校の目標や方針を家庭・地域と共有するなど学校教育の透明性を確保しつつ、三者による連携・協働の下、目標達成に向けて組織的な取組を行う学校運営が求められています。
- ・ 少子高齢化や人口減少に伴い地域社会が変容する中、学校教育と社会教育が連携した、地域とともにある学校づくりが求められています。



#### ■ 主な取組

##### 学校マネジメントに係る取組の徹底・強化

「芯の通った学校組織」の取組が全学校・全教職員に浸透するよう、学校マネジメントに係る取組の徹底・強化を図ります。

##### < 目標達成マネジメント >

- ・ 喫緊の学校教育課題に即した重点目標設定や検証可能で具体的な取組設定の徹底
- ・ 取組の発展と目標の向上に向けた短期の検証・改善サイクルの確立
- ・ 目標の全教職員での共有化や教職員評価システムとの連動の徹底



## &lt; 組織マネジメント &gt;

- ・ 目標達成に向けた主任の業務・役割の明確化など、主任制度の活性化
- ・ 主幹教諭・指導教諭の配置促進を通じた組織体制の強化
- ・ 運営委員会の活用推進などによる学校の企画・立案機能の強化
- ・ 職員会議の役割の明確化の徹底

**教育課題の解決に向けた組織的な取組の深化**

学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決のため、縦と横の関係を意識した「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。

- ・ P D C A サイクルを取り入れた組織的な授業改善の推進
- ・ 不登校対策をはじめとした学校全体での組織的な生徒指導の推進
- ・ 学校の重点目標や重点的取組を家庭・地域と共有し、目標達成に向けて三者連携の下、それぞれの取組を進める学校・家庭・地域の協働推進
- ・ 学校段階をまたぐ教育課題の解決に向けて「芯の通った学校組織」の取組を一貫して進めるための、小・中学校間、中・高等学校間等の連携推進
- ・ 分野横断的な教育課題の解決に向けた、福祉・警察等関係機関との連携強化

**地域とともにある学校づくりの推進**

将来の地域を担う子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・ 既存校の成果・課題の検証を踏まえた、コミュニティ・スクールの普及推進
- ・ 「協育」ネットワークを活用した放課後や土曜日等の学習支援の充実
- ・ 授業支援や登下校の見守りなど、学校と地域のコーディネート機能の充実
- ・ 「おおいた教育の日」の取組などを通じた、学校教育と社会教育の連携強化

**目標指標**

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31 年度	H36 年度
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	小 16 % 中 13 %	H25	小 40 % 中 30 %	小 65 % 中 45 %
コミュニティ・スクールに指定された学校の割合	6.7 %	H26	35 %	50 %
放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数	0.8 万人	H26	1.0 万人	1.2 万人

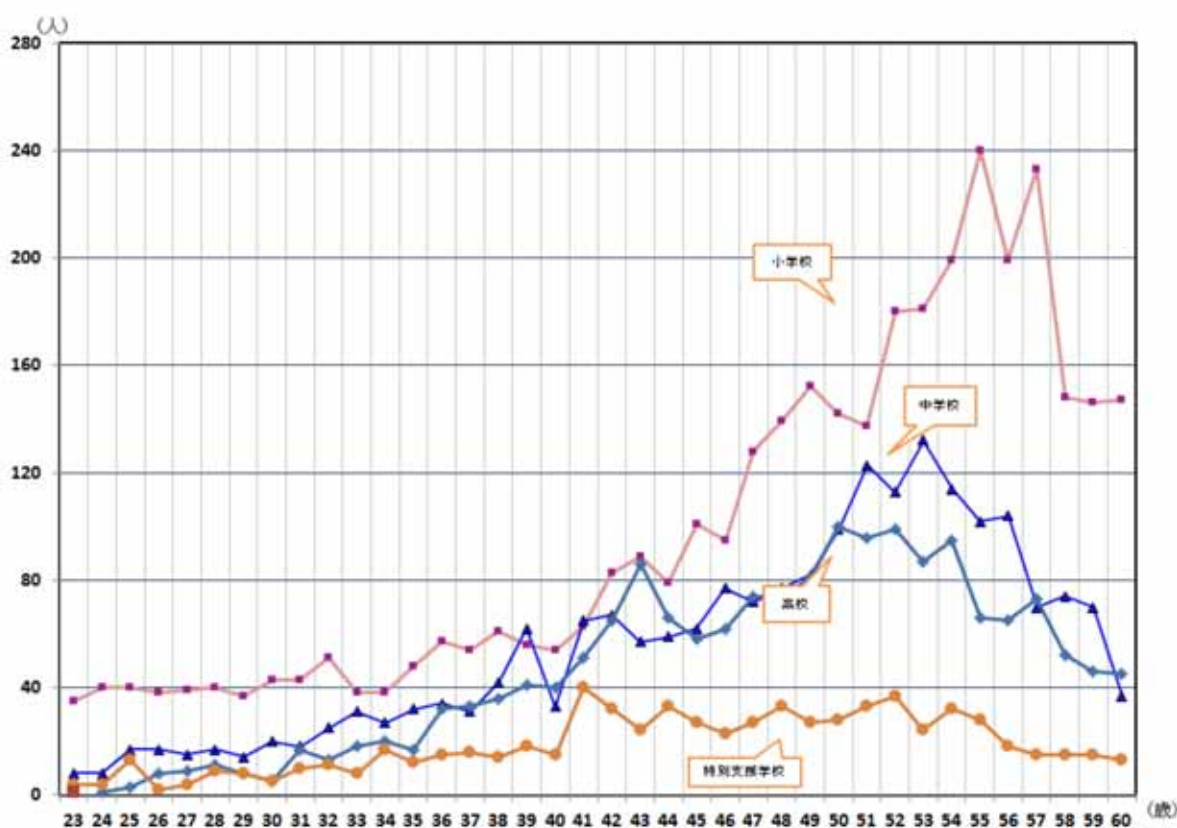
## 信頼される学校づくりの推進

### (2) 教職員の意識改革と資質能力の向上

#### 現状と課題

- ・ 今後 10 年間で教職員の約半数が定年退職を迎える中、本県の教育課題に対応できる人材の確保とともに、ベテラン教職員の持つノウハウの継承を図るなど若手教職員の計画的な育成が求められています。
- ・ 「芯の通った学校組織」の取組の深化を図る上で、管理職、主要主任等のミドルリーダーの養成とともに、学校教育課題への組織的な対応に向けた全教職員の意識の徹底が求められます。
- ・ 精神疾患で病気休職になる教職員は平成21年度をピークとして減少傾向にあるものの、在職者比では依然として高水準で推移しています。また、教職員定期健康診断の結果によれば有所見率が高く、中でも生活習慣病の予備軍が多く見られるため、特に若年層の生活習慣の改善が必要です。
- ・ 子どもの模範となるべき教職員が飲酒運転やセクハラ、体罰などの不祥事を起こすことは絶対に許されないことであり、これらを根絶する必要があります。

公立学校教員の年齢分布(平成27年4月1日現在)



※1 平成27年4月1日現在在職者の平成27年度年齢(H26.4.1時点の年齢)による年齢別人数分布  
 ※2 対象は、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭(充て指導主事も含む)

#### 主な取組

##### 「教育県大分」を担う人材の確保・養成

子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を着実に推進するため、「教育県大分」を担う人材の確保・養成を図ります。

- ・求められる教職員像を踏まえた採用選考試験の実施・改善
- ・教育庁チャンネルや県内外の教員養成機関等を通じた、教員志望者等への大分県教育に関する情報発信の強化
- ・多様な視点を取り入れた教員採用選考試験の実施による人材確保の推進
- ・学校マネジメント能力を有し、学校改革に取り組む意欲に富んだ管理職の養成

#### 求められる教職員像

求められる教職員像	着眼点	具体的内容
専門的知識をもち、実践的指導力のある人	専門性	・教科等に関する専門的知識 ・学習指導や生徒指導等に関する実践的指導力 等
使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ人	人間性	・強い責任感や思いやりの心 ・教育公務員としてのより高度な規範意識 ・円滑に教育活動を進めることができる対人関係能力 等
柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人	社会性 創造性 たくましさ	・広い視野、柔軟な発想、企画力 ・困難なときにこそ常に創造力を発揮し、新しい課題に果敢に取り組む姿勢 等
学校組織の一員として考え行動する人	組織人としての自覚	・学校組織の一員として考え行動する姿勢 ・校長のリーダーシップのもと、教育課題の解決に組織として取り組む姿勢 等

### 資質能力の向上と適材適所の配置

教職員が意欲を持って業務を遂行でき、全県的な教育水準の維持向上にも資するよう、資質能力の向上と適材適所の配置を推進します。

#### < 資質能力の向上 >

- ・教職員のライフステージに応じた計画的・体系的な研修( O J T、O f f - J T ) の充実
- ・「芯の通った学校組織」の取組を下支えする学校マネジメント研修の充実
- ・「教育県大分」の創造に向けた教育研究団体等の活用
- ・人事評価の人事・給与への適切な反映など教職員評価システム<sup>(1)</sup>の効果的運用を通じた人材育成の推進

#### < 適材適所の配置 >

- ・教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上に資する、広域人事異動の推進
- ・小・中・高・特別支援学校の校種間連携のための人事交流の推進
- ・学校マネジメントの中核を担う主幹教諭、指導教諭の配置促進
- ・学級担任への正規教員の配置促進

### 校務環境の整備

教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮し、学校が組織として十全に機能するよう、校務環境の整備を推進します。

- ・「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」の取組や「学校現場の負担軽減ハンドブック」の活用促進を通じた、学校における事務効率化や会議の縮減等の推進

- ・「特定事業主行動計画」に基づく育児支援のための教員配置等の検討
- ・学校支援センターによる学校運営支援機能の強化
- ・サービス・給与等の事務処理システム（総務事務システム）の導入や生徒情報等を管理する校務支援システムの充実
- ・校務用パソコンや複合機等、校務処理に必要なICT機器の計画的な整備

### 健康の保持・増進

教職員が教育活動に専念し、持てる資質能力を十分に発揮できるよう、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。

- ・「こころのコンシェルジュ<sup>(2)</sup>」による学校訪問など、メンタルダウンの未然防止、早期対応、職場復帰と再発予防の推進
- ・生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実

### 服務規律の徹底

子どもの模範となるべき教職員の不祥事を根絶するため、服務規律の徹底を図ります。

- ・服務研修テキスト等を活用した研修の充実
- ・高い倫理観と厳しい自律心を持つ教職員の養成

## 目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31年度	H36年度
主幹教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 県立学校：全ての学校	小 25.0 % 中 75.0 % 高 5.9 % 特 0 %	H26	小 100 % 中 100 % 高 100 % 特 100 %	
指導教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 県立学校：全ての学校	小 28.4 % 中 30.6 % 高 47.1 % 特 0 %	H26	小 100 % 中 100 % 高 100 % 特 100 %	
若年層（40歳未満）の定期健康診断有所見率	70.5 %	H26	65 %	60 %

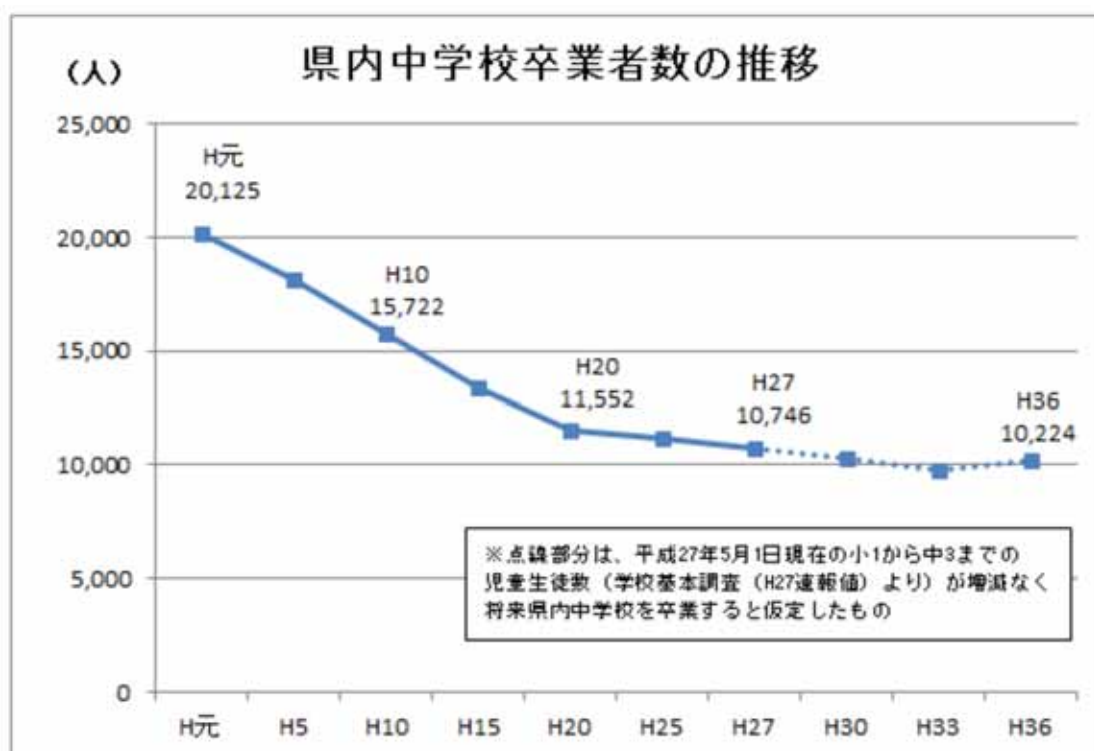
- ( 1 ) 教職員評価システム・・・学校の重点目標等に基づいて、教職員が自己目標を設定し達成状況を自己申告する「目標管理」と、校長等が教職員の「能力」「姿勢・意欲」「実績」を相対的に評価する「人事評価」の2つの柱で構成されるシステムのこと。教職員が、学校の教育目標達成に向け日常の教育活動に意欲を持って取り組むことをねらいとしている。
- ( 2 ) こころのコンシェルジュ・・・教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。

## 信頼される学校づくりの推進

### (3) 魅力ある高等学校づくりの推進

#### ■ 現状と課題

- ・グローバル化の進展、少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、新しい時代に相応しい魅力ある高等学校づくりが求められています。
- ・生徒が未来に夢や目標を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上が求められています。
- ・地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえた特色ある高等学校づくりを推進することが求められています。
- ・地方創生が大きな課題となる中、専門高校には、各分野における専門人材の育成を通じて地域産業の活性化に貢献する役割が、これまで以上に求められています。
- ・経済的な理由により高等学校への修学が困難な生徒に対し、教育費の負担を軽減し、教育の機会均等を図ることが求められています。



【出典】学校基本調査(文部科学省)

#### ■ 主な取組

##### 高等学校教育の質の確保・向上

生徒が主体的に学び、自身の未来を切り拓いていくことができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上を図ります。

##### < 共通 >

- ・校長のリーダーシップの下、魅力ある高等学校づくりに向けた組織的な取組の推進
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進

- ・「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校等の先進的な取組の波及
- ・第三者評価を含む学校評価を通じた学校運営の継続的改善

#### < 専門教育 >

- ・多様な学習ニーズや進路希望に応える専門教育の充実
- ・商工労働・農林水産部局や地域の関係機関等との連携強化
- ・専門的な知識・技術・技能の習得・向上に向け、他県との連携を含めた実習設備等の整備

### 特色ある高等学校づくりの推進

地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえ、地域の活力ともなる特色ある高等学校づくりを推進します。

- ・コミュニティ・スクールの導入など地域と協働した学校の活性化
- ・市町村立中学校と連携した教育活動の充実など地域に根ざした特色化の推進
- ・地域産業界と連携した専門教育の充実など、地域を担う人材育成の推進
- ・地方創生にも資する地域の高等学校の在り方の検討

### 修学支援の充実

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、経済的理由によって修学が困難な高校生に対する修学支援を充実します。

- ・高等学校等就学支援金の支給による授業料負担の軽減
- ・低所得世帯への高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の給付による教育費負担の軽減
- ・優秀な生徒等で経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の充実
- ・高等学校定時制・通信制課程への修学を促進するための「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金」の貸与

### 目標指標

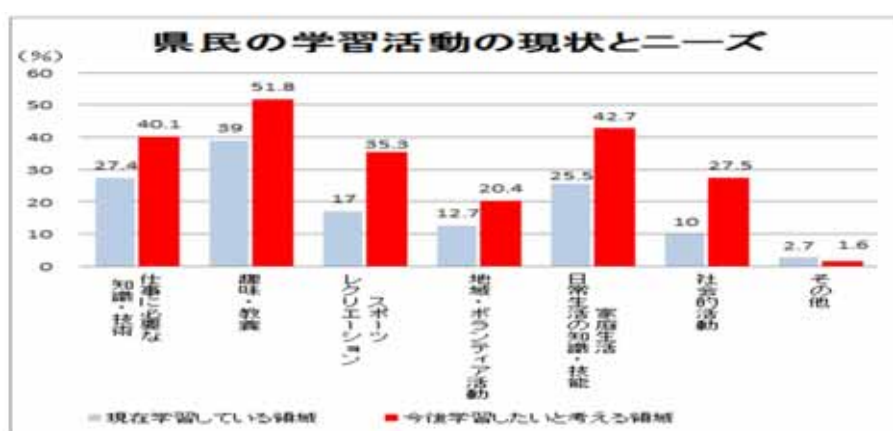
指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
授業がわかると感じる生徒の割合 （再掲）	高 34.5 %	H26	高 50 %	高 65 %
主体的に学ぼうとする生徒の割合 （再掲）	高 10.8 %	H26	高 30 %	高 50 %

## 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

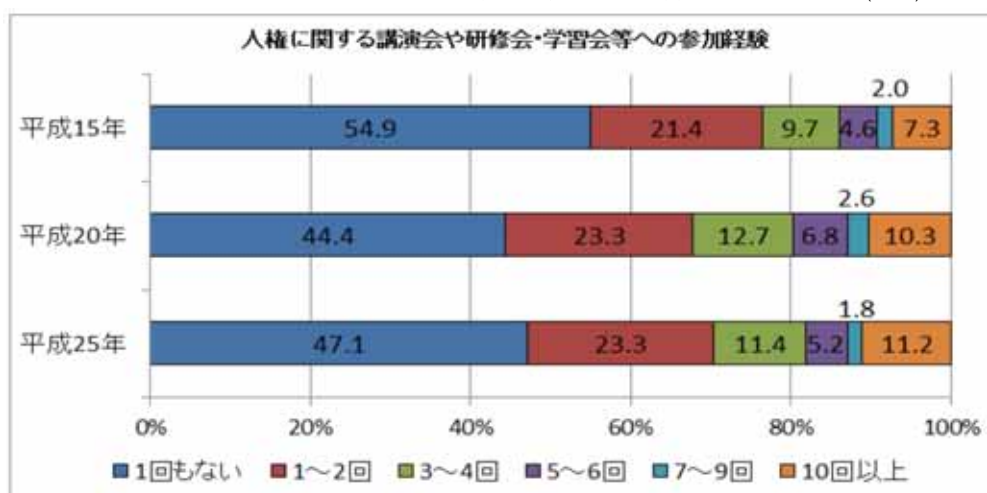
### (1) 多様な学習活動への支援

#### ■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代にあって、県民の学習ニーズは多様化・高度化しており、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供が求められています。
- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、また、地方創生の観点からも、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められています。
- ・「人権に関する県民意識調査」の結果によれば、無関心層の広がりが見られるところ、県民一人ひとりの人権意識を高める学習の充実が求められます。
- ・地域における人権学習の取組状況にバラツキがあるため、各市町村との連携の下、大分県社会人権・同和教育推進協議会<sup>(1)</sup>の活動等を通じた取組の強化が求められます。



【出典】県民及び教育行政職員の生涯学習に関する意識調査 (H22)



【出典】大分県人権に関する県民意識調査

#### ■ 主な取組

##### 多様な学習機会の提供と地域人材の育成

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供とともに、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成を推進します。

##### < 多様な学習機会の提供 >

- ・県民の学習ニーズや学校、社会教育関係団体の要請に対応した学習機会の提供

- ・ 県立図書館における行政や民間団体等と連携したセミナー、公開講座等の充実

#### < 地域人材の育成 >

- ・ 「地域力」の向上を担う人材育成のための講座の充実
- ・ 自身の学びの成果を地域活動に活かす人材の育成
- ・ ボランティア団体等の活動支援のための講座・情報提供の充実
- ・ 公民館等を拠点とした、地域の課題解決に向けた講座等の開催や学習の成果を地域に還元する取組の推進

### 多様な学びを支える環境づくりの推進

県民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、ICTの活用を含む社会教育施設の機能充実や社会教育の担い手養成など、多様な学びを支える環境づくりを推進します。

- ・ 県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える県立社会教育施設の機能再編
- ・ 生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」を活用した情報発信の強化
- ・ 郷土の歴史、文化、自然に関する資料等の収集・保存・提供の推進
- ・ 社会教育主事など社会教育関係指導者の養成と資質向上
- ・ 市町村の公民館や公立図書館等の職員を対象とした研修の充実
- ・ 市町村主催の各種講座・研修等に必要講師情報等の提供

### 人権意識を高める学習の推進

「大分県人権教育推進計画（改訂版）」を踏まえ、大分県人権問題講師団<sup>(2)</sup>等を活用し、多様な人権課題に対応した学習機会の充実を図ります。

#### < 県民の主体的な学びへの支援 >

- ・ 県民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、具体的な行動に移すことができる態度を育成する人権学習プログラムの開発
- ・ 指導者（ファシリテーター）の養成・活用による人権学習の充実
- ・ 新たな人権課題に対応した人権学習の充実

#### < 人権尊重の地域づくりの推進 >

- ・ 地域の人権課題や住民ニーズに沿った効果的な学習機会の提供
- ・ 大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動を通じた、地域における人権学習の取組強化
- ・ 学校・家庭・地域の協働による、人権が尊重される地域づくりの推進

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
公立図書館の利用者数	229万人	H26	237万人	245万人
生涯学習情報提供システムのインターネット講座アクセス件数	2.6万件	H26	3.8万件	5.0万件
人権問題講師団の活用回数	320回	H26	410回	500回

( 1 ) 大分県社会人権・同和教育推進協議会・・・県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。

( 2 ) 大分県人権問題講師団・・・県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。

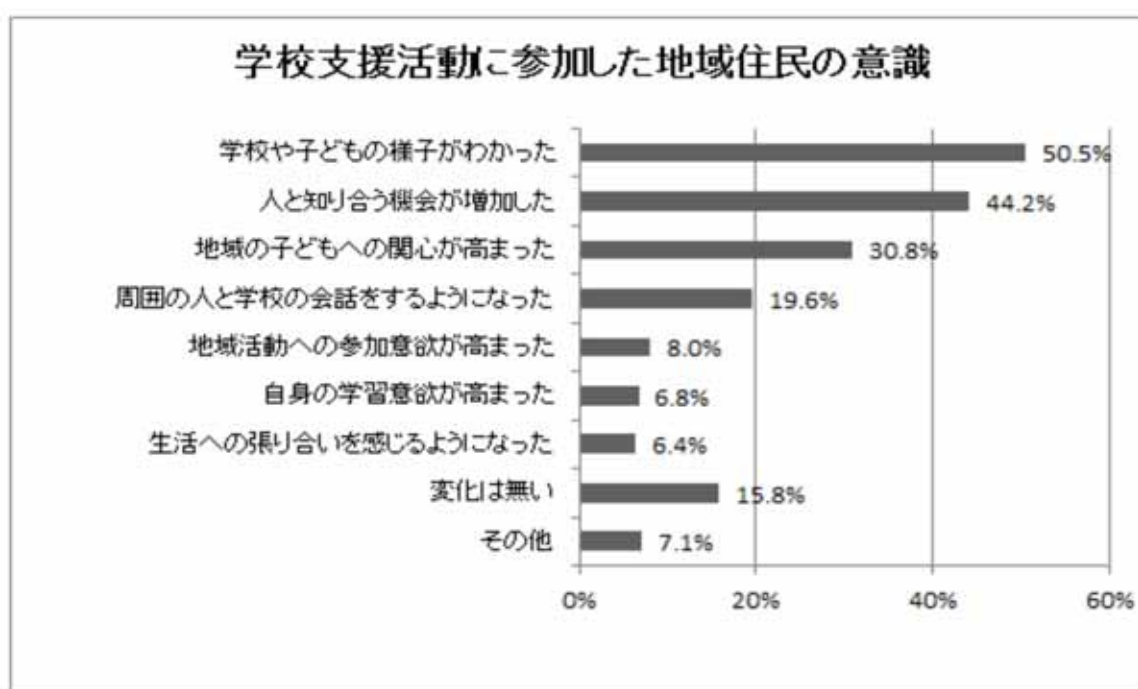


## 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

### (2) 社会全体の「協育」力の向上

#### ■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行とともに人間関係の希薄化といった課題が顕在化する中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められています。
- ・ 地域の教育力の向上を図るため、子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤として、地域全体で地域課題の解決に向けて取り組む新たな体制の整備が求められています。
- ・ 保護者や地域住民等に対して「協育」ネットワークの取組の有用性を周知することにより、支援者の更なる拡大を図るとともに、「協育」で人と人の絆を紡ぐまちづくりに繋げていくことが求められています。



【出典】学校、家庭、地域社会の「協育」ネットワーク構築の推進に関する意識調査 (H21)

(大分大学高等教育開発センター)

#### ■ 主な取組

##### 「協育」ネットワークの充実・深化

地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした新たな体制整備を推進します。

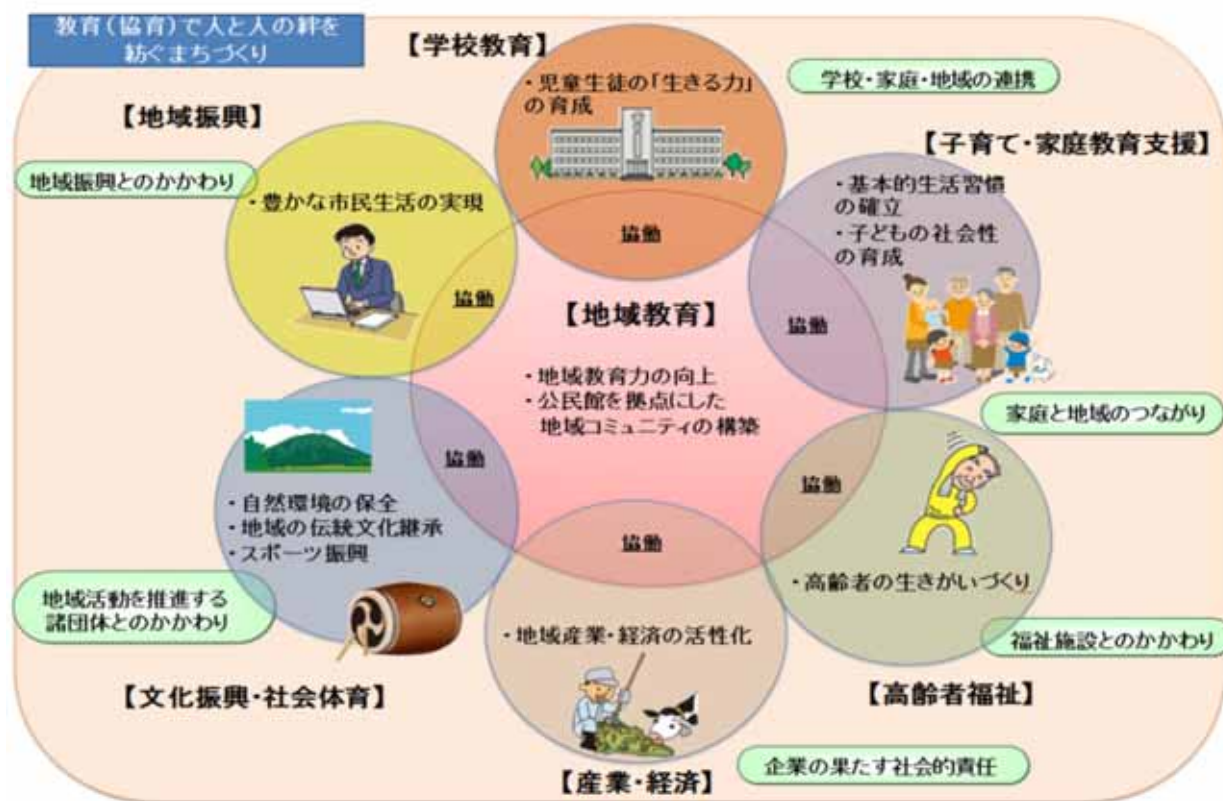
- ・ 地域主導の子どもの学習活動や体験活動に参画・協働する機運の醸成
- ・ 個人の学びの成果を地域でのボランティア活動等に活かすコーディネート機能の充実
- ・ 「協育」ネットワークと子ども会や婦人会、青年団、PTAなど各種団体との連携強化
- ・ 「協育」ネットワークを基盤とした、地域振興や産業経済等の領域との連携強化

### 「協育」力を活かした地域活動の展開

「協育」ネットワークを基盤とした「協育」力を活かし、多様な学習機会の提供を通じて人と人の絆を紡ぐ取組を推進します。

- ・学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の子どもの学習支援の充実
- ・学校の授業等支援や登下校の見守りなど、学校の求めに応じた活動の推進
- ・地域独自の環境教育や防災教育、キャリア教育、「O-L a b o<sup>(1)</sup>」の取組と連携した科学教育などの学習機会の充実
- ・地域振興、産業経済等の地域課題に対応した学習機会の充実
- ・地域の伝統文化等を活用した、郷土への誇りや愛着を育む学習の充実

### 「協育」ネットワークを基盤とした地域コミュニティ



### 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	7.8 万人	H26	9.3 万人	10.6 万人
放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数（再掲）	0.8 万人	H26	1.0 万人	1.2 万人

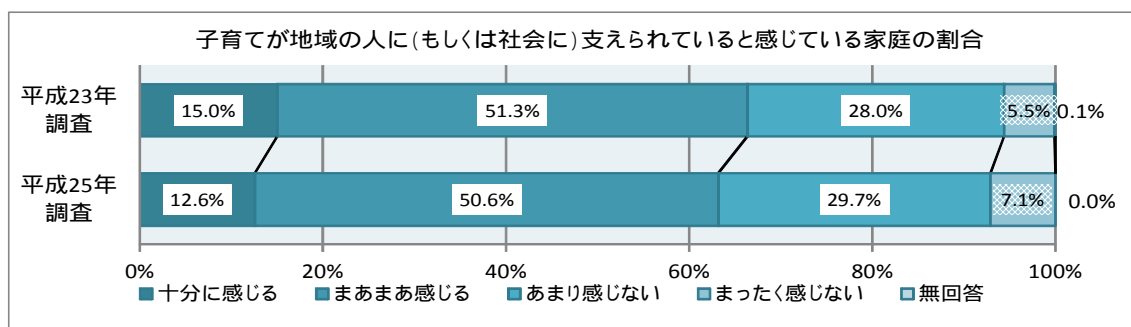
( 1 ) O-L a b o・・・子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。

## 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

### (3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

#### ■ 現状と課題

- ・核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していると指摘されています。
- ・家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対する継続的な支援が求められています。
- ・子育ての悩みや不安を抱え、周囲に相談できずに孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域社会全体で子育て家庭を支える取組が求められています。



【出典】こども子育て支援課調査

#### ■ 主な取組

##### 家庭教育支援体制の整備

家庭における「教育力」の向上を図るため、家庭と地域をつなぐ支援体制の整備を推進します。

- ・公民館等を拠点とした、学校・家庭・地域をつなぐ家庭教育支援体制の強化
- ・多様な能力、経験を持つ地域人材の家庭教育支援の取組への参画促進
- ・家庭教育支援に携わる人材養成のための研修の充実
- ・地域の広報媒体を活用した、家庭教育に関する情報提供の充実

##### 保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、保護者に対する学習機会の提供を推進します。

- ・子育て支援など関係施策と連動した切れ目のない学習機会の提供
- ・家庭教育の重要性に係る理解を深めるための「おおいた親の学びプログラム」の普及促進
- ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

#### ■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
「協育」ネットワークによる家庭教育支援の取組に参加する地域住民の数	1,913 人	H26	2,500 人	3,000 人

## 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

## 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

## ■ 現状と課題

- ・ 県内各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、文化財・伝統文化の適切な保存・管理が必要です。
- ・ 文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意しつつ、これらを積極的に活用し、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化に繋げることが求められています。
- ・ 積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取組強化が求められています。

## 国・県指定文化財件数

平成27年4月現在

国指定・選定		県指定		合計
国宝	4	-	-	4
重要文化財	83	有形文化財	470	553
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	50	56
特別史跡	1	-	-	1
史跡	39	史跡	105	144
特別名勝	-	-	-	0
名勝	3	名勝	7	10
特別天然記念物	2	-	-	2
天然記念物	21	天然記念物	78	99
重要伝統的建造物群保存地区	1	-	-	1
重要文化的景観	3	-	-	3
選定保存技術	1	選定保存技術	0	1
合計	169	合計	725	894

## ■ 主な取組

## 文化財・伝統文化の保存

文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、国・県の指定・選定・登録制度などを活用し、保存・管理の徹底を図ります。

- ・ 文化財の指定・選定・登録を通じた、適切な保存・管理の推進
- ・ 埋蔵文化財センターの移転整備による、収蔵品の適切な保存・管理の徹底
- ・ 市町村教育委員会と連携した有形文化財の状況把握の徹底
- ・ 地域の文化財を守り伝えていくための防犯・防災対策の強化
- ・ 文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と連携したパトロール活動の充実
- ・ 文化的景観や伝統的建造物群など、地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進

## 文化財・伝統文化の活用

文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化等につなげるため、地域の文化財・伝統文化の積極的活用を図ります。

- ・有形文化財や記念物に指定された文化財などの修復現場の公開をはじめ、文化財を核にした観光戦略の展開
- ・文化財・伝統文化をストーリー化した「日本遺産」の認定促進による地域の活性化
- ・教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備
- ・埋蔵文化財センターの展示内容の充実と県・市町村等の文化施設が連携した展示・公開の推進
- ・文化財を紹介する案内板等の整備・充実

## 文化財・伝統文化の継承

無形文化財や民俗文化財などの文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実するとともに、それらの文化財・伝統文化を確実に次世代に継承するための基盤整備を推進します。

### < 学ぶ機会の充実 >

- ・無形民俗文化財などの伝統文化を鑑賞し、体験する機会の充実
- ・子ども神楽保存団体など文化財愛護団体<sup>(1)</sup>の活動発表機会の充実
- ・県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの訪問講座や体験学習の機会の充実

### < 継承に向けた基盤整備 >

- ・文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催
- ・地域に伝わる伝統文化の伝承教室や文化財の保存技術講習に対する支援を通じた後継者の育成
- ・文化財・伝統文化のデジタル・アーカイブ化や積極的な情報発信の推進

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
国・県指定の文化財数	894 件	H26	920 件	945 件
県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの利用者数	10.1 万人	H26	11.3 万人	11.5 万人

( 1 ) 文化財愛護団体・・・身近な文化財を大切にし、郷土を愛する心を涵養することを目的として各地に結成されている団体のこと。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。

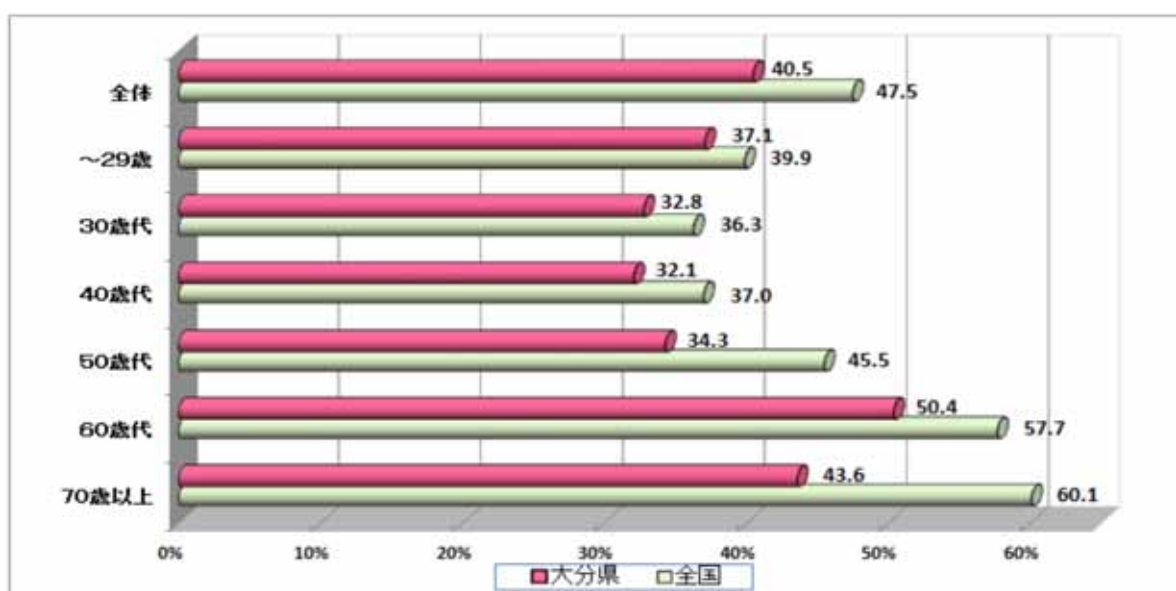
## 県民スポーツの推進

### (1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成

#### ■ 現状と課題

- ・ 県民の定期的な運動・スポーツ実施率（40.5%（平成25年度））は全国平均（47.5%（同））より低いため、運動・スポーツの実施に関する意識啓発が求められています。
- ・ 本県の運動・スポーツ実施率を見ると、ライフステージが上がるにつれて実施率が上昇しているものの働く世代の実施率が低く、中でもライフステージが上がるほど全国平均を下回る状況にあります。
- ・ 「県民のスポーツに関する実態調査」（平成25年度）の結果によれば、運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、障害要因としては、高齢、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられています。

#### 成人の運動・スポーツ活動の実施状況



【出典】県民のスポーツに関する実態調査（H25）

#### ■ 主な取組

##### ライフステージに応じたスポーツの推進

県民が心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、ライフステージに応じたスポーツを推進します。

- ・ 実施方法や内容等を工夫した全世代型スポーツイベントの充実
- ・ 地域人材の活用や発達段階に応じた指導の充実（子ども）
- ・ 職場と連携した体力測定等の機会充実とスポーツ施設・サークル等に関する情報提供の充実（働く世代）
- ・ 総合型地域スポーツクラブ<sup>(1)</sup>を活用した健康教室や軽運動プログラムの充実（高齢者）

##### 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

県民が身近な地域で日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を推進します。

- ・総合型地域スポーツクラブへの加入促進
- ・市町村等との連携による、総合型地域スポーツクラブの新規創設と既設クラブの活動区域の拡大
- ・クラブマネージャーや体力チェックサポーター等各種人材の育成・活用や拠点クラブの育成など、「広域スポーツセンター<sup>(2)</sup>」による支援の充実
- ・「総合型クラブおおいたネットワーク」と連携した、総合型地域スポーツクラブの自律的運営能力の向上

## 総合型地域スポーツクラブ一覧

平成27年4月1日現在

NO	クラブ名	市町村名	NO	クラブ名	市町村名
1	NPO法人開門元気クラブ	中津市(本郡馬塚町)	22	明ゆうクラブ	大分市(中津野地区)
2	NPO法人TMKチャレンジクラブ	豊後高田市	23	西の台ふれあい倶楽部	大分市(西の台校区)
3	NPO法人総合型地域スポーツクラブ グレートサラマング	宇佐市(院内町)	24	わさだ夢クラブ	大分市(植田校区)
4	わっしょいUSAクラブ	宇佐市	25	判田すこやか倶楽部	大分市(判田校区)
5	姫島ふれあいスポーツクラブ	姫島村	26	NPO法人滝尾百穴クラブ	大分市(滝尾地区)
6	NPO法人MAKK笑人クラブ	国東市	27	田野ふれあいクラブ	臼杵市(野津町)
7	NPO法人OKYさわやかスポーツクラブ	杵築市	28	下ノ江よろこぶクラブ	臼杵市(下ノ江地区)
8	日出町総合型地域スポーツクラブひまわりのたね	日出町	29	NPO法人エンジョイつくみ	津久見市
9	にこしんクラブ	別府市(西小学校区)	30	NPO法人ゆふいんチャレンジクラブ	由布市(湯布院町)
10	あさみ川クラブ	別府市(南部地区)	31	みことスマイルインクラブ	由布市(庄内町)
11	はくふスポーツクラブ	別府市(亀川地区)	32	スポーツクラブHASAMA	由布市(扶間町)
12	南立エンジョイ倶楽部	別府市(西部地区)	33	みなみスポーツクラブ	佐伯市(南中学校区)
13	大平山湯の樹クラブ	別府市(大平山地区)	34	つるみ友クラブ	佐伯市(鶴見)
14	NPO法人七種の里Nクラブ	大分市(野津原)	35	本区ホタツビクラブ	佐伯市(本区)
15	ひしのみクラブ	大分市(金池校区)	36	竹田スポーツレクリエーションクラブ	竹田市
16	NPO法人川添なのほなクラブ	大分市(川添校区)	37	みえスポーツクラブ	豊後大野市(三重町)
17	NPO法人わかすく夢クラブ	大分市(東大分校区)	38	おがたいきいきスポーツクラブ ネスト	豊後大野市(緒方町)
18	NPO法人賀未来倶楽部	大分市(賀来校区)	39	朝地フレンドクラブ	豊後大野市(朝地町)
19	NPO法人おおみちふれあいクラブ	大分市(大道校区)	40	あまがせスポーツクラブ	日田市(天瀬町)
20	OZAI元気クラブ	大分市(大在地区)	41	堂里夢スポーツクラブ	玖珠町
21	みんなの明治クラブ	大分市(明治地区)	42	ここのえ“夢”クラブ	九重町

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	40.5%	H25	50%	56%
総合型地域スポーツクラブの会員数	1.6万人	H26	1.8万人	2.0万人

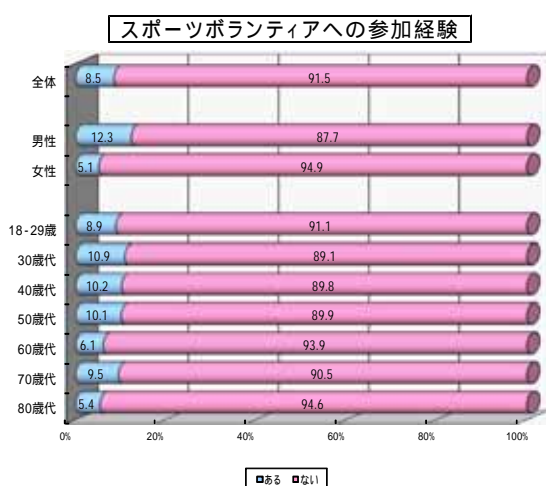
- (1) 総合型地域スポーツクラブ・・・学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。
- (2) 広域スポーツセンター・・・総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。

## 県民スポーツの推進

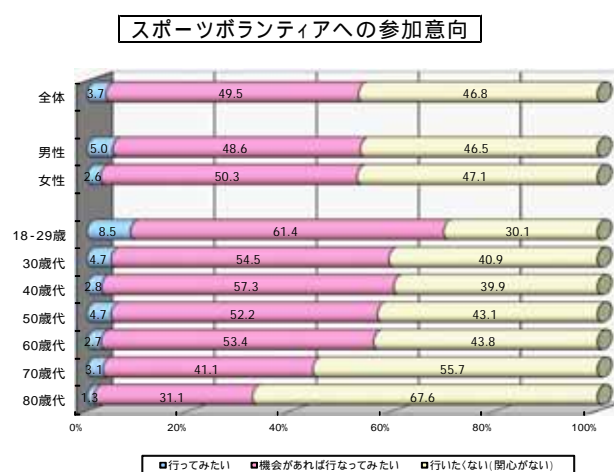
### (2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進

#### 現状と課題

- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められています。
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけではなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も青少年の健全育成や地域社会の活性化など様々です。
- ・既存の県立屋内スポーツ施設の老朽化、大規模大会への対応が困難といった現状等を踏まえ、市町村との役割分担の下、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実に求められています。
- ・日本体育協会公認の有資格指導者数（26年10月現在）は1,695人と全国的に見ても少ない状況にあり、多様化する県民のスポーツニーズに対応するためには、質の高い指導者を養成・確保するとともに、有資格指導者を有効に活用することが必要です。



【出典】県民のスポーツに関する実態調査(H25)



【出典】県民のスポーツに関する実態調査(H25)

#### 主な取組

##### 「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実

県民が多様な形でスポーツに親しむことができるよう、「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実を図ります。

- ・大規模大会の開催等に合わせた選手によるスポーツ教室の開催など、地域住民との交流機会の創出
- ・未経験者を対象とした研修会の開催や登録制度の構築などを通じた、スポーツボランティア活動の普及
- ・スポーツ情報提供システムの構築など、県民ニーズに応じた最新のスポーツ情報の収集と情報発信の充実



### スポーツ施設の整備・充実

大規模スポーツ大会の開催も含め、より多くの県民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図ります。

- ・ 武道を中心として多目的に活用できる県立屋内スポーツ施設の整備
- ・ 利用者の幅広いニーズに対応したスポーツ施設の機能の充実
- ・ 地域住民のスポーツ活動機会の創出に向けた、学校体育施設開放校の拡大

### スポーツ指導者の養成・確保と関係機関等との連携強化

多様化する県民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者の養成・確保や関係機関等との連携強化を図ります。

- ・ ライフステージに応じた適切な指導が可能な質の高いスポーツ指導者の養成・確保
- ・ 福祉等関係部局・団体との連携による障がい者スポーツの指導者養成
- ・ 県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る福祉等関係部局や市町村との連携強化
- ・ スポーツ少年団などのスポーツ関係団体、プロ・企業チームとの連携強化
- ・ スポーツ医科学に基づく安全対策等に係る研究機関・医療機関・大学との連携強化

## 目標指標

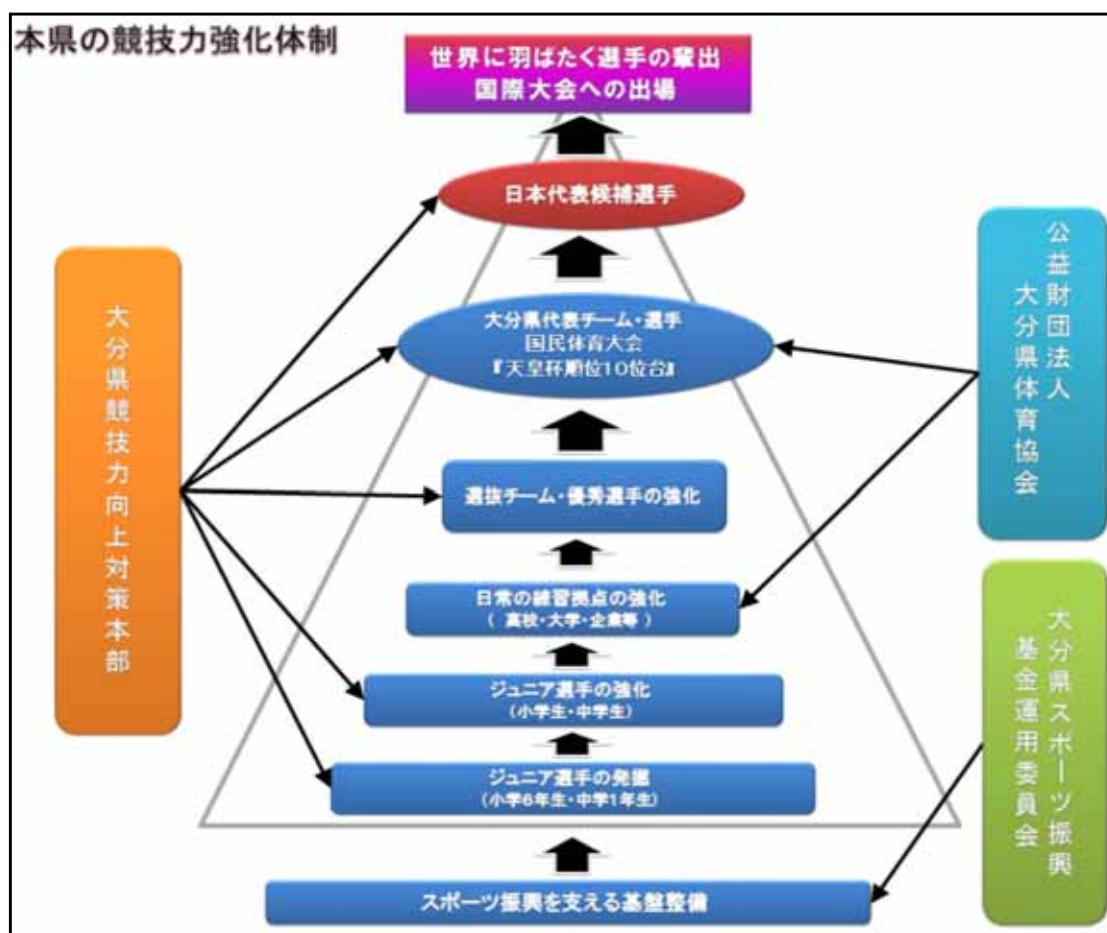
指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
人口 1 万人当たりの公認スポーツ指導者登録数	14.5 人	H26	16.0 人	17.5 人

## 世界に羽ばたく選手の育成

### 世界に羽ばたく選手の育成

#### ■ 現状と課題

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019等の各種国際大会において、本県出身選手の活躍を期待する声が高まっています。
- ・ 国民体育大会の少年種別やインターハイ等における競技力の低下傾向に歯止めをかけ、競技力の向上を図る上で、優れた才能を持ったジュニア選手の発掘・育成・強化が必要です。
- ・ 国際大会等で活躍できるトップアスリートを輩出するためには、国民体育大会10位台の定着に向けた選手強化の上に、全国、そして世界で通用する優秀選手に対する支援を行うことにより、本県の競技力を向上・安定させることが必要です。
- ・ 平成20年の「チャレンジ!おおいた国体」での天皇杯獲得に貢献した指導者が世代交代の時期を迎え、次代を担う卓越した指導者の養成・確保が求められています。
- ・ 本県で育成・強化された優秀な選手が将来、県内に就職してオリンピックなどの国際大会を目指すための仕組みづくりが求められています。



#### ■ 主な取組

##### ジュニア期からの一貫指導体制の確立

ジュニア期からの効果的な選手の育成・強化を図るため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘に取り組むとともに、小・中・高等学校を通じた一貫指導体制を確立します。

- ・優れた資質を有するジュニア選手の発掘
- ・県選抜選手の強化対象の拡大、指導者による目標や強化方針の共有など、一貫指導体制の確立による効果的な選手の育成・強化

### 優秀選手の育成・強化

国内外の大会において本県出身選手が活躍できるよう、競技力強化体制の整備や競技団体への支援を通じた、優秀選手の育成・強化を図ります。

- ・世界で通用する優秀選手の育成・強化に向けた、本県出身選手の国内外の大会参加支援
- ・指導技術やレベルの高い技能を学ぶことによる競技力向上を目的とした、国内外のトップレベルの指導者やチームの招聘
- ・競技力向上の拠点となる学校、企業、クラブチーム等における強化活動の支援充実

### 競技力を支える人材の養成

国内外の大会での活躍に向けて本県出身選手の競技力を向上させるため、次代を担う卓越した指導者など競技力を支える人材の養成を図ります。

- ・高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保
- ・各種研修会の開催などによる次代を担う卓越した指導者の養成・資質向上
- ・公認スポーツ指導者の資格取得の推進
- ・スポーツ医学を活用した競技力向上を図るため、スポーツドクター、スポーツトレーナー、栄養士等によるサポート体制の整備・充実
- ・「大分県競技力向上スーパーコーチ<sup>(1)</sup>」を活用するなど、次代を担う指導者の異競技間等交流の促進

### 競技力を支える環境の整備

優秀選手が必要な支援・協力を得て競技活動に専念できるよう、関係団体等との連携により競技力を支える環境整備を推進します。

- ・日本オリンピック委員会（JOC）、産業界等との連携の下、優秀選手の県内企業への就職支援システムの構築
- ・大分県体育協会をはじめ関係団体等との連携・協力による、最先端のスポーツ医学の活用促進
- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）や県教育庁チャンネルなどを活用した、競技力向上対策に係る広報の充実

## 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
国際大会出場者数	35人	H26	40人	45人

(1) 大分県競技力向上スーパーコーチ・・・全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。



## 第3章 計画の進行管理

# 計画の進行管理

## 1 計画の進行管理

計画に基づく施策の進行管理にあたっては、目標指標の達成度をはじめ施策の達成状況を把握し、県民とも適時に本県の教育課題を共有した上で、透明性を確保しつつPDCAサイクルを機能させる仕組みが必要です。

このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、毎年、本計画の項目・指標を基本とする県教育委員会の施策の点検・評価を行い、その結果について公表するとともに、その内容を教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化と質の向上を図っていきます。

また、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じて計画自体の適時適切な見直しも求められることから、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）」の実施状況を勘案しつつ中間年を目途に計画の見直しを行うこととします。

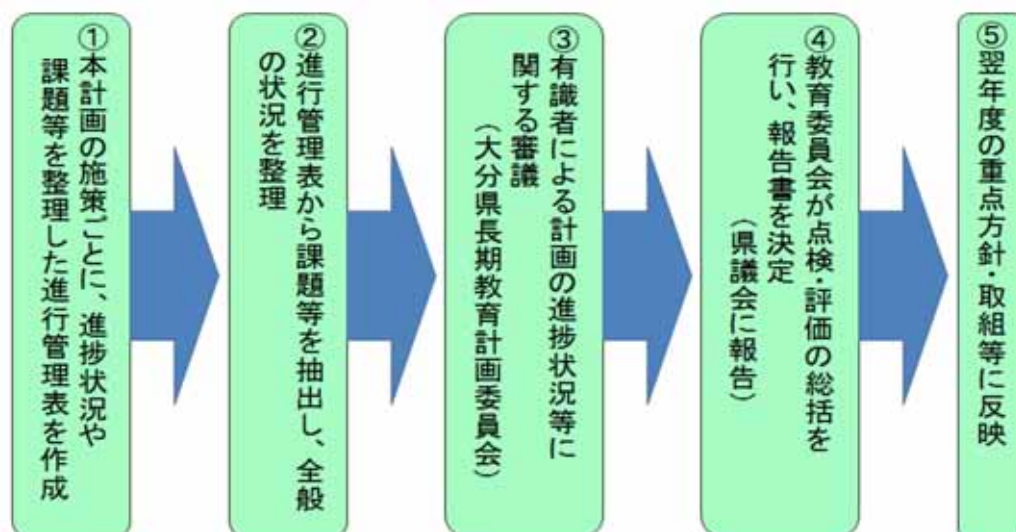
### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 進行管理のフロー図



### 3 大分県長期教育計画委員会

教育の振興のための施策に関する基本的な計画（本計画）の策定及び当該計画に基づき推進する施策の達成状況を検証するため、大学関係者、PTA関係者、経済界など、各分野の第一線で活躍されている外部有識者で構成される「大分県長期教育計画委員会」を設置しています。

#### 大分県長期教育計画委員会委員名簿

（平成27年10月現在）

氏名	所属・役職	備考
内田 猛	大分県小中学校長会協議会 会長	
大山 直美	大分エコセンター（株） 代表取締役	
木戸 浩久	大分県高等学校PTA連合会 会長	
久保田 貴子	別府大学短期大学部 准教授	
佐藤 晋治	大分大学教育福祉科学部 准教授	
高尾 悦子	NPO法人賀来衆倶楽部 クラブマネジャー	
谷口 勇一	大分大学教育福祉科学部 教授	
橋本 仁	大分日産自動車株式会社 取締役社長	
疋田 啓二	大分県PTA連合会 会長	
本田 昌巳	玖珠町教育委員会 前教育長	
三浦 享二	大分市教育委員会 教育長	
三重野 待子	有限会社大分動物霊園メビウス 代表取締役	副委員長
宮脇 和仁	大分県立学校長協会 会長	
山崎 清男	大分大学教育福祉科学部 教授	委員長
横山 研治	立命館アジア太平洋大学 学長特命補佐	
渡辺 恭英	NPO法人大分県芸術文化振興会議 理事長	

（五十音順、敬称略）





## 【參考資料】

## 用語解説

読み	用語名	解説	掲載ページ
アイ	IoT	Internet of Things(モノのインターネット)の略。世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。	3
アイ	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。パソコンはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフトなどを活用するもの。	1,3,6,9,21,22,23,24,26,38,42
アズ	預かり保育	幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動のこと。	17
アツ	「あったかハート1・2・3」運動	不登校の早期発見・早期対応のため、以下の取組を行うもの。 欠席1日目 = 電話連絡(励まし電話、安心電話、受診確認) 欠席2日目 = 電話か家庭訪問(安心電話、症状の具体把握) 欠席3日目 = 家庭訪問(組織対応、体調確認、再登校不安解消) 欠席3日以上 = チーム支援(担任、養護教諭、関係教員、SC、関係機関連携)	31
アブ	アプローチカリキュラム	幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児(6歳児)を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るためのカリキュラムのこと。	17
アン	県民安全・安心メール	大分県が提供する、大雨や地震、津波などの気象警報や緊急情報等のメール配信サービス。	33
イイ	ESD	Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。	23
イジ	いじめ解決支援チーム	福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑ないじめ事案に対応するため、県教育委員会に設置したチームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、いじめの早期解決に向けた取組を行う。	29
イジ	いじめゼロ子どもサミット	県内の小・中学生代表による「いじめのない学校づくり」に向けた発表や意見交換等を通して、いじめ防止に向けた気運を醸成し、いじめの未然防止を図ることを目的に開催する会議のこと。	29
イジ	いじめ対策連絡協議会	教育委員会、警察、福祉事務所等の関係機関が一堂に会して、いじめ問題に関する対策を協議し、解決に向けた情報の共有、連携を図る協議会のこと。	29
イジ	いじめ防止基本方針	いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定された基本的な方針のこと。	28
イリ	医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。一定の研修を受けた介護職員等(教員を含む)であれば、一定条件の下に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる。	21
イン	イングリッシュ・キャンプ	県内勤務の外国語指導助手(ALT)等とともに、英語を用いて以下のような活動を行い、英語学習・英語使用の意欲付けを図るために実施する合宿のこと。 【小学生】・自己紹介・海外の遊び・英語劇発表・企業人による講話 など 【中学生】・インタビュー・テスト・課題劇・英語で日記・英語で買い物体験 など	26
イン	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。	7

読み	用語名	解説	掲載ページ
イン	インターンシップ	学習内容や将来の進路などに関連した職業体験活動のこと。	19
ウン	運営委員会	管理職、主要主任等で構成される校内委員会で、校務に関する企画立案等を行う学校運営の中核となる組織。	35
オオ	大分県教育庁チャンネル	学校現場で頑張っている教職員の姿、児童生徒の活動、地域の方による学校支援の様子など、先進的な取組や特色ある取組などを紹介するため、県教育委員会が動画投稿サイトYou Tubeに開設した専用チャンネル。	7
オオ	大分県競技力向上スーパーコーチ	全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。	53
オオ	おおいた教育の日	県民が一体となって、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちの育成等を図るため、「おおいた教育の日条例」により、11月1日を「おおいた教育の日」と定め、その前後の期間に県内全域で様々な取組を行っている。平成17年度から実施しており、平成25年度からは年間テーマを決め、県内1市を主会場として推進大会を開催している。	7,35
オオ	大分県産業教育振興会	産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。	18
オオ	大分県社会人権・同和教育推進協議会	県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。	41,42
オオ	大分県人権問題講師団	県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。	42
オオ	O-Labo	子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。	44
オン	OJT・Off-JT	OJTとは、On the Job Training の略で、職場内において、日常の職務を通して、必要な知識や技能、態度等を、組織的・計画的・継続的に高めていく人材育成のこと。 Off-JTとは、Off the Job Training の略で、職場を離れて行う人材育成のこと。	37
ガイ	外国語指導助手(ALT)	Assistant Language Teacherの略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人等を指す。	26
ガク	学習指導要領・幼稚園教育要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定める、各学校等で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。 各学校等では、学習指導要領や文部科学省令で定められている年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校等の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成している。	4,16,32
ガク	学部主事	特別支援学校の各学部に着く職で、校長の監督を受けて各学部の校務をつかさどる。県立特別支援学校では当該学部の教諭を充てており、幼児児童生徒の生活指導や安全管理等の学部運営全般の業務をつかさどっている。	21
ガク	学力向上支援教員	地域総ぐるみで戦略性のある学力向上の取組を展開しようとする市町村教育委員会に対して、主に域内の授業改善の推進を目的に加配している教員。平成27年度は18市町村に対し、小学校45名・中学校27名を配置している。	9
ガツ	学校警察連絡制度	警察と学校が情報交換・共有することにより、児童生徒の安全確保及び非行防止を図り、児童生徒の健全育成に資することを目的とした相互連絡制度のこと。大分県では、平成21年6月30日に県教育委員会と県警察本部間で協定が結ばれた。	29

読み	用語名	解説	掲載ページ
ガツ	学校現場の負担軽減プロジェクトチーム	県教育委員会が行っている業務等を見直すことで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校現場の負担軽減を図ることを目的に、県教育委員会の本庁各課・室及び教育センターの代表者で構成している庁内組織のこと。	37
ガツ	学校支援センター	小・中学校の事務の効率化や事務職員の人材育成・教員の業務支援等を目的として、地域の拠点となる学校に設置した事務センター。周辺の小・中学校15校程度の業務を集中的に処理し、教育支援等を行う。	38
ガツ	学校評価	学校教育法第42条に基づき、学校運営の改善に向けて、学校の目指す目標を設定し、目標達成のための取組や達成状況を評価するもの。学校評価は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3つの形態により行われる。	16,17,35,40
ガツ	学校防災アドバイザー	学校の避難訓練や危機管理マニュアルの見直しについて指導助言するために、県教育委員会が委嘱した学識経験者・元消防士・防災士などの防災分野の専門家。	33
ガツ	学校における人権教育の日常的な推進に向けて	「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)をまとめた簡易版のこと。	23
ガツ	学校保健委員会	学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、教職員、学校医、地域の保健機関などで構成される校内委員会。	15
カリ	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	9,16
カン	感染症情報収集システム	集団生活で、感染症が蔓延しやすい環境にある学校において、感染症による入院、死亡といった重症化を防ぐために集団発生を早期に探知し早期対応をするための、学校欠席者の情報収集システムのこと。関係機関同士でリアルタイムに情報を共有でき、情報の一元管理が可能となる。	15
キキ	危機管理マニュアル	学校保健安全法第29条に基づき、学校において児童生徒の安全の確保を図るため、その学校の実情に応じて、危険等発生時に学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領のこと。危険の種類によって、「防災マニュアル」「不審者対応マニュアル」等と呼ばれる。	33
キケ	危険ドラッグ	大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれる、危険な違法ドラッグ。あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解させるため、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されることがある。	15
ギノ	技能検定	企業等で働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する試験のこと。県教育委員会では、特別支援学校高等部生徒を対象とした独自の技能検定を平成24年度から実施している。	21
キヤ	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう促す教育のこと。	18,19,21,44
キヨ	教職員評価システム	学校の重点目標等に基づいて、教職員が自己目標を設定し達成状況を自己申告する「目標管理」と、校長等が教職員の「能力」「姿勢・意欲」「実績」を相対的に評価する「人事評価」の2つの柱で構成されるシステムのこと。教職員が、学校の教育目標達成に向け日常の教育活動に意欲を持って取り組むことをねらいとしている。	2,34,37
キヨ	教育支援センター(適応指導教室)	不登校児童生徒やその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。	31
キヨ	教育庁所管施設保全計画	「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物について策定する計画のこと。	33
キヨ	「協育」ネットワーク	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働(「協育」)を推進するためのネットワークのこと。	7,12,35,43,44,45

読み	用語名	解説	掲載ページ
ケン	県立高等学校授業改善実施要領	「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を踏まえ、県立高等学校における組織的な授業改善を着実に実施するため、平成27年5月に県教育委員会が策定した要領。	9
ゲン	言語活動	各教科の目標の実現のために行われる記録、要約、説明、論述などの活動。これらの活動は、思考力・判断力・表現力等の育成に効果的とされている。	9,26
コウ	広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。	49
コウ	公共施設等総合管理計画	各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では「大分県公共施設等総合管理指針」（平成27年7月）として策定している。	33
コウ	高校改革推進計画	平成18年度～平成27年度を実施期間として、特色ある学校づくり、学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置、学校選択の拡大を目的として策定した、公立高校の再編整備等に関する計画。	2,4
コウ	高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)	高等学校等における授業料以外の教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、非課税世帯であることなどの要件を満たす生徒の保護者等に対して、所定の手続を経た後、県が支給する給付金のこと。	40
コウ	高大接続改革	「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月文部科学大臣決定）に基づく、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の一体的な改革を指す。	1,4,8,18,39
コウ	高等学校等就学支援金	高等学校等における授業料負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、基準となる所得未満の世帯の生徒に対して、所定の手続を経た後、国から支給される授業料に充てるための支援金のこと。生徒本人や保護者等が直接受け取るものではなく、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する。	40
コウ	公認スポーツ指導者	各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導体制を確立するため、公益財団法人日本体育協会が資格認定する指導者のこと。	53
ゴウ	合理的配慮	障害者権利条約第2条で、「障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。障がい者に対し、例えば意思疎通を円滑に行うための配慮をしたり、慣行やルール、施設の仕様を変更したりすること、本人の申し出に応じた漢字の振り仮名付きテキストの提供、試験時間を延長することなどもこれに当たる。	7,21
ココ	こころのコンシェルジュ	教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。	38
コク	国際バカロレア	国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を収めると国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)が与えられる。	26
コソ	子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親同士の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域の子育て支援拠点のこと。	17
コド	子どもと本をつなぐ大人	子どもに対して本を紹介し、本との出会いを作る大人のこと。例えば、司書、図書館ボランティア、教職員等。	12
コベ	個別の教育支援計画	障がいのある子ども一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考え方のもと、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立ち一貫した教育的支援を行うことを目的として、学校が主体となって作成する支援計画のこと。	20,21

読み	用語名	解説	掲載ページ
コベ	個別の指導計画	障がいのある子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、各学校の教育課程や各教科等の指導計画等を踏まえ、各教科等あるいは単元・題材別の個別目標、指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。	20,21
コミ	コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。	7,35,40
シド	指導教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法第37条第10項では、「児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定されている。児童生徒の「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成する「学びに向かう学校」づくりを推進し、持続的・発展的な授業改善を組織的に実践する要の職と位置付けられる。	2,9,35,37,38
シヤ	社会教育主事	社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員のこと。社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。	42
シユ	就労支援アドバイザー	各学校の進路指導担当教員と連携し、在籍生徒の就労能力の発見や評価、各地域の企業のニーズ把握や企業の業務内容の分析、就労希望の生徒と企業とのマッチング等を主な業務とする職員のこと。県独自に県立特別支援学校に配置している。	21
シユ	主幹教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法37条第9項では、「校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる」と規定されている。「芯の通った学校組織」の取組推進に向けて、学校運営を行う校長等と教諭等とのパイプ役を担うとともに、学校組織を円滑に機能させる要の職と位置付けられる。	2,35,37,38
シユ	主権者教育	社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育のこと。公職選挙法改正(平成27年6月)により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受けて、主権者教育の充実が求められている。	6,24
ジユ	授業改善スクールプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、各学校ごとに生徒の実態や現状に応じて作成された、学校の教育目標及び重点目標の達成に向けての授業改善計画。	9,40
ジユ	授業改善マイプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、授業改善スクールプランに基づき各教員が作成する計画。	9,40
シヨ	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適応できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。	16
シヨ	障害者権利条約	国際連合総会で平成18年12月に採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている。	7
シヨ	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消の推進を目的に平成25年6月に制定された。	7

読み	用語名	解説	掲載ページ
ジョ	情報活用能力	情報活用の実践力(課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力)、 情報の科学的な理解(情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解)、 情報社会に参画する態度(社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度)から構成される力のこと。	3,22,23
ジョ	情報モラル教育	情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段(ICT)をいかに上手に賢く使っていか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育のこと。	23
シン	芯の通った学校組織	学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと。	2,3,34,35,36,37
ジン	人材バンク	学校や市町村教育委員会がグローバルに活躍する人物を招聘することができるよう、県教育委員会においてリスト化し、マッチングを図るもの。	26
ジン	人事管理システム	人事情報を一元的に管理し、組織的、継続的に利用できるシステムのこと。人事管理資料や人事異動事務のシステム化により統一的にデータ管理を行うことで、人事管理・異動事務の適正化、効率化、迅速化の実現を図る。	2
スウ	スーパーグローバルハイスクール(SGH)	国際化を進める国内の大学、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分上野丘高等学校(平成26年度～)。	18,26,40
スウ	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)	大学や研究機関等と連携してカリキュラムを開発するなど、理数系教育の充実を図る取組を行う高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分舞鶴高等学校(平成17年度～)及び日田高等学校(平成23年度～)。	18,40
スク	スクールカウンセラー	子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するためカウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。	29,30,31
スク	スクールサービスデー	県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象に、休館日を活用して、県立図書館が所蔵する多様な図書資料を使い、図書館ガイダンスや調べ学習などを体験することにより情報活用能力の向上を図る取組。	12
スタ	スタートカリキュラム	遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。	17
スポ	スポーツ医科学	スポーツを医学的(ドクター等)・科学的(トレーナー・栄養士等)な見地から多面的に研究するとともに、これらの知識や研究成果をスポーツ活動に応用し、機能的能力の維持増進、競技力の向上を図ることを目的とするもの。	51,53
スポ	スポーツ少年団	公益財団法人日本体育協会に属し、スポーツによる青少年の健全育成を目的として、主となるスポーツ以外にも、野外活動、地域行事への参加、奉仕活動などを行っているスポーツ団体。	51
スポ	スポーツ情報提供システム	誰もがいつでも運動に親しむことができるよう、居住地域の近隣のスポーツ施設、スポーツサークル、スポーツイベント等の情報をウェブ上で検索できるシステムのこと。	50
セイ	青少年自立支援センター	青少年のニート・ひきこもり等を対象とした総合相談(電話相談、来所相談)を行う機関。相談を受け、内容に応じて関係機関や支援団体につなぐ。	31

読み	用語名	解説	掲載ページ
セイ	生徒指導の3機能	生徒指導は、児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための力(自己指導能力)の育成を目指している。そのために、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意することが求められている。この3点は生徒指導の3機能と言われ、「分かる授業」の成立や一人一人の児童生徒の意欲的な学習の成立にも有効とされている。	9
セイ	性同一性障がい	生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的および社会的に別の性別に適合させようとする障がいのこと。	22
セカ	世界農業遺産	国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業・水産業を含む。)を認定し、その保全と持続的な利用を図るもの。	23
セン	専門高校	農業・工業・商業・福祉など職業に関する教育を行う高等学校。	19,39
ソウ	総合型クラブおおいたネットワーク	県内の総合型地域スポーツクラブで構成し、クラブ間の情報交換やクラブ交流会の開催、総合型クラブの理解を深める活動を実施している組織。	49
ソウ	総合型地域スポーツクラブ	学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。	14,48,49
ソシ	組織マネジメント	校長のリーダーシップの下、ミドルリーダーである主任等が効果的に機能する学校運営体制を構築すること。	35
タイ	体育専科教員	学級担任が全ての教科を担当している小学校において、体育を専門的に指導する教員のこと。	14
タイ	体験的参加型人権学習	一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。身近な人権問題に関連付けさせていくことで人権感覚を高めることを目指している。	23,24
ダイ	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。	40
チイ	地域人材育成協議会	地域を担う人材を育成するために、地元企業、商工会議所、ハローワーク、商店街組合などの外部委員で組織された会のこと。	18
チイ	地域不登校防止推進教員	県教育委員会が小・中学校の不登校児童生徒の減少を目的として、学校に配置している教員のこと。	30
ツウ	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいの状態の改善・克服に必要な特別の指導を受けることを「通級による指導」と呼んでおり、こうした教育を行う場のことを指す。本県では、言語障がい、難聴、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)の児童生徒を対象とする通級指導教室を設置している。	20
デイ	DV	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者(生活の本拠を共にする交際相手も含む)からの暴力のこと。	7
デエ	デートDV	DVは、Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略で、配偶者(生活の本拠を共にする交際相手も含む)からの暴力のこと。デートDVは高校生や大学生などの若年層の男女間における(交際相手からの)暴力のこと。	22
デジ	デジタル・アーカイブ	情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。	47



読み	用語名	解説	掲載ページ
ドウ	同和問題	日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、現代に至るまで様々な差別を受けている日本固有の人権問題。	7,22
トク	特別支援学級	障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う特別な教育の場として設置する学級のこと。弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱等の障がいのある児童生徒を対象としている。	20,21
トク	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うという理念に基づく教育のこと。	7,20,21
トク	特別支援教育推進計画	本県の特別支援学校、幼・小・中・高等学校における特別支援教育を充実させることを目的として策定した総合的な計画。5ヶ年計画として、平成20年3月に第一次計画を、平成25年2月に第二次計画を策定した。	2
トク	特別支援教育支援員	幼・小・中・高等学校で、障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等の学校における日常生活動作の介助や、学習活動上の支援を行う職員のこと。	21
ニジ	24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、夜間休日に関わらずいつでも相談機関に相談できるよう、県教育委員会が運営する専用ダイヤル。	29
ニホ	日本遺産	地域の歴史的魅惑や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。平成27年4月24日に「近世日本の教育遺産群 - 学ぶ心・礼節の本源 - 」とのストーリーにより、咸宜園(日田市)が旧弘道館(茨城県水戸市)等とともに認定された。	47
ニホ	日本ジオパーク	地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取組を行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。	23
ネツ	ネットいじめ相談窓口	携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを受けた場合に相談できるよう、県教育委員会が運営する相談窓口。	29
ピイ	PDCAサイクル	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案(Plan) 実践(Do) 検証(Check) 改善(Action)の段階的な活動の循環のこと。	9,35
ファ	ファシリテーター	まとめ役、推進役と訳され、ワークショップ(体験的参加型学習)で、議長役だけでなく学習の素材となるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど複合的な役割を務める人のこと。	42
フツ	フッ化物洗口	フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。	15
プロ	プログラミング教育	自らのアイデアをどのようにすれば実現できるのか、論理的に考え、障害を取り除きながら協働し、実行していく力を養うため、コンピュータやプログラミングを使いこなすための基礎的な知識、技能、リテラシーを習得させる教育のこと。	23
ブン	文化財愛護団体	身近な文化財を大切に、郷土を愛する心を涵養することを目的として各地に結成されている団体のこと。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。	47
ブン	文化財保護指導委員	文化財保護法第191条の規定に基づき県教育委員会が委嘱する委員。県内の指定文化財の巡視、所有者等に対する文化財保護に関する指導・助言、地域住民に対する文化財愛護思想に関する普及活動等を行う。	46
ハウ	放課後チャレンジ教室	放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画による勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する教室のこと。	35,44

読み	用語名	解説	掲載ページ
マナ	学びに向かう力	今後の社会の変化を見据えながら、他者と協働し、新しい価値を創造する人材を育成する観点から求められる資質・能力の一つ。具体的には、意欲・集中力・持続力・協働する力等。	9
マナ	学びに向かう学習集団	児童生徒一人一人の「学びに向かう力」(意欲・集中力・持続力・協働する力など)が、規律ある落ち着いた雰囲気の下で十分発揮されて学習が展開されるとともに、その学習活動を通して、「学びに向かう力」がさらに向上していく発展的な学級、学年、学校等の集団。	9,26
マナ	まなびの広場おおいた	県が運用する県民のための生涯学習情報提供システムの呼称。学習情報の収集と提供、利用者の学習相談を行っている。	42
マモ	まもメール	大分県警察が提供する、地域の安全に関する情報等のメール配信サービス。	33
メン	メンタルダウン	ストレスにより心身の不調をきたすこと。	38
モク	「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」	学校の重点目標に基づく授業改善テーマを設定し、PDCAサイクルを機能させることで授業改善を組織的に行うことを目的に、平成27年3月に県教育委員会が策定した手引き。	9
モク	目標達成マネジメント	学校の目標や取組を重点化・焦点化し、その達成に向けて学校全体で短期の検証・改善を繰り返すこと。	34
モン	問題解決的な展開の授業	児童生徒が、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習し、学びの成果等を表現する展開の授業。多くの場合は、1時間あるいは数時間のまとまりのある授業の中で、「課題設定 情報収集 情報の整理・分析 まとめ・発信・交流」という流れで展開される。	9,26
ユウ	有所見率	定期健康診断を受診した教職員のうち、診断結果において「要経過観察」以上の異常があると判断された者の占める割合。	36
ユネ	ユネスコエコパーク	ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。	23
ユネ	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調査を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ESDの推進拠点として位置付けている。	23,27
リユ	留学フェア・留学ガイド	留学に関する事業説明や留学経験者による体験報告、留学斡旋団体による個別説明の機会を設けるもの。また、そうした内容を示したガイドブックのこと。	26



## 平成27年第3回定例会 文教警察委員会議員発言要旨

日時:平成27年10月1日(木)

No.	分類	発言要旨
1	特別支援教育	<p>長期教育計画(素案)には、計画の基本理念から施策の総合的推進のために必要な視点として、6頁にインクルーシブ教育システムの構築の必要性について記述しているが、具体の施策である19～20頁の「(6)特別支援教育の充実」からは、そういった方向性があまり見えてこない。</p> <p>20頁上段の「特別支援学校」の一番下に「地域の要請に応えるセンター的機能の強化」とあるが、これはどちらかというとインテグレーション、統合教育に必要な機能であり、これを高めることは良いが、特別支援学校の専門性と通常学校のインクルージョンの理解とを合わせたインクルーシブ教育を目指していくことが重要。このためには、例えば10頁の「豊かな心の育成」の中にインクルージョンへの理解と啓発といった内容を盛り込む等、特別支援学校において専門性を高めて多様性に応えるための授業を実施するとともに、通常学校にも理解を求めていかなければならない。それをどこかで調和することが大切。このような視点が19～20頁の「特別支援教育の充実」からは見えてこない。</p> <p>また、社会への完全な参加を目指す権利条約だが、市町村の成人式において、みんな仲間で祝い合えるような環境をつくってもらいたい。残念ながら現状では支援学校の子どもたちは別々に参加している。そういうインクルージョンの世界を築くために新しい計画に期待している。</p> <p>通常学校に通う特別な支援が必要でない子どもたちにどのように教えていこうかが大事。</p>
2	読書	<p>子どもの不読率が高いのは、子どもたちが読みたい本が少ないからではないか。私は市職員だったので学校の図書館を見て歩いたことがあるが、1万冊くらい蔵書があっても8割以上が昔の本で、新しい情報がなかなか入っていないように感じた。</p> <p>まずは子どもたちが読みたい本を準備する必要があるのではないか。それには予算が関係することもよく分かるが、一つは県立図書館や市立図書館との連携をいかに深めるか、技術的な問題があるかもしれないが、子どもたちに本を読めというばかりでなく、読みたくなる環境づくりも大切。</p>
3	不登校	<p>不登校には家庭事情など様々な状況や理由があり、不登校の子どもに対して現場の教職員にできることは、家庭と力を合わせて復帰させることだと思う。それを考えると「(2)不登校対策の充実・強化」の目標指標は、復帰率・出現率の両方を設定するべきではないか。</p> <p>また、30頁の主な取組に学校復帰に向けた関係団体との連携強化と記載しているが、今後10年間を考えると、フリースクールなど関係機関や団体との連携がこれまで以上に求められると思うので、しっかり取り組んでいって欲しい。</p>
4	家庭教育	<p>いじめ等の対策や深夜外出等の様々なことは家庭が一番基礎になる。学校教育を進めていく上でも、家庭教育の充実を図っていくことが重要。</p>
5		<p>子どもを育てるのは学校と地域と家庭だとずっと言われてきた。以前県が提唱していた「早寝早起き朝ご飯運動」は相当効果があったと思う。子どもたちが夜遅くまで起きており、朝ご飯も食べないで登校するというような、一番基本的なところができていないということで、教育委員会主導でひとつの運動として取り組んでいたが、最近ほとんど取組の様子が聞こえてこない。</p> <p>新しい計画の中では、学力などの学校教育だけでなく、家庭教育も重要視してもらいたい。</p>
6	文化財	<p>文化財について、新聞で大友公園が日本最大級の大名庭園と報道されていた。美術館は県と市とでまったく異なるコンセプトで建てられたものだが、今回の埋蔵文化財センターの移転の関係と大友公園の整備の関係でなにか良いものに結びつけるような形ができないか考えて欲しい。</p>
7	その他	<p>下関市教育委員会では、「人との出会いによって子どもは変容する、感動することによって子どもは成長する、様々な体験をすることによって自分自身の将来の夢を子どもたちは描き始める、自分の夢へ挑戦する子どもたちを魅力ある教育の中で育てていきたい」という考えの下、教育委員会の基本方針を「いのちきらめき 未来を拓く 下関の教育」とし、サブタイトルに「行きたい学校、帰りたい家庭、大好きなふるさと」を掲げている。</p> <p>大分県の学校は今、行きたい学校になっているか、子どもたちが家に帰りたいと思う家庭と一緒に歩いているか、大好きなふるさと大分になっているか、このようなことを意識して、今回の教育長計の見直しを進めてほしい。また、校長としての覚悟はあるか、校長としての哲学はあるか、校長として職員に一体何を語っているのか、その校長に問かける県教委には同じように覚悟はあるのか、哲学はあるのか、市教委の職員にどう伝えようとしているのか、こういったことを問いかけながら、取り組んでもらいたい。</p>

# 大分県長期教育計画(素案)に対する主な県民意見

資料4

意見募集期間：平成27年10月2日～11月1日(1ヶ月)

総県民意見数：84件 / 84人

複数内容に及ぶ意見については、下記「同種の意見」欄において内容ごとにカウント

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
1	全般 (目標設定)	これまで県教委はたくさん目標設定を行ってきたが、子どもたちの成長につながっていないのか疑問である。今回も「全国に誇れる教育水準の達成」を目指し、「全国学力・学習状況調査」や「全国学力・運動能力・運動習慣等調査」の結果を目標指標として設定しているが、目標を設定することにより、学校教育が管理的になることを危惧している。本来、指導法などは、各教員に任せられるべきで、よい指導法は、子どもによって違えばいい。目標を数値化することによってそのようなことがきにくくなりやすい。	3件	計画に基づく施策の進行管理にあたっては、目標指標の達成度をはじめ施策の達成状況を把握し、県民とも適時に本県の教育課題を共有した上で、透明性を確保しつつPDCAサイクルを機能させる仕組みが必要である。 このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、毎年、本計画の項目・指標を基本とする県教育委員会の施策の点検・評価を行い、その結果について公表するとともに、その内容を教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化と質の向上を図っていきます。 各学校では、子どもたちの実態に応じた目標設定をすともとに固に忠実に指導の充実に努めることが大切です。また、授業は、学習指導要領に基づいて行うもので、その枠組みの中で、教材の選定や教員、授業展開等は、児童生徒の学習状況や地域の特徴を生かし、様々に工夫することが当然求められます。
2	全般	大分県の人権教育推進の位置づけが、ずいぶん変動し、しかもその位置づけが毎回弱くなってきたことに危惧の念を抱いている。「新大分県総合教育計画」同改訂版「大分県長期教育計画(素案)」と比較してみると、人権に関する教育の位置づけが、次第に小項目になってきている。「項目の大小ではなく内容です」という声が聞こえてきそうだが、計画の項の大きさや位置づけ、順番は行政執行の意志・意図が反映されるものである。 特に今回の計画では、基本理念が「生涯にわたる力と意欲を高める」とあるにもかかわらず、人権に関する項が、学校教育と社会教育とに分離されており、その関連性も見えず、さらには達成指標をみても、これらで人権教育の推進がなされていると判断できるのか疑問に思う。	-	社会を取り巻く環境が複雑・多様化しており、総合的に人権教育を推進する必要から、今回新設する論議部分(第1章)で「施策の総合的推進のために必要な視点」として「基礎となる人権教育」を掲げ、1(7)「時代の変化を見据えた教育の展開」と5(1)「多様な学習活動への支援」に人権教育を位置づけました。 これにより、子ども達の発達段階を踏まえた系統的・継続的な人権教育や人権尊重の地域づくりを推進することなど学校教育・社会教育の両面から人権尊重に向けて実践的行動力を育成するとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向け、今後とも取組の充実を図っていきます。
3	第1章「教育県大分」の創造に向けて	「全国に誇れる学力」や「全国に誇れる体力」という言葉が記述されているが、この言葉に強い違和感を感じる。そもそも、学力や体力は、全国に誇るためのものなのだろうか。本来は、子ども一人ひとりの可能性を広げ、それぞれが自己実現できるようにするために付けるものではないか。 また、全国学力テストや体力テストの当初の目的は、十分に力が付いていない部分を明確にして、その後の指導に生かすということが目的だったはずであるが、結果を公表されることで、本来の目的を逸脱して、全国でどの位置にいるかということばかりに一喜一憂しているような気がする。全国平均点というものは、あくまで統計的な指標である。大分の成績が良くなったとしても全国がその成績を上回ってはいれば、全国平均点以下という結果になるし、逆も然りである。全国平均点という不確かなものに振り回され、目標数値を設定してよいのだろうか。	5件	もとより、子ども一人一人の可能性を広げ、自己実現できる学力・体力をどの子どもにも付けるための学力・体力向上施策であり、その結果として教育行政の適否を総合的に評価する最重要の目標・指標として「全国に誇れる教育水準」を設定しています。 他方で、全国学力・学習状況調査の目的は、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることだけでなく、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することにもあります。目標指標の設定については、県全体の子どもたちの変容を客観的に捉え、施策の成果と課題の検証に活用するものです。 各学校に対しては、学力調査の結果に一喜一憂するのではなく、児童生徒の学習状況分析し、他校の好事例に学びながら、各校の取組の検証改善を行うことで、全ての子どもに一定水準の学力を身に付けさせる指導の工夫改善を推進するよう指導しています。

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
4		<p>教育の主人公は、子どもたちである。子どもたちが、「授業が楽しい」「もっと学習したい」と思えるようにするために、教職員は「分かる授業・楽しい授業」を目指し頑張っている。だからこそ、授業改善やお互いに授業を見合うなど教職員同士で学び合うことに取り組んできている。</p> <p>しかし、それは決して、「全国に誇る」ためのものではない。授業改善によって、学力テストの平均点があがるということにながったとしても、それは、「全国に誇る」ためのものではなく、子どもたちが「楽しい」「もっと学びたい」「将来こんなことをやってみたい」と思ってくれることを願い、そのことを目標に頑張っているのではないだろうか。</p> <p>「全国に誇る」というのは、だれのための目標なのか、「教育の主体は子ども」というものとはかけ離れたもののような気がする。数値で測る「全国に誇れる教育水準」が上がると、一人ひとりの子どもが「楽しい」「もっと学びたい」というものは、一部重なる部分もあるとしても、別のものだと思う。数値ではかれないものも含めて、子どもたち一人ひとりが元気に笑顔で、学ぶ意欲を持って学校へ行ける環境づくりをしていくのが、私たち大人の責任である。数値のみで測る子どもたちの姿をもって目標とする「全国に誇る教育水準の達成」は、適さないように思う。</p>	-	<p>子どもたちが生涯にわたって学ぶ意欲を持つには、「楽しい」「もっと学びたい」「将来こんなことをやりたい」という気持ちを持つことが極めて重要であり、そのための教育環境を整える責任が大人にあるという意見については、県教育委員会の認識と同じものです。</p> <p>全国に誇れる教育水準」とは、すべての子どもたちが、意欲をもって一定レベルの学力・体力を身につけられる環境が整った状態であり、大人の責任として県民全体で共有していたいただきたい。教育行政を進める上での目標です。</p> <p>計画に基づく施策の進行管理にあたっては、目標指標の達成度をはじめ施策の達成状況を把握し、県民とも適時に本県の教育課題を共有した上で、透明性を確保しつつPDCAサイクルを機能させる仕組みが必要です。</p> <p>このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、毎年、本計画の項目・指標を基本とする県教育委員会の施策の点検・評価を行い、その結果について公表するとともに、その内容を教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化と質の向上を図っていきます。</p>
5	<p>第1章 「教育県大分」の創造に向けて</p>	<p>最重要目標における「全国に誇れる学力」の指標が学力テストの結果で測れるものとなっているが、文部科学省は、全国学力の結果公表にあたって「調査により測定できるのは学力の特定の一部分」であり、「学校における教育活動の一側面である」としている。</p> <p>学力の結果に固執することで、対象の保護者の一部から「うちの子のせいで、平均点が下がっている」「当日学校を休ませたい」「日頃テストが良くできないので、子どもがとて不安に思っている」などの声も聞かえる。学校現場も児童に学力を上げようと、必死になっており、その半面、勉強の嫌いな児童はとてストレスを感じている。</p>	14件	<p>目標指標の設定については、学力の三要素である「基礎的・基本的な知識・技能」、「それらを活用する思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」の三点について、県全体の子どもたちの変容を客観的に捉え、施策の成果と課題の検証に活用するものです。</p> <p>各学校に対しては、学力調査の結果に一喜一憂するのではなく、児童生徒の学習状況を分析し、他校の好事例に学びながら、自校の取組の検証改善を行うことで、全ての子どもに一定水準の学力を身に付けさせる指導の工夫改善を推進するよう指導しております。</p>
6		<p>「施策の総合的推進のために必要な視点」として「インクルーシブ教育システム」を挙げられており、欄外の注釈に「障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ…」とあるが、これは個人の努力だけではどうにかなるものではなく、ICFの視点に基づき、障がいを環境との相互作用によって生じるものであるという捉えが必要であると感ずる。</p> <p>つまり、「障がい」のある人が社会に参画していくための障壁を取り除くという「社会モデル」に基づいた記述をするべきであると考え、また、インクルーシブ教育システムを推進していくために「合理的配慮」が義務付けられるが、その「合理的配慮」についての具体的な説明が見られない。「障がい」のある人が「普通学級」で学ぶことがその人にとって当然有する権利であり、合理的配慮がなされないことが「差別」であるという視点が必要であると考える。</p>	3件	<p>「インクルーシブ教育システム」及び「合理的配慮」の語句については、国内法で明確に定義されていないため、「障害者権利条約」の署名時仮訳や、中央教育審議会分科会報告（平成24年7月）の記述を引用してまとめました。</p> <p>なお、「合理的配慮」については、より具体的なイメージがもてるよう、巻末の「用語解説」でいくつかを例示しています。</p>
7		<p>国の子どもへの貧困対策に関する大綱では、「学校窓口とした福祉関係機関等との連携」のために、「スクールソーシャルワーカー」の配置を推進、掲げているが、大分県長期教育計画では、このスクールソーシャルワーカーをどのように位置付けているのか。</p>	-	<p>平成27年度大分県では小・中・高等学校において73名のスクールカウンセラーを配置しています。また、県内16地区にスーパーバイザーを置き、未配置校への支援やスクールカウンセラーとの連携を図っており、教育相談体制の充実を推進しているところですが、スクールソーシャルワーカーについては、一部の市町単位での配置はあるものの、県は今のところ配置をしていません。いじめや不登校への対応に向けて、きめ細かく生徒を見守る体制づくりの重要性は増しており、学校現場からのスクールカウンセラー配置の要望が高い状況を見極めながら、教育相談体制の更なる充実に向けて研究していきます。</p>

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
8	基本目標 1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	大分県の子供たちに確かな学力を育成することは、意見が一致するところであるが、小・中学校における目標指数の設定が、「平均」「割合」「割合」のみになっていることには同意しかねる。学校規模や学級規模が異なる中では、「平均」や「割合」で子供たちの実態を正確に測ることはできないのではないか。目標指数に踊らされるのではなく、子供たち一人ひとりの実態に応じた目標設定を学校現場に任せてはどうか。	9件	目標指標の設定については、学力の三要素である「基礎的・基本的な知識・技能」、「それらを活用する思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」の三点について、県全体の子どもたちの変容を客観的に捉え、施策の成果と課題の検証に活用するものです。各学校に対しては、子どもたち一人一人の実態に応じた目標設定をすることともに個に応じた指導の充実に努めることを指導しております。
9	確かな学力の育成	確かな学力の育成を図っていくための授業の「型」として、「習熟の程度に応じた指導」が記載されているが、子どもたちを能力別に分けることにつながる恐れはないか。	-	習熟の程度に応じた指導とは、一人一人のつまずきや理解の進み方等、学習状況を把握し、授業の展開や教材・教員の工夫、個に応じたきめ細かい指導の工夫等を行うことであり、全ての子どもたちに分かる喜びを味わわせ、確かな学力を身につけさせるために必要なものだと思います。
10		学力向上の取組として、「新大分スタンダード」「習熟の程度に応じた指導」等授業の「型」が示されているが、それぞれの教職員の授業の様態をもっと認めているのではないか。「型」にはまった授業を追求していくと、教師自身の特性や独自の発想などが活かされず、教師の意欲低下にもつながりかねない。教育の指導法に関してはもっと自由であるべきではないか。	5件	授業は、学習指導要領に基づいて行うものです。また、「新大分スタンダード」は、県内全ての教員が一定水準以上の授業力をもつための拠り所として提示している最低限の枠組みです。教材の選定や教員・授業展開等は、児童生徒の学習状況や地域の特色を生かし、様々な工夫が当然求められます。教師自身の特性や独自の発想が生かされる場面は多くあり、そのため授業改善に係る研修が重要であると考えます。
11	豊かな心の育成	「現状と課題」の中でも触れられているが、今の子どもたちは、友だちとの関わりが不足し、社会性・対人関係能力が低下していることが懸念されている。最近、放課後子どもたちも遊び姿を見ることがあまりない。放課後の補習、個別指導、土曜授業、長期休暇中の補習など、子どもたちはゆっくと友だちと遊ぶ時間もない程、時間に追われているためではないか。社会性や対人関係能力を育むために、子どもたちにとって友だちと遊ぶことはとても大きな経験である。実際、自己肯定感の状況調査の中にある「自分にはよいところがある」「友達に伝えたいことをうまく伝えることができる」「友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる」「力は、学校生活の遊びの時間さえ、今の子どもたちは十分保障されているように感じる。計画では、学力テストの「平均」「割合」のみを目標にするのではなく、子どもたちの豊かな学びを目指してほしいと願う。	-	人口減少、少子高齢化やグローバル化など変化の激しい時代において、たくましく生きていく子どもたちを育てていくことが求められています。本県では、すべての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進していくこととしており、この意見にあるように、子どもたちの社会性・対人関係能力を育んでいくために、組織的な取組の徹底により学校の教育活動を進めているところです。児童生徒数の減少に伴う長距離通学や生活習慣の多様化などにより、放課後、子どもたちが遊ぶ姿を見ることが、以前に比べ少なくなったりもありません。このような時代が遊ぶからこその、子どもたちの社会性・対人関係能力を育むために学校の教育活動が必要であると考えます。現在、学校現場では、知識・技能の活用等に加え、「協調性」や「やりぬく力」などを日々の授業の中で育てていくために、子ども同士が相談しながら調べたり、自分の考えを伝え合ったりする主体的・協働的な学習を進めているところであり、また、宿泊学習や自然体験活動等も全ての学校で実施されており、県教育委員会では、ふるさと大分の魅力を子どもたちに伝え、継承していく取組も行っていきます。今後も、子どもたちの社会性・対人関係能力を育み、未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育活動の推進に努めていきます。
12	健康・体力づくりの推進	むし歯予防の対策推進としてフッ化物洗口が「有効」と書かれているが、そもそも個人の健康に関するフッ化物洗口を「教育計画」の中に入れていくべきでなく、学校で集団で行うべきものではないと考える。過去の集団予防接種のような問題も生じかねない(副作用等)し、何よりフッ化物洗口の危険性については意見の分かれるところではないか。欄外注釈にも危険性の表記がないので、両論を併記すべきではないか。	9件	県教育委員会では、児童生徒の歯や口の健康づくり推進のため、平成25年3月に「学校におけるむし歯予防の取り組み」を作成し、従来の歯みがき指導、食に関する指導に、フッ化物洗口を加えた三本柱でむし歯予防対策を推進しています。学校において集団でフッ化物洗口を行うことは、誰もが平等にむし歯予防の機会を得ることができず、フッ化物洗口導入にあたっては、フッ化物洗口ガイドライン(厚生労働省作成)に基づき、安全性や有効性が実証されており、事前に保護者・教職員等へ説明を行い実施します。また、実施にあたっては、強制ではなく希望制とすることとしています。

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
13	基本目標 1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進 健康・体力づくりの推進	フッ化物洗口は医療行為であり、医療の専門的な知識や衛生環境にない学校の教育現場で行うべきではないか、アレルギー体質の子どもの含め様々な子どもが在る学校の中で行う事に不安を感じる。現在実施されている市町村では、希望をとり行っているが、保護者や子どもの意に沿う形であっても、公的機関の学校が行う事による、何かしらの強制力のようなものをもっと慎重に考えざるべきではないか。	2件	「フッ化物の安全性に関する質問主意書」(昭和59年12月21日)に対する答弁書(昭和60年3月1日)に「学校におけるフッ化物水溶液における洗口は、学校保健法第二条に規定する学校保健安全計画に位置づけられ、学校における保健管理の一環として実施されているものである。」とあり、洗口液の調剤や管理、洗口等を教職員が行うことは、薬事法及び薬剤師方法に抵触するものではありません。フッ化物洗口は、フッ化物洗口ガイドライン(厚生労働省作成)に基づき、保護者の同意を得て、希望者に対して実施することとしています。
14		体力向上のための「学校体育の充実」は急務であり、それが盛り込まれているのは評価できるが、体力テストの結果のみを求めすぎないようしてほしい。そうなるとうと、体力テストの練習をすればよいことになってしまい、考えて動く、動いて考える体育本来の楽しさがなくなってしまうか。	-	体力向上については、調査結果の向上のみを旨とした取組ではなく、児童生徒に運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化・習慣化を図られることを目指した取組となるよう指導を行っていきます。運動部活動については、専門的な指導ができない教員もいることから、外部指導者を活用し充実を図ります。
15	進学力・就職力の向上	教育は教育のためであるのではなく、基本理念にも掲げられているように「生涯にわたる力と意欲」を個人が持ち続けられるかがカギとなる。生涯を通じて教育を語る時には、地域で働き続け、地域で生きる基盤が必要、確かに活躍の場面を求めて都市圏や海外へ進出する人もいるが、ほとんどの人たちは地域で生き続ける道を選ぶ。それは敗者ではなく、地方存続のために必要不可欠な力となる。そのためには、産業界経済界との連携を常に視野に入れながらの政策策定を行うことが必要。	-	主な取組「就職力の向上」 「キャリア教育・職業教育の充実」の項目において、地域社会や産業界と連携・協働した取組の推進を記載しており、地域の産業を担う人材育成に向けた取組の充実を図っていきます。
16		「特別支援学校への在籍を希望する保護者が増えている」と記述があるが、そのような状況を生んだ理由を条件整備の不備と捉え、地域の学校への在籍が可能となるよう行政の責任のもと社会的障壁を取り除いていくべきではないか。	1件	障がいのある子どもが学ぶ教育の場は、小・中学校等の通常学級や特別支援学級、特別支援学校があり、本人・保護者の意向を最大限尊重して就学先を決定しています。ご指摘のあった地域の小・中学校への在籍に関しては、平成23年度以降の5年間で小・中学校の特別支援学級を200学級増設するという計画を立て、本年度まで計画的に設置したところです。この教育の場でも、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うことができよう。教職員の専門性の向上や「個別の指導計画」の作成等をおし、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ってまいります。
17	特別支援教育の充実	支援学級や支援学校に通った知人に、車いすでも校舎内を過ごせる設備があれば地域の学校に行きたかった。支援の教職員が子どもについてくれるのなら地域の学校に通わせたい。地域の友だちと一緒に関わりたいという方々がいる。現状と課題の中で「特別支援学校や特別支援学級への在籍を希望する子どもや保護者が増えている」と書かれているが、なぜそのような状況になっているか考えてほしい。来年度から「障害者差別解消法」が施行されるが、本気の気持ちを含め取る努力をするとも、ぜひ様々な条件整備をしてほしい。予算のかかることだとは思いますが、一人ひとりを大切に教育は必ず、私たち一人ひとりに返ってくる。「障害」のある子どもたちも一緒に通うことのできる学校をめざしていくという考え方を取り入れてほしい。	-	障がいのある子どもへの意思表明に応じた合理的配慮の提供は、「個別性」が高いものです。したがって、当該幼児児童生徒が在籍する学校及び設置者が、個々の障がいの状態や社会的障壁となっている事象を丁寧に把握し、どのような変更・調整が必要か可能性があるかを検討しなければなりません。「障害者差別解消法」の施行に際し、学校・行政機関の関係者がこのことを十分理解することが必要だと考えます。なお、義務教育段階では、障がいのある子どもへの就学先は、本人・保護者の意向を最大限尊重して市町村教育委員会が決定しています。また、障がいのある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上では、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通じた相互理解を図ることが極めて重要であり、従前から実情に応じた取組がなされています。今後、特別支援学校と小・中学校等との間、小・中学校の特別支援学級と通常の学級との間など、交流及び共同学習の推進・充実を図ってまいります。



NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
18	基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	2件	「合理的配慮」の説明については、別添「用語解説」において例示しています。
19	子ども	ADHDやアスペルガー症候群などの情緒に問題を抱え、学校生活に困りやすい子の割合が増え、5歳児検診で見つかかる子どもも年々増加している。このままの状況が続けば、受け入れ側の学校の困難が目に見える。このような情緒障害の児童やその周りの子どもたちに対しての教育の対策を考えなければ、十分な学習保障ができないと思う。	-	本計画では、特別支援学級の増設、特別支援学校教員による巡回相談の推進、特別支援教育を担う教員の資質向上のための研修内容の工夫・充実等、これまでの取組を継承しつつ、一人一人の障がいの状態等に応じた指導・支援の充実の層の充実が不可欠と考え、教員の専門性の向上ときめ細かな指導・充実を柱とした取組を打ち出しています。
20	特別支援教育の充実	通常学級での「個別の指導計画」の作成を重点課題とし、目標指標を作成しているが、作成率が上げれば特別支援教育が充実するというものでもないと思う。障がいの有無にかかわらず、子どもひとりひとりに丁寧に丁寧に関わる中で、子どもの実態やニーズを把握して「個別の指導計画」に反映すべきであるが、現状は「個別の指導計画」作成すること自体に追われているような気がする。「個別の指導計画」作成が重点にならないような配慮が必要ではないか。	-	特別支援教育は障がいの子どもが在籍する学校・学級の種別にかかわらず、当該幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導や必要な支援を行うものです。このことを具現化したものの一つが「個別の指導計画」であり、どのような内容を記載すれば個に応じた各教科等の指導が充実するのか、不断の見直し・改善に努めることが教員の責務と考えます。学校・学級の種別にかかわらず、障がいの子ども、保護者が、特別支援教育の理念に基づいて個に応じた指導を行うことへの期待は高まっています。このことを念頭に、「個別の指導計画」の作成・活用に向けていただきたいと思います。
21	特別支援教育の充実	個に応じた「合理的配慮」がなされ、教育効果を上げるためには、各学校、各学級における「基礎的環境整備」の充実が欠かせないと思う。また、将来の就労を考えた時に、障がいのある人への県民の理解をどう進めていくかも大きな課題であり、啓発活動を推進していくべき。	-	合理的配慮は個別性が高いものであり、基礎的環境整備は共有性が高いものであることから、校長がリーダーシップを発揮して各学校の特別支援教育に関する指導体制・相談体制を確保したり、学校施設の効果的活用を検討したりすることが必要です。本県では在籍生徒の障がいの状態を鑑み、必要に応じて高等学校にエレベーターを設置する等のバリアフリー化を行ってきました。また、就労を含め、障がいのある子どもが地域で安心して暮らすことができる社会的実現のためには、県民の共通理解を推進して社会的機運を醸成すること等が必要であることから、本県では「大分県障がい者基本計画(第4期)」(平成26年3月)に基づいて、教育、福祉、医療、雇用などの各分野が連携し、啓発活動を含めた諸施策を総合的に展開しています。
22		平成28年度から「障害者差別解消法」が実施される。このことにより、障害のある幼児児童生徒への合理的配慮の提供は、公的機関(幼稚園・小学校・中学校・高校等)においては「義務」となる。この配慮に関する事項は「個別の指導計画」に、配慮に必要とされる連携は「個別の教育支援計画」に記載することになり、目標指標の指標名「個別の指導計画(通常学級)」の作成率は、平成28年度内に必然的に100%となる(法令違反を犯す学校がなければ)。故に、平成31年度目標値は平成36年度同様、100%でなければならず、この部分の修正をお願いしたい(鹿児島県の長期計画を参照してほしい)。なお、目標指標としては「100%を維持すること」がとて重要なことであり、「個別の指導計画(通常学級)」のみでよいと思う。	-	現行学習指導要領では、特別支援学校における「個別の指導計画」の作成は義務化されているものの、幼稚園、小・中・高等学校では必要に応じて作成することとされています。ただし、中央教育審議会分科会報告(平成24年7月)では、「特別支援学校と同様に障がいのある幼児児童生徒すべてに拡大することの必要がある」と指摘されているように、各校種での作成を推進する必要があります。ご指摘の「合理的配慮」は、障がいの意思表明に応じて提供することは不可欠となりますが、この提言や本県各校種の作成状況を見て、本計画期間中の作成率100%達成を目標に、個に応じたきめ細かな指導を充実させます。

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
23	基本目標 1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	<p>平成26年度の特別支援教育体制整備状況調査(文部科学省)によると、大分県の高等学校は「全日制・定時制・併置計」、「全日制」とも、「個別の指導計画(通常学級)」の作成率が全国最下位である。この順位から考えると、目標指標の指標名「個別の指導計画(通常学級)」の対象に、小・中だけでなく「高等学校」も入れた方がよいのではないかと、</p>	-	<p>県立高等学校在籍の障がいのある生徒に対する「個別の指導計画」の作成率は低い状況にあるため、目標指標に高等学校の作成率を追加しました。28年度中には100%の作成率を達成し、以降は100%の作成率を維持していくことを目標に、個に応じたきめ細かな指導を充実させます。</p>
24	時代の変化を見据えた教育の展開	<p>「全国に誇れる教育水準」を達成するには、全国に誇れる学校の設備と人材、及び人員の確保が前提となる。設備においてはタブレットをはじめとするICT機器の積極的な導入を期待する。今後はアクティブラーニングと同時にBig Dataを利用したアダプティブラーニングが主流になるはずである。</p>	-	<p>現在の高度な情報化社会の中で、情報を適切かつ効果的に活用できる能力を付けることが必須になっています。学校教育におけるアクティブ・ラーニングやアダプティブラーニングに対応するためのタブ型端末を中心としたICT環境を、今後計画的に整備することで、時代の潮流に立ち向かえる多様性、協働性に優れた生徒を育成していきます。また、授業においてアクティブ・ラーニングや協働的な学びを実現させ、子どもたちの情報活用能力の向上を図ります。</p>
25		<p>情報化が進んでいる中、ICT機器の充実には計画にあるように大事なことだと考える。しかしながら、公立小中学校ではタブレットや電子黒板が導入されていないところが多いためである。教室でのインターネット環境、無線LANの整備などは喫緊の課題ではないかと。</p>	-	<p>県教育委員会では情報化の急激な進歩に対応するため、長期整備計画に基づき、県立学校の教育用ICT機器や教室のインターネット回線、無線LANの整備等について計画的な整備を進めています。また、市町村立学校については、現状を分析の上、各市町村教育委員会に対して計画的整備を要請しています。</p>
26		<p>グローバル化の時代において、海外に出て英語を使って国際交流や仕事をすることは重要になり、この項目を押し進めていくことはキャリア教育の面でも重要になると思う。しかし、全体的に他国のことをグローバルとしてとらえている傾向があり、「総合力」とするのであれば、異なる価値観という視点から身近にいる「多様な価値観を持った人々との協働」も重要である。文明の進歩により、経済的な格差や、家庭環境、生活環境、各々の能力など昔より差が広がってきており、教室の隣にいる友達でさえも、異なった価値観や異文化をもちながら一緒に勉強している状態がある。素案にあるような特別な取組だけでなく、すべての学校・学級で日常的に行う教育活動の中でこの力を育成する視点を盛り込んでほしい。</p>	-	<p>グローバル人材に必要な総合力の要素の一つとして、主な取組「多様性を受け入れ協働する力の育成」を挙げています。これは、海外での外国人との協働だけでなく、日本国内あるいは県内において、周囲のあらゆる人に対して当てはまるもので、日本国内あるいは県内において、周囲のあらゆる人に対して当てはまるもので、県教育委員会では、大分県の子どもたちが、これからの社会や未来を切り拓く上で、外国人も含めて多様な人々と関わり、共に成長していく力が重要であると考えています。</p>
27	基本目標2 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」	<p>「海外へ出て行って英語を使い国際交流や仕事をすること」をグローバル社会の具体であるとして、近年、外国ルーツをもつ生徒が増えているが、大分県の学校現場でも、そういった生徒が学級の中に複数いることも現状としてある。そういった多様な背景・価値観を持つ生徒とのつながりの意義も記述するべきである。</p>	1件	<p>グローバル人材に必要な総合力の要素の一つとして、主な取組「多様性を受け入れ協働する力の育成」を挙げています。これは、海外での外国人との協働だけでなく、日本国内あるいは県内において、周囲のあらゆる人との協働に対しても当てはまるものです。また、取組として「大分県や日本への深い理解の促進」を挙げ、郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実にも取り組んでいきます。大分県は立命館アジア太平洋大学等に在学する留学生の数も非常に多く、また、別府市を始め県内各地に多くの旅行者が海外から来県します。そういった人々との交流を切り拓く上で、外国人も含めて多様な人々と関わり、共に成長していく力が重要であるとと考えています。</p>
28		<p>海外に出て活躍することも重要であるが、海外から大分に来る、もしくはいる人々との交流を図ることが一番肝要かと思う。大分県における長期計画であることを考えると、今ある大分の持つ特徴を生かすほうが良いのではないかと、海外の人々が大分に移り住むことを希望するよう魅力ある大分になればと思う。</p>	-	<p>グローバル人材に必要な総合力の要素の一つとして、主な取組「多様性を受け入れ協働する力の育成」を挙げています。これは、海外での外国人との協働だけでなく、日本国内あるいは県内において、周囲のあらゆる人との協働に対しても当てはまるものです。また、取組として「大分県や日本への深い理解の促進」を挙げ、郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実にも取り組んでいきます。大分県は立命館アジア太平洋大学等に在学する留学生の数も非常に多く、また、別府市を始め県内各地に多くの旅行者が海外から来県します。そういった人々との交流を切り拓く上で、外国人も含めて多様な人々と関わり、共に成長していく力が重要であるとと考えています。</p>

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
29	基本目標2 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」	<p>大分県は現在、APUの存在もあって多岐にわたる様々な国籍の外国人が暮らす非常に魅力的な県となっている。学生たちは様々な国の友だちと共に学ぶことにより自ずと多文化に触れ、それぞれの国の文化や言語を大事にする感覚を身に付けており、将来どの国に行っても、異国を尊重する姿勢と態度は高く評価されるであろう。まさにこれからのグローバル社会で大事なものは、こういった世界感である。英語圏のみならず、どの国の人々とも地球人として共に地球の未来を構築しようとする姿勢が大切。</p> <p>県内の小中学校では、外国にルーツを持つ子ども達が増えつつあり、その子ども達を通して異文化に触れ、尊敬の念を持つ共に学ぶことは、正しい国際感覚を身に付けるのに大変適している。日本語が話せず言語支援を必要とする子。自分のアイデンティティについて悩みを持つなど精神面や学習面で支援を必要とする子。彼らに手を差し伸べ、共に育ちあう環境をつくることも、大分県のグローバル化につながるのではないかと。</p> <p>フィンランドは多言語が飛び交う国であるが、各学校には言語支援者が十分配置されており、その中で英語力も他の学力(考える力)も伸びている。これからの大分県において、英語が話せればそれでよいといった雰囲気にと子どもや保護者が傾倒してしまわぬよう、大分県だからこそこできる真のグローバル化・総合力の育成を願う。</p>	-	<p>グローバル人材に必要な総合力の要素の一つとして、主な取組「多様性を受け入れ協働する力の育成」を挙げています。これは、海外での外国人との協働に対してでなく、日本国内あるいは県内においては、周囲のあらゆる人との協働(語学力)のも当てはまるものです。グローバル人材の育成については、英語力(語学力)の育成だけに特化するのではなく、多様性を受け入れ協働する力や、海外への挑戦意欲・使命感の育成など、本計画に示した5つの力の総合力の育成が必要と考えています。県教育委員会では、大分県の子どもたちも、これからの社会や未来を切り拓く上で、この総合力の素地を学校・家庭・地域の協働により培っていきます。</p>
30	基本目標3 安全・安心な教育環境の確保	<p>いじめ対策の充実・強化</p>	6件	<p>大分県は「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こる」という認識に立ち、小さないじめも、見逃すことなく把握して小さなうちに解消することに努めています。「いじめ校内対策委員会」をはじめとした、組織的な生徒指導体制の構築やスクールカウンセラー、いじめ解決支援チーム等の活用を通じて、教職員が子どもと向き合い、寄り添っていく時間の確保に努めていきたいと考えています。</p>
31	基本目標3 安全・安心な教育環境の確保	<p>いじめの問題は誰にでも起こりうるという見解は賛同する。いじめをされた子の苦悩はもちろんだが、いじめの側の心のあり様についても寄り添っていかねばいじめは解決しない。そのため、家庭訪問をしたり、日記の記述に丁寧に向き合ったり、保護者との連携をとるなど、大変に時間のかかる指導が必要となる。子どもたちに必要なのは、自分や他者を大切にすることの意味を考えること、そして自分をありのままに受け止めて、困りを共有し、一緒に解決にむけて歩む存在ではないか。</p>	-	<p>各学校ではいじめの側・いじめられる側の両方の寄り添いを大切にしています。日頃から実施されている学年会議や教育相談部等の分掌会議の中で、または「いじめ校内対策委員会」を通じて全教職員共通理解の下、学校全体で関わっていくように努めています。また、保護者への迅速な連絡・家庭訪問等を実施し理解と協力を得ることが大切であり、管理職を含めた教員のみならずスクールカウンセラー、関係機関等と連携しながら子どもに寄り添い解決に向けて努力をしています。</p>
32	不登校対策の充実・強化	<p>目標指標に不登校児童生徒の出現率を設定しているが、この対応のための数値目標が設定されることに違和感がある。長年、学校に行っていないことで苦悩している子どもも、学校に行かないことはそう問題ではなく、学校に行かないことで自信を失うことに問題があるように感じる。そこに追い込んでいくのはむしろ、不登校を解消しようと意識込む担任や学年集団、解消することをよそとすとする地方教育委員会の体制ではないかと謙虚に考えたいかなければならないのではないか。</p> <p>不登校の子どもも持つ保護者にとっては、数字で解決されなければならぬ問題として我が子が見つめられるのは辛いものである。保護者が勇気を失わずに毎日を過ごし、子どもと向かい合いたら、子どもを支援するよう、支援する方策、場所、機関の提供にこそ目的が向かうべきではないか。数値の達成自体が目的化され、ますます追い込まれていく子どもも保護者が増えたいことを危惧している。もっと多面的にこの問題をとらえ、様々な子どもたちそれぞれの生き方を選べるように、自立支援の充実に向けた目標を設定されることを切に願う。</p>	1件	<p>文部科学省は、毎年新規に出現する不登校児童生徒数を出現させない未然防止の取組をこれまで以上に充実させていくとしています。これは、不登校の要因が一人ひとり異なることや、様々な要因が複合的に絡み合うことで不登校期間が長期に及びほと学校復帰が困難となっている状況があるためです。</p> <p>県教育委員会としても、市町村教育委員会や各種団体と連携しながら、様々な未然防止策や復帰・自立支援策を講ずることで、全ての子どもたちの居場所と絆がある学校づくりのための取組を推進します。</p>
33		<p>目標指標に不登校児童生徒の出現率が設定されているのは問題ではないか、数値の達成自体が目的化してしまふことを危惧する。「不登校」の子ども達の保護者への支援も盛り込まれるべきだと考える。</p>	2件	<p>本県では、県教育センターにある「ボランの広場」をはじめ、15市町に教育支援センター(適応指導教室)が開設されており、訪問指導による不登校児童生徒及び保護者への支援を行っています。ご指摘の内容を踏まえ、「不登校」の子ども達の保護者支援に関する記述を明確化します。</p>

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
34	基本目標4	教員は休憩時間も子どもの指導に費やし、超過勤務や持ち帰り仕事などで毎日仕事に追われている現状があり、広域異動によって長距離通勤を余儀なくされ疲れ切っている者もいる。このため主な取組「校務環境の整備」、「健康の保持・増進」の中に、長距離通勤・超過勤務・休暇取得といった労働環境改善の視点について記述するべきではないか。	12件	労働環境改善に係る内容は、校務環境の整備に記載しているところで、今後も「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」の取組等により、校務環境の整備を引き続き推進していきます。
35	信頼される学校づくりの推進	「生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実」とあるが、休憩がほばない一日平均12時間の労働、過度の出張数で回らない職場の現状を理解したうえで「充実」という言葉を選んでいるのならば、実質的な改善策で教職員の精神的・肉体的負担を減らす策を記述すべきである。	1件	リレー式授業改善協議会は、今求められている授業改善の方向性や先進的な取組について管理職・ミドルリーダー、教科担任等に広く理解いただき、学力向上の取組が学校全体で組織的に行われることを目的としています。3年が経過し、特に小学校においては組織が進んできましたので、今後の方向性について検討しているところです。
36	軽減プロジェクトチームの取組等により、県教育委員会や教育関係団体及び教育研究団体の学校外での会議・研修等の精選・縮減に取り組んでいるところである。	「リレー式」と銘打った、講座や研修の出張が最近ものすごく多く、肝心な授業の方が自習になっている。「子どもたちの学力向上」と言いながら、現実には自習の時間が増えるというのはおかしいか。 小さい学校だと、担当分掌が多く、何度も出張することになり、大変な問題になっている。似たような講座や研修は、県教委だけでなく、事務所単位・市教委単位でも行われているので、ぜひ連携して、必要最小限にして欲しい。	-	リレー式授業改善協議会は、今求められている授業改善の方向性や先進的な取組について管理職・ミドルリーダー、教科担任等に広く理解いただき、学力向上の取組が学校全体で組織的に行われることを目的としています。3年が経過し、特に小学校においては組織的に行われてきたので、今後の方向性について検討しているところです。
37	教職員の意識改革と資質能力の向上	現状の課題の中で教職員の精神疾患や定期健康診断の結果等に触れていることは評価できる。教職員が健康を損ねている原因を検証し、具体的に改善する方向性を記述して欲しい。	4件	心身の健康を損ねる原因については、多くは複数の要因が重なっているのが現状です。そのため、主な取組「健康の保持・増進」に記載している内容を実践することにより、教職員の健康課題を検証・分析しながら、個別または集団への支援に効果的に取り組めます。
38	教職員の意識改革と資質能力の向上	大分県では教職員の大量退職時代となり、それに伴い、これからは毎年多くの教員の採用があり、世代交代も進むことが想定される。採用試験の実施にあっては、公平性・透明性が不可欠であると思ふ。しかし、臨時講師として現場を経験している人の中で、教育に情熱をもち、実践経験も積んでおり、生徒からも信頼され慕われているのになかなか合格できない人もいる。試験の合格は客観的に行われるべきだが、試験で高得点を得、面接で好印象を得る人が必ずしもいい教員とはかたがた、そうとも言えないように思ふ。学校は、一つの社会である。資質的に問題ありという人ばかりではなく、いろいろな個性を持った先生がいるからいいという一面はあると思ふ。採用試験の合格を決定する資質の観点には客観的であると同時に多面的であることも必要なのではないか。特別選考の中に経験者区分を設けるなどの工夫があってもよいのではないか。	-	教員採用選考試験においては、優秀な人材を確保するため、模擬授業や教科・科目等の専門に関する内容を問う口頭試問など専門性を判断する試験を実施しており、日頃の教育実践を活かすことが可能であると考えています。地方公務員法の趣旨を踏まえ、試験の公正性・公平性を確保する観点から、一律に臨時講師の経験による優遇措置を設けることは考えていません。
39		「服務規律の徹底」については、教職員の服務規律の徹底という視点ばかりを唱えても改善していかないと。教職員が心身ともに安定した状態で力を発揮できる環境の整備に全力を尽くして欲しい。	1件	教職員が持てる資質能力を十分に発揮できるよう、心身の健康を保持することは重要なことから、ご指摘の内容を踏まえ修正を行います。（「健康の保持・増進」の記述のうち、「教職員の健康」を「教職員の心身の健康」に修正）
40		大分県の教職員の年齢構成を見ると、その多くの割合を占める50代の教職員が、今後数年の間に定年を迎え、現場が大きく若返ることが予想される。新しい風を吹き込むことは大変素晴らしいが、大きな期待が持てるし、ベテラン教職員の持つノウハウを継承することも大切なことであると思ふ。しかしながら、その方法として、主な取組「教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上」に資する広域人事異動を行うことは果たして意義があるのだろうか。地域に根ざした教育を熟知した教職員がそのノウハウを地域の若い教職員に継承する、それが一番自然で効果的だと思う。	8件	広域人事異動は、全県的な教育水準の維持向上、教職員の意識改革及び若手教職員の人材育成の観点から推進しているところです。なお、地域に根ざした教育の推進のために大事なのは、教職員が同じ地域に長期勤務すること以上に、その教職員が如何に意欲を持って取り組むかという姿勢やコミュニケーションスキルなど地域とともにある学校づくりにあると考えています。

NO	関係施策等	意見の要旨	同種の意見	意見に対する考え方及び反映状況
41	基本目標4 学校の信頼される推進 教職員の意識改革と資質能力の向上	「学校支援センターによる学校運営支援機能の強化」の項について、大分県の義務制小中学校において、学校事務職員未配置校が多い中で、センター職員が未配置校の学校運営に関わっていくのには限界がある。具体的にどのような学校支援を行うかについて示してほしい。	-	学校支援センターの設置により、小中学校事務職員の人材育成や活用を図るとともに、学校の教育力向上に向けたICTを活用した校務処理の効率化等の支援に取り組んでいきます。 今後も学校が組織として機能し、教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮できるよう、事務処理のICT化の進展に対応した適切な情報提供するなど支援に努めていきます。
42	基本目標5 時代の生き抜く支援 社会全体の「協育」力の向上	今、学校では教育を十分に受けられない生徒がいる。原因は様々だと思いが一番の原因は家庭を含めた地域の教育力の低下だと思う。少し前までは一人の子どもの関わわる大人がたくさんいて、子どもは色々な情報や価値観をその中で学び取ることができたが、今ではそれができない環境の中で育つ子どもが少なくない。 学校を教育の柱として人権的な視点を第一にし、あらゆる子ども間の壁を取り除けるような環境を構築して欲しい。今の学校は臨時の先生が多すぎる。人材の確保に力を入れてほしい。	-	子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、県では、学校・家庭・地域が協働して子どもを育むことを推進する「協育」ネットワークづくりに取り組んでいます。現在、県内すべての市町村で「協育」ネットワークを活用して、地域主導による放課後・土曜日等における学習活動や体験活動への支援や悩み・不安を抱える保護者への支援としての家庭教育支援などを行っています。 また、学校における種々の教育課題に的確に対応するためには、「芯の通った学校組織」を構築するとともに、学級担任には原則として正規教員を配置することとすることを考えます。正規教員の採用数は、退職者数や臨時講師比率の状況等も勘案して増やしてきており、今後とも人材の確保に努めていきます。

開催日:平成27年11月4日(水)9:30~11:30

場所:ホテルエリアワン大分2F「ローザンヌの間」

NO	分類	発言要旨
1	計画全般	2頁の教育改革の経緯、その背景の書き出しに、20年の不祥事があることに違和感を感じる。確かに大分県の教育改革を考える上で、絶対に忘れてはいけないことであるし、教育改革の出発点となっていることに関しても全く異論はない。しかしながら、今後9年の大分県の教育計画を語る冒頭部分を負の内容から始める必要はないのではないか。計画の冒頭部分ではなく、36頁の(2)「教職員の意識改革と資質能力の向上」のリード文に移動させられないか。 平成30年度以降、段階的に次期学習指導要領に切り替わることも踏まえ、これからの教育が子どもたちにどういった資質・能力を期待するのかを、改革の背景に記述すべきではないか。計画の冒頭部分は前向きな内容から始まる方がいいと思う。
2		最重点目標「全国に誇れる教育水準」の指標を、「学力」・「体力」・「意欲」・「これからの時代に求められる『総合力』」としているが、「意欲」は学力の3要素の一つであるので、知・徳・体の「徳」に変更した方が収まりがいいのではないか。
3		教職員の法令遵守と意識改革の視点は、第1章1「教育改革の経緯」と(2)「教職員の意識改革と資質能力の向上」において、かなり充実されたと思う。大分県において教育改革を語る場合、平成20年の事件を抜きには語れない。教育改革とは、行政、学校現場の意識改革であり、絶対に忘れてはいけないのは「法令遵守」という視点である。法令を遵守していれば大きく外れることはない。現在は学校現場でも「法令遵守」という視点を十分に認識していただいていると思うが、今後も注視していかなければならない。
4		「教育県大分」というフレーズは本計画のいわば目玉だと思う。行政主体である都道府県教育委員会としての主な仕事は、市町村教委への指導助言と教職員の配置等の財政的支援であるが、「教育県大分」というのは大分県独自の仕事である。このことに鑑みれば、「教育県大分」の具体的な姿が計画の中で示されていないのは物足りなく感じる。「教育県大分」を実現するためには、県民全ての意識改革が必要であり、県民を巻き込んで取り組んでいくための仕掛けが必要。
5		「教育改革の経緯」の前に「大分県の教育」ということで、一つ項目を立てて大分県教育の歴史に触れてはどうか。大分県は江戸末期の豊後学を始めとして、三浦梅園、廣瀬淡窓と日本に名だたる教育者を輩出してきた歴史がある。これは大分県の教育界が誇るべき歴史でもある。
6		10年後の子どもたちは、こうなっていて欲しいというところを計画にしっかりと書き込むべきではないか。抽象的な話にはなるが、子どもたちや保護者、地域の方が幸せになったかどうかについての視点が落ちていると思う。アンケートではなく目標指標の中に、子どもたち、先生、保護者、地域の方は幸せになったかどうかを測る視点が入ってくると良い。
7	幼児教育	16頁の主な取組にある「幼稚園等」という表現を、「幼稚園・保育所・認定こども園」と改められないか。子ども子育て支援新制度が今年度から始まったことや幼稚園に通う子どもが減ってきていることを考えると、きちんと並べて表記することで就学前教育に力を入れていることがより伝わりやすくなると思う。
8	特別支援教育	21頁の目標指標「個別の指導計画」の作成率については、高校は中間年の目標を100%にしているのので、小・中も100%にすべきではないか。学習指導要領において努力義務にとどまるとはいえ、通常学級における個別の指導計画の作成は非常に重要なことである。
9	ICTを活用した教育	ICTを活用した教育には、子どもたちの情報活用能力を高めるという教育的側面と教育メソッド・教育ツールとしての側面の二つの側面がある。教員の増員を望みにくく、学習内容も増えている現状で学力向上を考えると、ICTを活用した双方向型の授業メソッドを開発するなどの視点も重要になる。教育メソッド・教育ツールとしての側面については、施策(1)「確かな学力の育成」にも盛り込む必要があるのではないかと。
10		公園などで小学校低学年の子どもがスマホゲームをしている姿を目にする。情報を活用する力を育成していくことは大事であるが、同時にスマホやタブレットの正しい使い方を教育する視点も忘れてはならない。幼児期から、情報リテラシー教育を行っていくことも必要ではないか。
11	「芯の通った学校組織」	「芯の通った学校組織」というのは上手な表現だと思う。今後は学校組織が自律的に発展していくシステム、ガバナンスが当然求められる。校長の責任・機能、職員会議の機能、教育委員会と校長との関係等一連の流れの中で、学校組織を高度化していくことが求められる。

NO	分類	発言要旨
12	学校・家庭・地域	財政審において教職員の削減案が示される中、子どもたちへの対応がどのように変わっていくのかという不安が募っている。コミュニティ・スクールの件もあるが、保護者と地域が今後どのように学校と連携していくべきか、しっかり議論していかなければならない。
13		県議会においても今後の高校の在り方に関する意見が出ていたが、今後少子化が更に進めば、高校の再編の議論をせざるを得なくなると思う。40頁の主な取組「特色ある高等学校づくりの推進」に、「再編」という文言は入れないまでも、新たな視点から高校改革に取り組んでいくという方向性を記述するべきではないか。「地方創生」というキーワードもある中で、今後の高校の在り方をしっかりと考えていく必要がある。
14	高校教育	高校再編により学校数や学級数が減っており、それに伴い特に周辺部の学校で特徴が失われていっていると感じる。また、再編校の教員や生徒のモチベーションの低下も懸念される。特に周辺部の高校に対しては、今後5年、10年先のビジョンを示すべきではないか。そうすることで、進学先を決定する上での重要な材料となる。
15		少子化の流れをみても、今後高校に通う生徒が更に減少していくことは避けられない。こうした状況の中で、27年度に終了する再編計画が今後どうなっていくか、保護者の関心は高い。「特色ある学校づくり」といわれるが、高校は進路の問題があるため、限られた時間の中でどうしても学業を優先せざるを得ない。地域の産業界等との連携が求められているとは思いますが、現状の体制で学校現場が受け入れられるか疑問である。そもそも「特色ある学校」という言葉の定義があいまいではないか。例えば「総合学科」が特色ある学校の事例としてよく使われるが、これは制度としてあるものを設置者が導入したにすぎず、学校が独自に特色を出したものではない。また、学校と地域との連携といわれるが、一義的には小・中学校でということになり、高校に求められる役割は異なると思う。この違いを意識して進めないと、お題目だけで終わってしまいかねない。

## 県立屋内スポーツ施設設計者選定の状況について

### 1 実施経緯

期 日	内 容	備 考
8月27日	第1回選定委員会	実施要領・審査基準の決定
9月1日	プロポーザルの公告	
9月11日	参加表明書提出期限	15者が参加表明
10月19日	第1次審査図書提出期限	10者が図書を提出
11月8日	第2回選定委員会 (第1次審査)	第1次審査図書の審査により、 2次審査に進む5者を選出

### 2 選定委員(50音順,敬称略)

委員長	工藤 利明	(県教育委員会教育長)
副委員長	谷口 勇一	(大分大学教育福祉科学部 教授)
委員	加藤 寛章	(県体育協会事務局長)
	菊池 健児	(大分大学工学部 教授)
	島岡 成治	(日本文理大学工学部 教授)
	住吉 大輔	(九州大学人間環境学研究院都市・建築学部門 准教授)
	松本 悠輝	(松本内科循環器科クリニック院長)

### 3 第1次審査について

第1次審査では、提案書及びその他の書類を実施要領に定める審査基準(独創性、経済性、機能性、的確性及び実現性並びに課題解決能力、取組意欲、実施方針の妥当性、確実に業務を遂行可能な取組体制)に基づきを審査し、応募のあった10者の中から、次の5者を選定しました。

#### 【第1次審査通過者】

受付番号	応募者	所属事務所
4	能勢 修治	株式会社 石本建築事務所
8	平賀 信孝	株式会社 坂茂建築設計
9	山本 茂義	株式会社 久米設計九州支社
10	永廣 正邦	株式会社 梓設計九州支社
15	難波 和彦	株式会社 難波和彦・界工作舎

#### 【参考：提案書で提案を求めた課題】

「県立屋内スポーツ施設整備基本方針」を踏まえた敷地内の配置計画、及び利用者の動線計画  
 建築・維持管理コストを含めたライフサイクルコストの低減  
 建設地周辺の環境・景観に調和し、更に運動公園全体として良好な景観を形成する外観  
 予定工期限内に確実に完成させ、また、更に工期を短縮させるための工法等に対する考え方  
 木材(地域材)及び大分県産資材の使用計画

### 4 これからのスケジュール

期 日	内 容	備 考
11月22日	第3回選定委員会 (第2次審査)	公開のプレゼンテーション・ヒアリング等により、最優秀者及び次点者を決定(12:55~新館大会議室)
12月上旬	基本設計着手	